

第2次 東北町総合振興計画

後期基本計画

笑顔・元気・活力あふれ
未来に羽ばたく とうほくまち

令和3年度(2021)～令和7年度(2025)



TOHOKU

第2次 東北町総合振興計画

後 期 基 本 計 画

とうほくまち新時代への道標^{みち しるべ}

笑顔・元気・活力あふれ
未来に羽ばたく とうほくまち

令和3年3月

東 北 町

第2次東北町総合振興計画 後期基本計画の策定にあたって



近年、社会情勢はますます厳しさを増し、長引く景気の低迷、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来、地球環境問題、また、国難ともいえる新型コロナウイルス感染症問題など自治体を取り巻く環境はこれまで以上に目まぐるしく変化してきております。

本町は、平成28年3月に『笑顔・元気・活力あふれ 未来に羽ばたくとうほくまち』の実現を目指し、「定住環境をさらに高める」・「新たな活力を生み出す」・「みんなとともに働く」の3つの基本理念を据え、第2次東北町総合振興計画を策定し、諸施策の計画的な推進に取り組んでまいりました。

この計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間の基本構想と、前期・後期の各5年間を計画期間とする基本計画から構成されておりますが、このたび、前期の計画期間が終了することから、前期基本計画に基づく施策の成果や課題、社会情勢や環境の変化及び町民のニーズに対応するとともに、人口減少対策を強力に推進するための「第2期東北町総合戦略（令和2年3月策定）」を踏まえ、今後5年間の後期基本計画を策定いたしました。本計画の実行に向けましては町民の皆さまと行政との協働によるまちづくりが重要かつ不可欠であります。つきましては、町民の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、後期基本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言、アンケート調査へのご協力をいただきました町民の皆さまをはじめ、真摯にご審議いただきました東北町まちづくり委員会委員、東北町総合開発審議会委員及び関係者各位に対しまして心より感謝申し上げますとともに、今後とも引き続き町政に対するご理解、ご協力をお願い申し上げ、計画策定にあたってのご挨拶とさせていただきます。

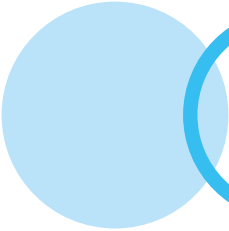
令和3年3月

東北町長 蛸名 敏治

総論	1
第1章 第2次東北町総合振興計画後期基本計画とは？	2
1. なぜ計画をつくるのか？	2
2. 計画の位置づけと役割は？	3
3. 計画の構成と期間は？	4
4. 計画づくりで重視したことは？	5
第2章 東北町が目指す姿と計画の体系等	6
1. まちづくりの基本理念	6
2. 2025東北町の将来像	7
3. 将来像実現に向けた計画の体系	8
4. 人口の見通し	9
第3章 町民の声と社会環境の変化	10
1. 反映すべき町民の声	10
2. 対応すべき社会環境の変化	18
後期基本計画	23
序章 後期5年間の重点プロジェクト	24
第1章 みんなが元気になる健康福祉のまち	27
1. 子育て支援	27
2. 高齢者支援	31
3. 障がい者支援	36
4. 地域福祉	40
5. 保健・医療	43
6. 社会保障	47
第2章 未来を切り拓く人を育む教育・文化のまち	50
1. 学校教育	50
2. 社会教育	56
3. 青少年健全育成	59
4. 文化芸術・文化財	61
5. スポーツ	64
6. 国際化・国際交流	67

CONTENTS

第3章 活力と交流あふれる産業のまち	69
1. 農業	69
2. 林業	74
3. 水産業	77
4. 商業	81
5. 工業	84
6. 観光	86
7. 雇用対策	89
第4章 きれいで安全・安心な生活環境のまち	91
1. 環境保全・エネルギー	91
2. ごみ・し尿処理	94
3. 水道	97
4. 下水道	99
5. 公園・緑化	102
6. 消防・防災	104
7. 交通安全・防犯	109
8. 消費者対策	112
第5章 発展を支える生活基盤が整ったまち	114
1. 土地利用・市街地整備	114
2. 住宅、定住・移住対策	117
3. 道路・公共交通	121
4. 情報化	124
第6章 みんなで協力してつくる自立したまち	127
1. 男女共同参画	127
2. コミュニティ	130
3. 協働のまちづくり	132
4. 行財政運営	134
資 料 編	139



総 論

1. なぜ計画をつくるのか？

本町では、特色ある農林水産業や、緑の大地と小川原湖に代表される豊かな自然をはじめ、本町ならではの特性・資源を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、平成27年度に、第2次東北町総合振興計画「とうほくまち新時代への道標（みちしるべ）」基本構想（平成28年度～令和7年度）及び前期基本計画（平成28年度～令和2年度）を策定し、将来像として掲げた『笑顔・元気・活力あふれ 未来に羽ばたく とうほくまち』の実現を目指し、様々な施策を積極的に進めてきました。

しかし、この間、少子高齢化や人口減少の一層の進行、全国各地における大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、社会環境は大きく変化し、様々な分野で新たな対応が求められています。

また、町内においては、人口減少がさらに進み、その歯止めに向けた取組の強化が求められているほか、町民ニーズをみると、“保健・医療・福祉の充実”をはじめ、“子育て環境・教育環境の充実”や“快適で安全・安心な居住環境の整備”が重視されています。

こうした社会環境の変化や町の課題に的確に対応しながら、将来像を実現するため、前期基本計画の計画期間が終了することを機に、現計画を継承・発展させるとともに、新たな視点と発想を加え、後期5年間のまちづくりの指針として、第2次東北町総合振興計画「とうほくまち新時代への道標」後期基本計画（令和3年度～令和7年度）を策定します。

2. 計画の位置づけと役割は？

本計画は、以下のような位置づけと役割を持つ計画として策定しました。

計画の位置づけ

東北町の「最上位計画」

本町が策定・推進する各種計画のうち、最も上位に位置する「最上位計画」であり、町が行うあらゆる活動の基本となるものです。

計画の役割

東北町民みんなのまちづくりの目標

町民にとっては、これからのまちづくりの方向性や必要な取組を行政と共有し、まちづくりに積極的に参画・協働していくための目標となるものです。

東北町行政の総合的な経営指針

町行政にとっては、新たな時代の活力と魅力ある東北町をつくり上げ、持続的に発展していくための総合的な経営指針となるものです。

わが町・東北町の主張と情報発信

国や青森県、周辺自治体に対しては、必要な施策や事業を実施するための東北町の主張を示すとともに、全国に向けて東北町を積極的に情報発信していくものです。

3. 計画の構成と期間は？

本計画は、「後期基本計画」と「実施計画」の2つからなっています。それぞれの構成と期間は、以下のとおりです。

後期基本計画

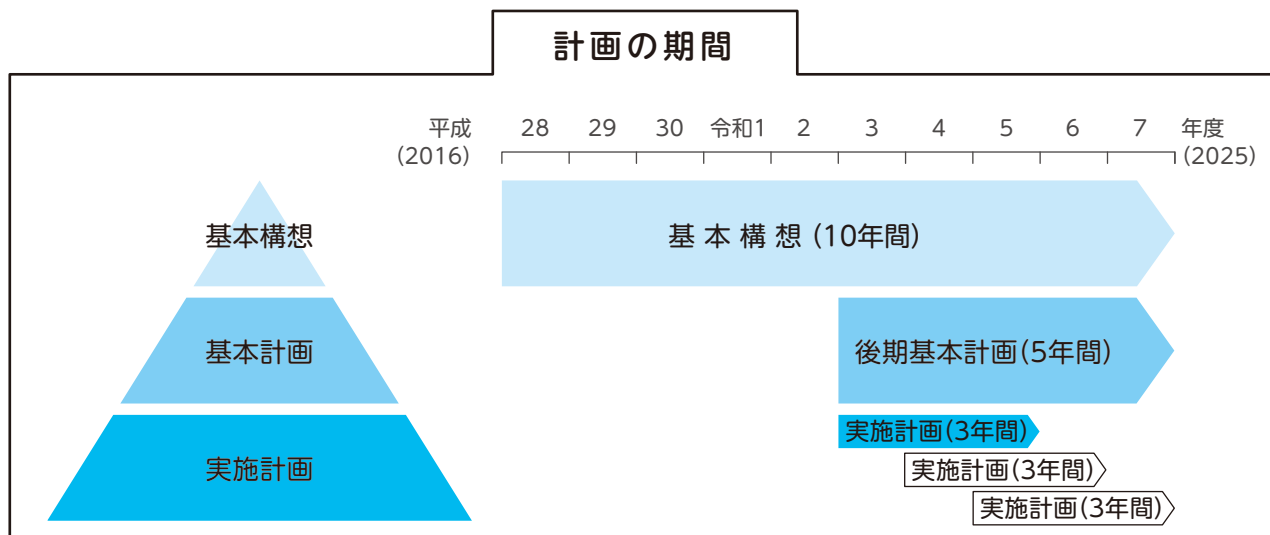
基本構想に基づき、また、前期基本計画の達成状況や町民の声、社会環境の変化などを勘案し、各分野において取り組む主要な施策や数値目標などを示したものです。

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

実 施 計 画

後期基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源、実施年度等を示したもので、別途策定するものとします。

計画の期間は、向こう3年間とし、毎年度見直しを行います。



4. 計画づくりで重視したことは？

本計画は、計画の役割や本町をめぐる情勢の変化を踏まえ、以下のような視点を重視して策定しました。

“地域特性を最大限に生かす”計画づくり

本町ならではの魅力をさらに高め、誇りうるまちづくりを進めるため、本町の特性・資源を再発見・再認識し、それを伸ばして東北町らしさを追求する、“地域特性を最大限に生かす”計画として策定しました。

“読んでわかる”計画づくり

町民が本計画を読んで理解し、共感し、まちづくりに積極的に参画・協働することができるよう、計画への町民の声の反映を重視するとともに、町民の目線に立ったわかりやすい構成・内容・表現とし、町民が“読んでわかる”計画として策定しました。

“経営のさらなる効率化”を見据えた計画づくり

財政状況が厳しい中で、自立した町をつくり上げ、将来にわたって持続していくことができるよう、行財政改革との密接な連携の確保、施策・事業の選択と集中などを行い、“経営のさらなる効率化”を見据えた計画として策定しました。

1. まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念については、基本構想に基づき、引き続き以下のとおりとします。

1 『定住環境』をさらに高める。

「U S K 3 環境^{※1}」をはじめ、自然と共生する快適な環境、安全・安心に暮らせる環境など、定住環境のさらなる向上を図り、みんなが夢と希望を持ち、ずっと住みたくなる、この地に移り住みたくなるまちづくりを進めます。

2 『新たな活力』を生み出す。

基幹産業である農林水産業を柱とした多様な産業活動や、文化・スポーツ活動をはじめとする町民活動の活発化を促し、未来に羽ばたける、新たな活力や豊かさ、感動を生み出すまちづくりを進めます。

3 『みんな』でともに働く。

町民や町民団体、民間企業等と行政とが、心をつにし、知恵と力を合わせ、支え合い助け合い、協働する体制づくりを進め、みんなの力によってみんなが幸せを実感できるまちづくりを進めます。

※1 生みやすい環境・育てやすい環境・健康で長生きできる環境の3つの環境のこと。「生む」のU・「育てる」のS・「健康」のKという頭文字をとって表現している。

2. 2025東北町の将来像

将来像についても、基本構想に基づき、引き続き以下のとおりとします。

すべての分野において、特色ある農林水産業や恵まれた立地条件をはじめとする本町の地域特性を最大限に生かしながら、『定住環境』をさらに高めるまちづくり、『新たな活力』を生み出すまちづくり、『みんな』でともに働くまちづくりを進め、町民一人ひとりが夢と希望を持ち、笑顔で元気に暮らすとともに、新しい活力が生み出され、未来に羽ばたくことができる、みんなが幸せを実感できる豊かなまちをつくり上げていくことを目指します。

笑顔・元気・活力あふれ 未来に羽ばたく とうほくまち



第2章 東北町が目指す姿と計画の体系等

3. 将来像実現に向けた計画の体系

計画の体系についても、基本構想に基づき、引き続き以下のとおりとします。

基本目標	施策項目
1 みんなが元気になる 健康福祉のまち	① 子育て支援 ② 高齢者支援 ③ 障がい者支援 ④ 地域福祉 ⑤ 保健・医療 ⑥ 社会保障
2 未来を切り拓く人を育む 教育・文化のまち	① 学校教育 ② 社会教育 ③ 青少年健全育成 ④ 文化芸術・文化財 ⑤ スポーツ ⑥ 国際化・国際交流
3 活力と交流あふれる 産業のまち	① 農 業 ② 林 業 ③ 水産業 ④ 商 業 ⑤ 工 業 ⑥ 観 光 ⑦ 雇用対策
4 きれいで安全・安心な 生活環境のまち	① 環境保全・エネルギー ② ごみ・し尿処理 ③ 水 道 ④ 下水道 ⑤ 公園・緑化 ⑥ 消防・防災 ⑦ 交通安全・防犯 ⑧ 消費者対策
5 発展を支える生活基盤が 整ったまち	① 土地利用・市街地整備 ② 住宅、定住・移住対策 ③ 道路・公共交通 ④ 情報化
6 みんなで協力してつくる 自立したまち	① 男女共同参画 ② コミュニティ ③ 協働のまちづくり ④ 行財政運営

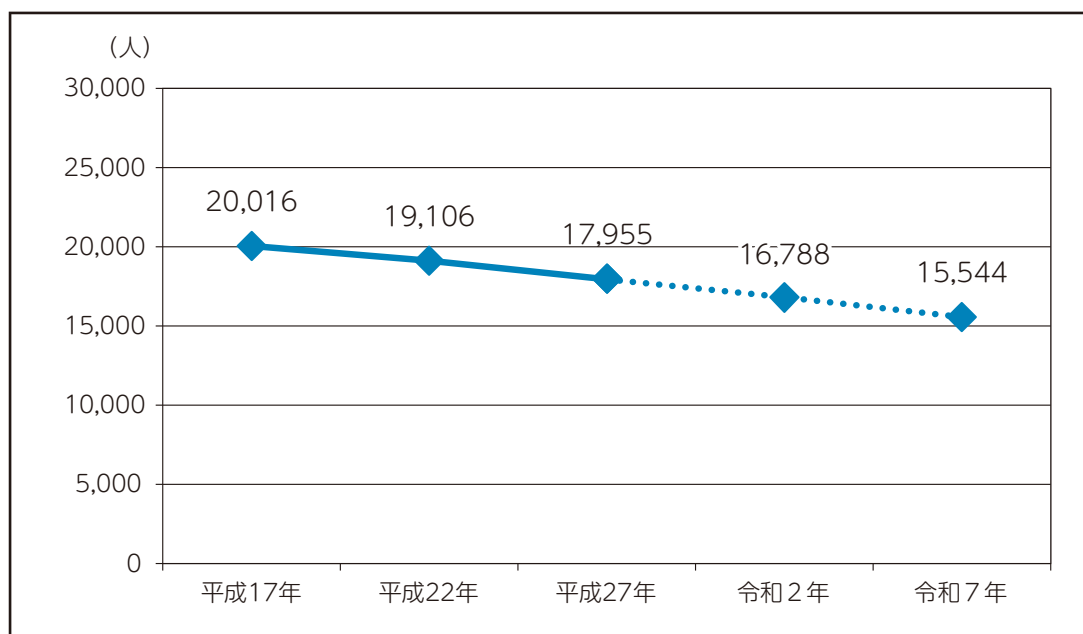
4. 人口の見通し

本町の総人口（平成27年国勢調査）は、17,955人で、これまで減少傾向で推移してきました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した人口推計によると、本町の総人口は、本計画の目標年度である令和7年度には、15,544人程度になることが推計されています。

これを踏まえ、今後は、令和元年度に策定した「第2期東北町人口ビジョン」や「第2期東北町総合戦略」に基づき、人口減少の歯止めにつながる取組を総合的かつ積極的に推進し、推計値の15,544人を上回る人口となることを目指します。

人口の推移と推計人口



注）平成27年までは実績値。推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した人口推計による。

第3章 町民の声と社会環境の変化

1. 反映すべき町民の声

本町では、本計画への町民の声の反映を重視し、町民及び中学生を対象としたアンケート調査（町民：18歳以上の町民2,000人を対象に令和元年11月に実施。有効回収数922、有効回収率46.1%。中学生：町内の中学2・3年生全員257人を対象に令和2年7月に実施。有効回収数238、有効回収率92.6%）を行いました。その結果の中から、代表的な設問結果を抜粋すると、以下のとおりです。

① 町への愛着度と今後の定住意向（町民・中学生）

■町への愛着度

【町 民】“愛着を感じている” 79.2%

【中 学 生】“好き” 91.6%

（“愛着を感じている”・“好き”は「とても～」と「どちらかといえば～」の合計）

■今後の定住意向

【町 民】“住み続けたい” 82.2%

【中 学 生】“住み続けたい” 59.3%

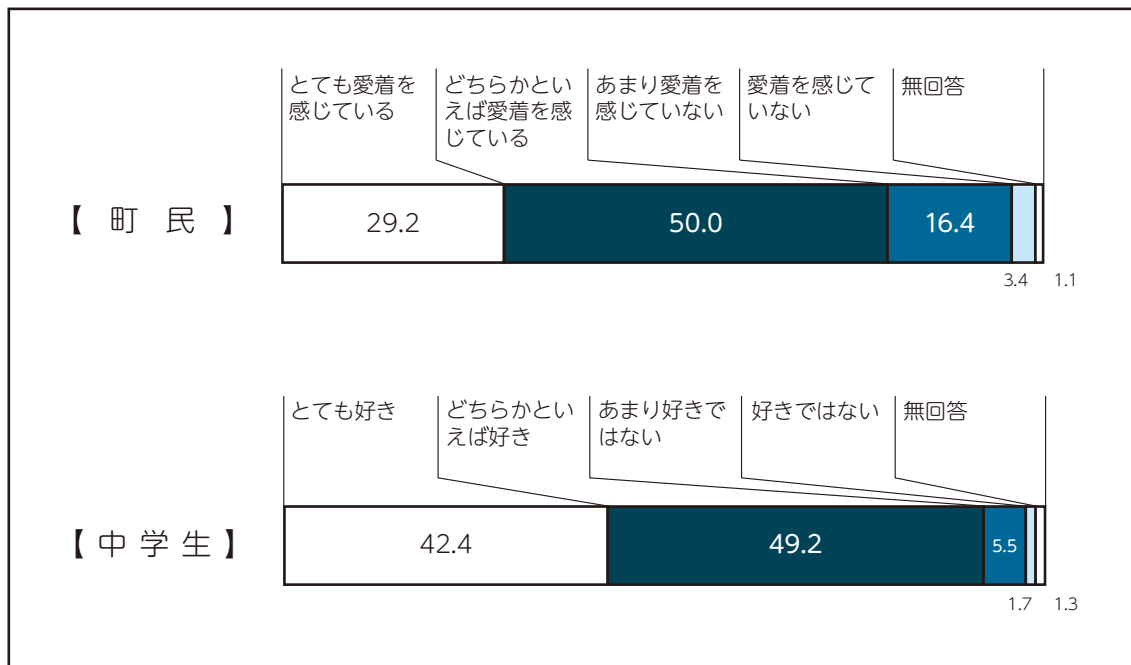
（“住み続けたい”は「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」の合計）

町への愛着度と今後の定住意向については、上記のとおり結果となっており、愛着度は町民・中学生ともにかなり高いものの、定住意向については中学生が目立って低く、「町のことは好きだが、住みたいとは思わない」という中学生が多いことがうかがえます。

これらのことから、高い愛着度を維持するとともに、中学生をはじめとする若い世代の定住意向を高める環境づくりをいかに進めていくかが今後の大きな課題としてあげられます。

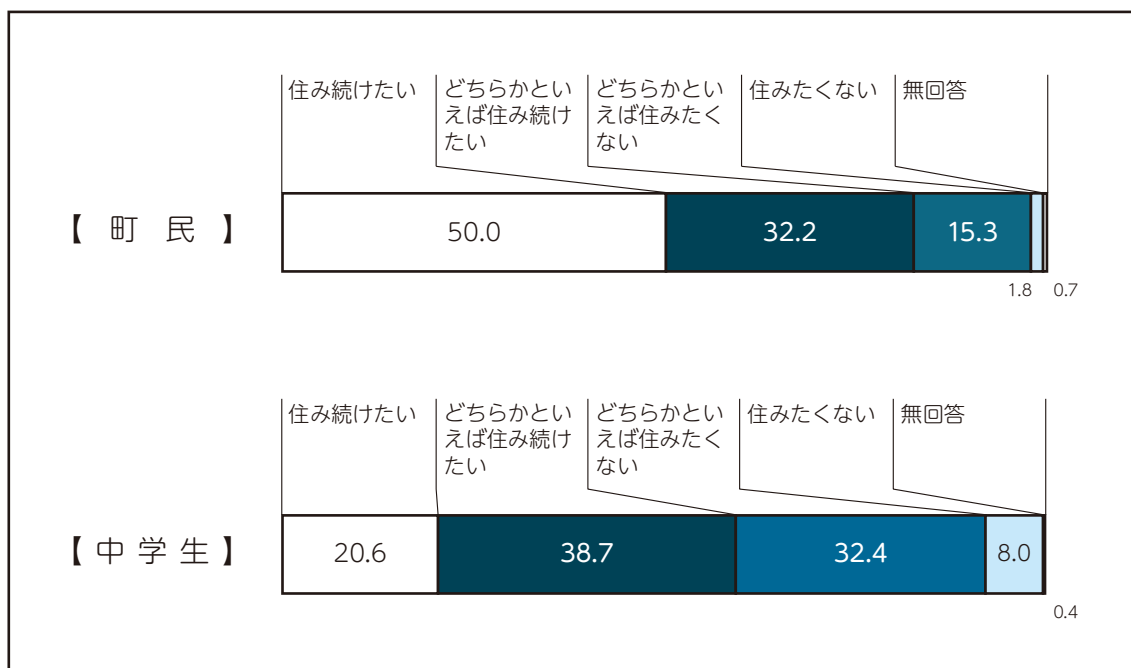
町への愛着度（町民・中学生）

（単位：％）



今後の定住意向（町民・中学生）

（単位：％）



第3章 町民の声と社会環境の変化

② 町の各環境に関する満足度（町民）

■満足度が高い項目

- 第1位 水道の整備状況
- 第2位 消防・防災体制
- 第3位 子育て支援体制
- 第4位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第5位 学校教育環境
- 第5位 し尿処理の状況（同点）

■満足度が低い項目

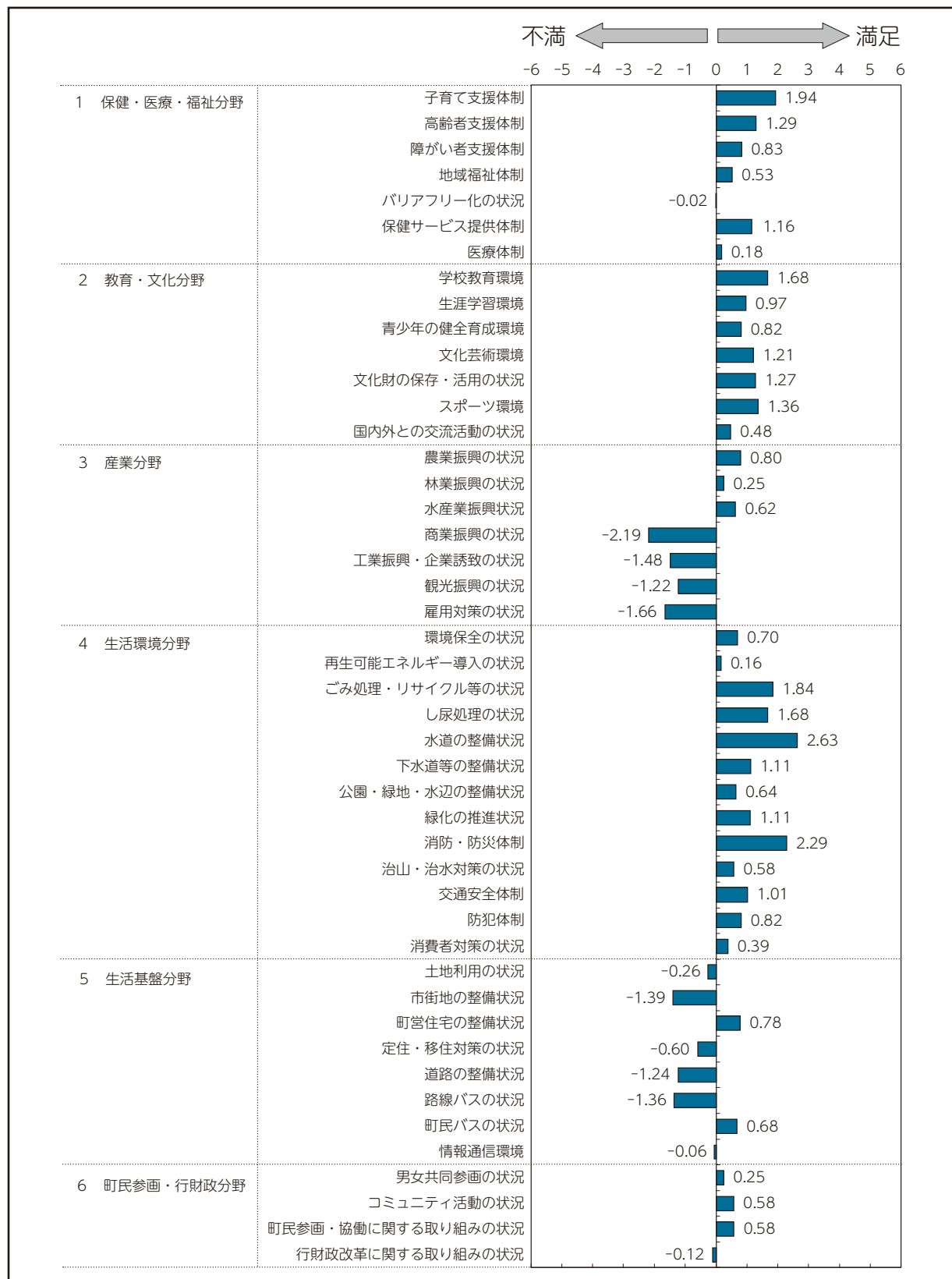
- 第1位 商業振興の状況
- 第2位 雇用対策の状況
- 第3位 工業振興・企業誘致の状況
- 第4位 市街地の整備状況
- 第5位 路線バスの状況

町の各環境に対する町民の満足度を把握するため、6分野46項目を設定し、項目ごとに、「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のとおり順位となり、46項目のうち、満足度がプラス評価の項目が34項目、マイナス評価の項目が12項目と、大部分の項目がプラス評価で、全体的な町の評価は高くなっていますが、産業分野と生活基盤分野の満足度が低く、商工業をはじめとする産業の振興と雇用対策、市街地整備や道路・公共交通をはじめとする町の基盤づくりに課題を残しているといえます。

町の各環境に関する満足度（町民）

（単位：評価点）



注）評価点は、「〔満足している〕」の回答者数×10点+「どちらかといえば満足している」の回答者数×5点+「どちらともいえない」の回答者数×0点+「どちらかといえば不満である」の回答者数×-5点+「不満である」の回答者数×-10点）÷（それぞれの回答者数の合計）により算出。

第3章 町民の声と社会環境の変化

③ 町の各環境に関する重要度（町民）

■重要度が高い項目

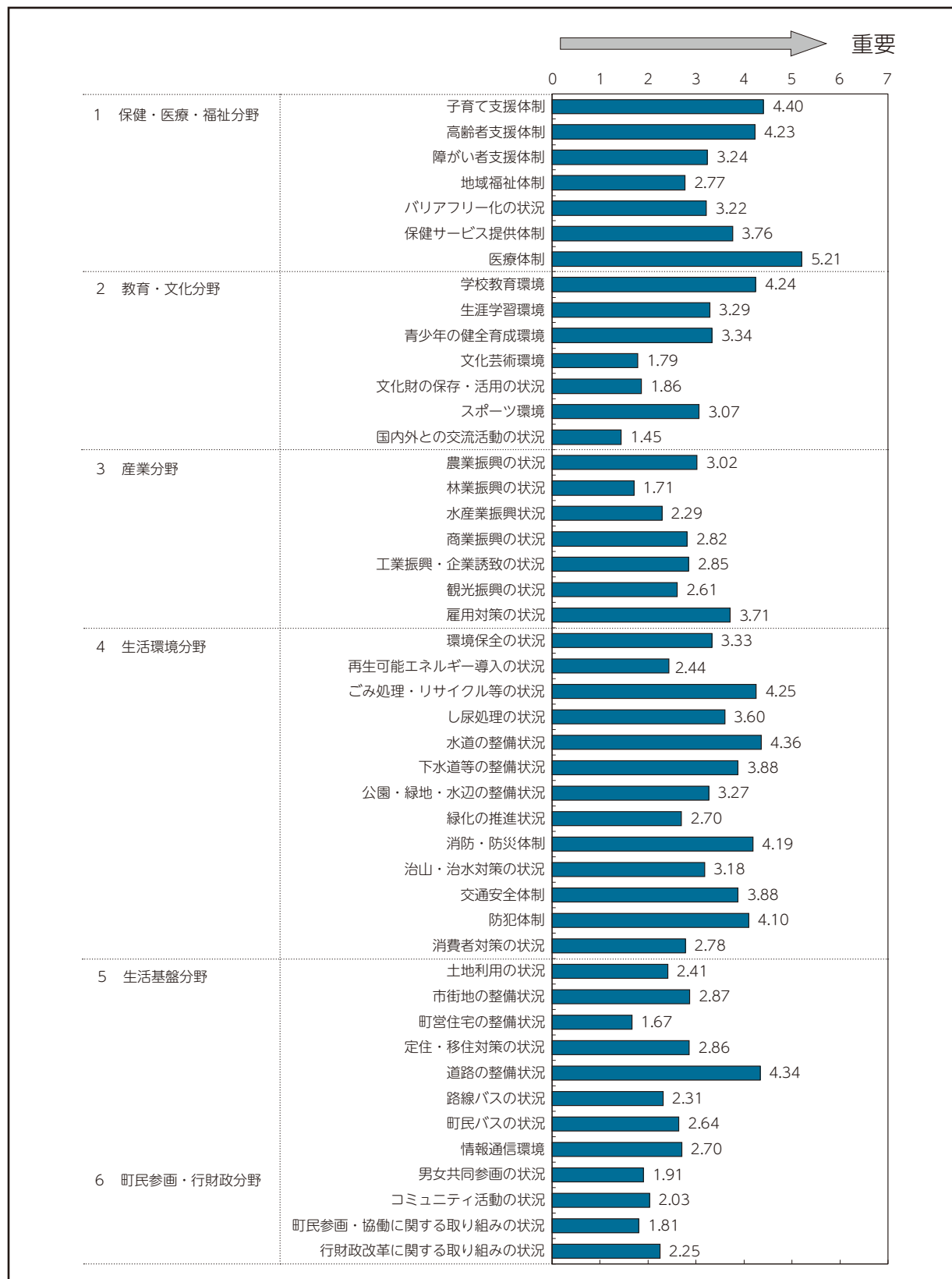
- 第1位 医療体制
- 第2位 子育て支援体制
- 第3位 水道の整備状況
- 第4位 道路の整備状況
- 第5位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第6位 学校教育環境
- 第7位 高齢者支援体制
- 第8位 消防・防災体制
- 第9位 防犯体制
- 第10位 下水道等の整備状況
- 第10位 交通安全体制（同点）

町の各環境に対する町民の重要度を把握するため、満足度と同じ6分野46項目について、「重視している」、「やや重視している」、「どちらともいえない」、「あまり重視していない」、「重視していない」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のと通りの順となっており、これら上位10位（11項目）をみると、生活環境分野の項目が6項目、保健・医療・福祉分野の項目が3項目、教育・文化分野の項目が1項目、生活基盤分野の項目が1項目となっており、“快適で安全・安心な住環境の整備”と“保健・医療・福祉の充実”が重視されていることがうかがえます。

町の各環境に関する重要度

(単位：評価点)



注) 評価点は、「[重視している]」の回答者数×10点+「[やや重視している]」の回答者数×5点+「[どちらともいえない]」の回答者数×0点+「[あまり重視していない]」の回答者数×-5点+「[重視していない]」の回答者数×-10点)÷(それぞれの回答者数の合計)により算出。

第3章 町民の声と社会環境の変化

④ 今後のまちづくりの特色（町民・中学生）

■今後のまちづくりの特色

【町 民】

- 第1位 健康福祉のまち
- 第2位 子育て・教育のまち
- 第3位 快適住環境のまち

【中学生】

- 第1位 快適住環境のまち
- 第2位 環境先進のまち
- 第3位 子育て・教育のまち

今後のまちづくりの特色については、上記のとおりの結果となっており、町民については、“保健・医療・福祉の充実”をはじめ、“子育て環境・教育環境の充実”や“快適で安全・安心な住環境の整備”に関心が集まっていることがうかがえます。

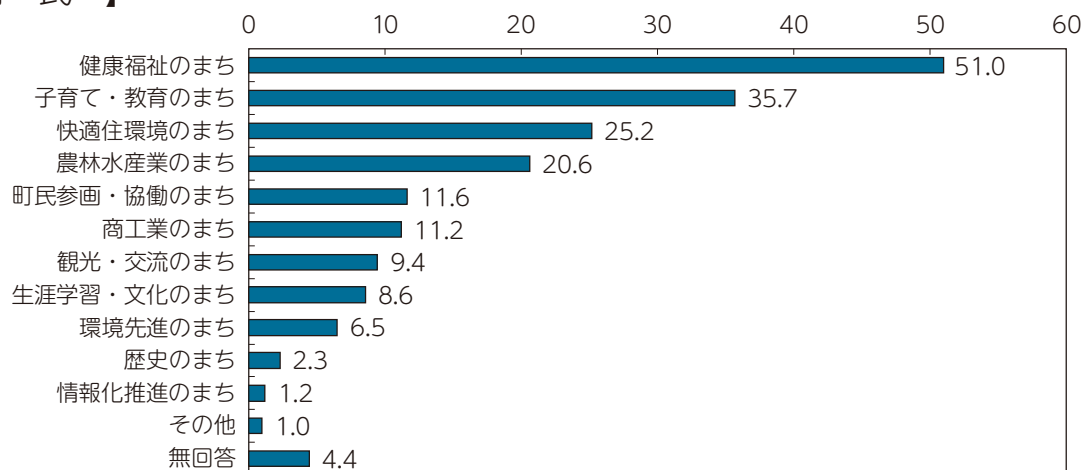
なお、前回の町民アンケート調査の結果（第1位「健康福祉のまち」、第2位「子育て・教育のまち」、第3位「農林水産業のまち」、第4位「快適住環境のまち」）と比べると、第1・2位は変わらず、これらが引き続き重視されていることがうかがえるほか、前回第4位の「快適住環境のまち」が第3位に順位を上げ、住環境を重視する町民が増えてきていることがうかがえます。

また、中学生については、“快適で安全・安心な住環境の整備”をはじめ、“自然の保護や環境の保全・創造”や“子育て環境・教育環境の充実”に関心が集まっており、特に住環境・自然環境を重視する中学生が多いことがうかがえます。

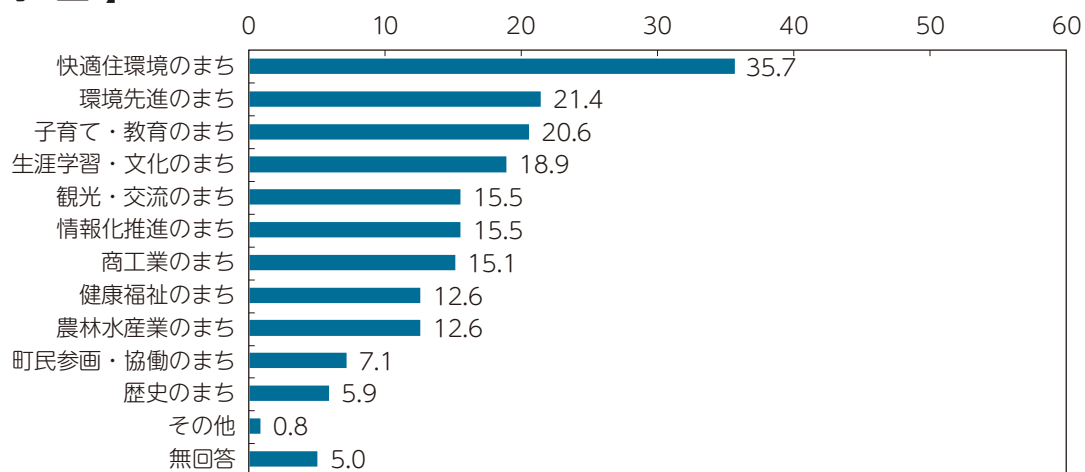
今後のまちづくりの特色（町民・中学生）

（単位：％）

【町民】



【中学生】



2. 対応すべき社会環境の変化

近年、国や自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。これからのまちづくりにおいて、的確かつ柔軟に対応すべき代表的な社会環境の変化は、以下のとおりです。

1 さらに進む人口減少、求められる地方創生

わが国では、出生数の低下に歯止めがかからず、少子化がさらに深刻化しつつあるとともに、高齢化率も世界一の水準で推移し、超高齢社会を迎えています。また、少子化等に伴って人口も急速に減少し、人口減少対策が大きな課題となっており、全国各地で地方創生^{※2}の動きが活発化しています。

このため、今後は、少子高齢化への対応や人口減少の抑制・地方創生に向けた取組を地域ぐるみで進めていくことが求められます。

2 厳しさを増す地方の産業・経済と雇用情勢

新型コロナウイルス感染症の影響等による世界的・全国的な景気の悪化、少子高齢化・人口減少の進行による担い手不足などに伴い、地方の産業・経済を取り巻く情勢は一層厳しさを増しており、地域全体の活力低下や雇用情勢の悪化が大きな問題となっています。

このため、今後は、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、地方産業の維持・再生を促す取組を模索していくことが求められます。

※2 人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正などにより、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくり出すこと。

3 相次ぐ大規模災害、高まる安全・安心への意識

全国各地における地震や豪雨などによる大規模な自然災害の発生、特殊詐欺や悪質商法による被害の増加、食の安全・安心に関する問題の発生、新型コロナウイルス感染症の世界的流行などを背景に、人々の安全・安心に対する意識がさらに高まってきています。

このため、今後は、防災・減災体制の強化をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取組を進めていくことが求められます。

4 高まる環境・エネルギーへの意識

地球温暖化の一層の深刻化、自然の減少や海・河川等の水質汚濁、大気汚染をはじめとする国・地域における環境問題の発生等を背景に、地球規模で環境保全意識が高まっており、わが国においても、令和32（2050）年までにカーボンニュートラル^{※3}を実現するという目標を掲げています。

このため、今後は、自然環境の保全や廃棄物のリサイクル、再生可能エネルギーの利活用をはじめ、低炭素^{※4}・循環・自然共生等を基本とした社会づくりを進めていくことが求められます。

5 求められる教育振興への取組

わが国では、「自立」・「協働」・「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、令和12（2030）年以降の社会状況の変化等を見据えた教育政策のあり方を示した第3期教育振興基本計画を策定し、教育改革を進めつつあります。

※3 二酸化炭素の排出量を削減し、二酸化炭素が排出される量と吸収される量とが同じになる（温室効果ガスの増加が実質的にゼロになる）こと。

※4 地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素の排出量を削減すること。

第3章 町民の声と社会環境の変化

このため、今後は、こうした動きを踏まえ、また地域ならではの教育資源を十分に生かし、特色ある教育行政を進めていくことが求められます。

6 さらに進む情報化・グローバル化

ICT^{※5}の利活用がさらに進んでいるほか、ロボットやAI^{※6}、IoT^{※7}なども生活に身近なものとなりつつあり、Society 5.0^{※8}といわれる新たな社会が到来しようとしています。また、人・物・情報の地球規模での交流がさらに活発化し、あらゆる分野でグローバル化^{※9}が進んでいます。

このため、今後は、これからのまちづくりに必要不可欠な社会基盤として、情報化やグローバル化に積極的に対応していくことが求められます。

7 重要性を増す支え合い助け合う社会づくり

少子高齢化の進行による家族形態の変化、価値観の多様化等に伴い、全国的に身近な地域で支え合う機能の低下やコミュニティの弱体化が懸念されています。しかし、少子高齢化が進み、また大規模な自然災害が相次いで発生する中、地域でお互いに支え合い助け合うことの重要性が再認識されてきています。

このため、今後は、あらゆる分野において、人と人々が支え合い助け合う社会づくり、コミュニティの活性化に向けた取組を進めていくことが必要です。

※5 Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。

※6 Artificial Intelligenceの略。人工知能。

※7 Internet of Thingsの略。様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※8 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

※9 地球規模化。地球規模で様々な物や情報などがやりとりされること。

8 求められる地方の自立と住民参画・協働

地方分権^{※10}・地方創生も新たな局面を迎え、これからの自治体には、地域における多様な人的資源を生かしながら、自らの地域の未来を自らで決め、具体的な施策を自ら実行していく力が一層強く求められます。

このため、今後は、住民や住民団体、民間企業等の多様な主体の参画と協働を促しながら、行財政運営のさらなる効率化を進め、将来にわたって自立・持続可能な経営体制を確立していくことが求められます。

9 求められるSDGsを踏まえたまちづくり

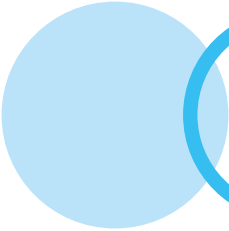
平成27（2015）年の国連サミットで採択されたSDGs（エス・ディー・ジーズ）^{※11}に基づき、世界各国において「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」をはじめとする17の共通目標の達成に向けた取組が進められており、わが国においても推進本部を設置し、積極的に取り組んでいます。

このため、今後は、こうした動きを踏まえ、持続可能な地域づくりに向けた活動に取り組んでいくことが求められます。



※10 国主導型行政から住民主導型・地域主導型行政への転換に向けた国と地方との関係や役割分担の改革。

※11 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟193か国が平成28（2016）年から令和12（2030）年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。



後期基本計画

序 章 後期5年間の重点プロジェクト

将来像の実現のためには、計画の体系等に基づき、施策項目ごとの取組を着実に推進していくことが必要ですが、ここでは、その中から、人口減少の抑制・地方創生の視点、選択と集中の視点に立ち、後期5年間のまちづくりにおいて、特に重点的・戦略的に取り組む「重点プロジェクト」を定めます。

これら「重点プロジェクト」に関する施策については、この「後期基本計画」の中に主要施策として重点的に盛り込むとともに、第2期東北町総合戦略の施策として位置づけ、積極的に推進していくこととします。

重点プロジェクト



重点プロジェクト①

子育て環境向上プロジェクト

出産・子育ての希望をかなえ、少子化に歯止めをかけるため、生みやすい環境（U環境）・育てやすい環境（S環境）の向上をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト②

健康長寿の環境向上プロジェクト

町民が健やかに安心して暮らせるよう、保健・医療や高齢者支援、地域福祉の充実など健康長寿の環境（K環境）の向上をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト③

子どもの教育環境向上プロジェクト

子どもたちが未来を切り拓く人財として心身ともにたくましく育つよう、学校教育や社会教育、青少年の健全育成をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト④

スポーツのまちづくりプロジェクト

町民の健康・体力の維持・増進とスポーツの盛んな町として明るく豊かなまちづくりに向け、スポーツの振興をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト⑤

農業・水産業活性化プロジェクト

町民所得の向上と町全体の活性化に向け、本町のまちづくりの中心を担う農業と水産業の活性化をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト⑥

商工業振興・雇用確保プロジェクト

活力とにぎわいあふれるまちづくりと若者の定住促進に向け、商工業の振興と雇用の確保をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト⑦

観光客増加プロジェクト

観光客の増加による町経済の活性化、観光から定住・移住への展開に向け、観光機能の強化をリードする施策を重点的に推進します。



序 章 後期5年間の重点プロジェクト

重点プロジェクト⑧

環境共生のまちづくりプロジェクト

環境と共生する循環型の持続可能なまちづくりを進めるため、環境保全・エネルギー対策やごみ処理、下水道の整備をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト⑨

災害に強いまちづくりプロジェクト

頻発する大規模災害の教訓を踏まえた、あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、消防・防災体制の充実をリードする施策を重点的に進めます。



重点プロジェクト⑩

未来への基盤づくりプロジェクト

将来にわたって持続できる魅力ある市街地の形成、新しい時代に対応したまちづくりに向け、市街地の整備や未来技術の利活用をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト⑪

住宅整備、定住・移住促進プロジェクト

人口減少の歯止めにつながる住宅の確保、町外からの転入者の増加に向け、住宅の整備と定住・移住対策、結婚の支援をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト⑫

住民自治・協働のまちづくりプロジェクト

住民自治・協働による地域の持続的発展に向け、地域ミニ計画の策定支援などコミュニティの活性化、協働のまちづくりをリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト⑬

関係人口増加プロジェクト

本町のまちづくりへの多様な人財の参画、何らかの関係から定住・移住への展開に向け、本町のファンとなり応援してくれる関係人口の増加をリードする施策を重点的に推進します。



1. 子育て支援

現状と課題

わが国では、出生数の低下に歯止めがかからず、少子化がさらに深刻化しています。また、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域における人と人とのつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくありません。

本町ではこれまで、平成26年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域子育て支援センター事業の充実や保育サービスの充実促進、子育て家庭への経済的支援の推進、母子保健事業や児童虐待の防止に向けた取組の推進、さらには教育環境や生活環境の整備など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

しかし、本町の少子化は依然として進行し、町全体での少子化対策、子育て支援が引き続き重要な課題となっており、若い世代が子育てに夢と希望を持ち、安心して子どもを生み、健やかに育てていくことができる環境づくりをさらに積極的に進めることが求められています。

このような中、本町では令和元年度に、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、子どもを生みやすい環境（U環境）づくり、育てやすい環境（S環境）づくりに向けた多面的な施策を町一体となって積極的に推進し、若い世代の出産・子育ての希望をかなえられるまちづくりを進めていく必要があります。

第1章 みんなが元気になる健康福祉の

年少人口と年少人口比率の推移

(単位：人・%)

年	区分	総人口	年少人口 (15歳未満)	年少人口比率
平成27年		18,640	2,068	11.1
平成28年		18,338	2,003	10.9
平成29年		18,006	1,930	10.7
平成30年		17,798	1,898	10.7
令和元年		17,511	1,801	10.3

注) 各年9月30日現在。

資料：住民基本台帳

施策の体系

子育て支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 母親と子どもの健康確保・増進
- (3) 教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランスの実現支援
- (6) 子ども等の安全の確保
- (7) 要保護児童・自立支援・障がい児施策の推進

主要施策

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

重点プロジェクト①(総合戦略施策)

- ① 子育てに関する相談・学習・交流の場の提供や、日中保護者が家庭にいない小学生の健全育成のための放課後対策の充実、保護者の多様な就労形態に対応した保育サービスの充実促進、子育て支援ネットワークの強化など、地域における多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

- ② 安全・安心な妊娠・出産・子育てができるよう、子育てに関する様々な相談を受け付け、切れ目のない支援を行う拠点として、子育て世代包括支援センターの充実を図ります。
- ③ 子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てを支援するため、学校給食費の無償化を継続して実施します。

(2) 母親と子どもの健康確保・増進

重点プロジェクト①(総合戦略施策)

母子の健康の確保・増進に向け、各種の健康診査や相談・指導等の推進をはじめ、食育の推進や思春期保健対策の充実、小児医療に関する情報提供等に努めるとともに、赤ちゃん祝金の支給や乳幼児から高校生までの医療費の助成を継続して実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 教育環境の整備

重点プロジェクト①(総合戦略施策)

児童・生徒が子どもを生き育てることや家庭を築くことの大切さを理解できるようにするため、保育所・認定こども園、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

重点プロジェクト①(総合戦略施策)

良質な住宅の供給支援や、公園・緑地環境や道路などの整備を推進し、妊婦・子ども連れにとって利用しやすい住環境づくりに努めます。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現支援

重点プロジェクト①(総合戦略施策)

町民及び企業等に対する男女共同参画意識や母性保護意識の普及、育児・介護休暇等を取得しやすい職場づくりや勤務時間短縮等の制度の実施など職場環境の整備に向けた啓発活動の推進等を通じ、ワーク・ライフ・バランス^{※12}の実現を支援します。

(6) 子ども等の安全の確保

重点プロジェクト①(総合戦略施策)

関係機関・団体との連携のもと、交通安全対策や犯罪等の被害から子どもを守るための活動等を推進し、子ども等の安全の確保に努めます。

※12 仕事と生活の調和。

第1章 みんなが元気になる健康福祉の

(7) 要保護児童・自立支援・障がい児施策の推進

重点プロジェクト①(総合戦略施策)

要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭等の自立に向けた支援施策の推進、障がい児施策の充実など、保護を必要とする子どもと家庭に対する取組を推進します。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
赤ちゃん祝金支給件数	件	64	60
医療費の無料化（通院・入院）	—	乳幼児から高校生まで	継続実施
給食費の無償化	—	小・中学校	継続実施
保育料の軽減	—	軽減基準により軽減	継続実施
今後も東北町で子育てをしていきたいと思う人の割合	%	68.3	70.0
任意インフルエンザ予防接種率	%	75.0	80.0

注) 今後も東北町で子育てをしていきたいと思う人の割合は、令和元年度に実施した健やか親子21に関する3歳児健診アンケート調査で「そう思う」と回答した町民の割合。



学校での給食シーン



子育て世代包括支援センター

2. 高齢者支援

現状と課題

わが国の高齢化率は、世界一の水準で推移しており、すでに超高齢社会が到来しています。このような中、国では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、地域包括ケアシステム^{※13}の充実に向けた取組を進めています。

本町ではこれまで、7期にわたる介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定のもと、介護保険事業の適正運営をはじめ、社会参加・生きがい施策の推進や福祉サービスの提供など、高齢化の進行に伴って増大・多様化していく町民ニーズに対応した各種の高齢者支援施策を積極的に推進してきました。

しかし、本町の高齢化は急速に進んでおり、また、今後もさらに加速していくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者や認知症高齢者、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加が見込まれるとともに、人生100年時代が到来しつつある中、社会参加や生きがいづくりに関するニーズの増大も予想され、高齢者支援の充実は引き続き町全体の大きな課題となっています。

このような中、本町では令和2年度に、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また適宜見直しを行いながら、地域包括ケアシステムの充実に向けた高齢者支援施策を計画的に推進し、すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

※13 高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護・介護予防・医療・生活支援・住まい等のサービスを包括的に提供する仕組み。

第1章 みんなが元気になる健康福祉の

老年人口と高齢化率の推移

(単位：人・%)

年	区分	総人口	老年人口 (65歳以上)	高齢化率
平成27年		18,640	6,059	32.5
平成28年		18,338	6,145	33.5
平成29年		18,006	6,183	34.3
平成30年		17,798	6,279	35.3
令和元年		17,511	6,356	36.3

注) 各年9月30日現在。

資料：住民基本台帳

要介護（要支援）認定者の状況

(単位：人)

被保険者別	区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1号被保険者		65	114	295	300	187	200	176
第2号被保険者		1	3	6	5	5	2	3
合計		66	117	301	305	192	202	179

注) 令和元年10月1日現在

資料：福祉課

施策の体系

高齢者支援

- (1) 高齢者支援推進体制の充実
- (2) 高齢者の暮らしの支援
- (3) 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- (4) 地域支援事業の充実
- (5) 介護保険事業の充実

主要施策

(1) 高齢者支援推進体制の充実

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

- ① 介護保険事業計画・高齢者福祉計画の点検・評価・見直しを行い、推進体制の充実を図ります。
- ② サービス提供拠点となる地域包括支援センターの機能強化に努めるとともに、関係機関・団体、事業者等との情報共有、連携強化に努めます。

(2) 高齢者の暮らしの支援

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

- ① 介護保険制度では十分に対応ができない、生活上の支援が必要な一人暮らしの高齢者等に対し、介護予防・地域支え合い事業などの生活支援サービスの提供を図ります。
- ② 町民ニーズを踏まえ、保健福祉センターや老人福祉センターなどの身近な地域の保健福祉施設の充実を図ります。
- ③ すべての高齢者がスポーツ・レクリエーション活動や趣味を楽しめるよう、スポーツ・レクリエーション活動の促進や生涯学習講座の充実を図ります。
- ④ 高齢者が知識や経験を生かし、生きがいを持って社会参加することができるよう、老人クラブ活動の支援や世代間交流等の支援、中部上北シルバー人材センターの充実及び活用を図ります。

(3) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

- ① 地域包括ケア体制の整備をはじめ、高齢者虐待防止対応マニュアルに基づく虐待防止・予防への対応、認知症サポーター^{※14}の養成・活用や関係機関と連携した認知症の早期発見・予防・重度化の防止等の認知症対策の推進など、安全・安心な生活環境づくりに向けた取組を進めます。
- ② 関係部門、関係機関・団体が一体となって、住み続けられる住宅づくりや防火・防災・防犯対策の充実、交通安全対策の強化など、住環境の整備に関する取組を進めます。

※14 認知症の人や家族をあたたく見守る応援者。

第1章 みんなが元気になる健康福祉の

(4) 地域支援事業の充実

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

- ① 高齢者が要支援・要介護状態になることなく、できる限り健康を維持できるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発、地域における自主的な介護予防活動の育成・支援など、介護予防を推進します。
- ② 町民等の多様な主体の参画によるサービス提供体制の充実を図り、訪問型サービスや通所型サービスなどの介護予防・生活支援サービス事業、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防を推進する一般介護予防事業などからなる介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。
- ③ 地域包括支援センターを核に、従来の介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントに加え、在宅医療・介護連携の推進や生活支援サービスの体制整備、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による認知症対策の強化を行う包括的支援事業を実施します。
- ④ 家族介護の支援や認知症高齢者の見守り体制の構築、介護給付費の適正化のための取組などを行う任意事業を実施します。

(5) 介護保険事業の充実

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

- ① 要介護認定者・要支援認定者のニーズを踏まえながら、各種の居宅サービス・介護予防サービスや地域密着型サービス、施設サービス等の介護保険サービスの提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する介護給付（要介護認定者）・予防給付（要支援認定者）を実施します。
- ② 事業者等への適正な指導・監督や苦情処理の充実など保険者機能の強化、サービスの確保・質の向上に向けた取組の推進、制度運営・評価体制の充実など、安心できる介護保険事業の運営に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
認知症サポーター数（延べ）	人	1,080	1,200
認知症カフェ開催数	回	5	12
町民主体の介護予防事業を実施している 町内会数	町内会	14	18



生き生き100歳体操（介護予防教室）



高齢者いきいき教室

3. 障がい者支援

現状と課題

障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加・参画し、住み慣れた地域でできる限り自立して暮らすことのできる場と環境の整備が求められています。国際的にも「障害者権利条約」が採択されており、わが国においても平成25年度に批准^{※15}され、平成28年度には国連の障害者権利委員会へ初回の政府報告が提出されています。

令和2年4月現在、本町の身体障害者手帳所持者は810人、療育（愛護）手帳所持者は195人、精神障害者保健福祉手帳所持者は146人となっています。

本町ではこれまで、5期にわたる障害福祉計画の策定のもと、障がい者に対する町民の理解の促進や障がい福祉サービスの提供、就労機会の拡大や社会参加の促進をはじめ、障がい者の地域での自立支援を基本とした各種の支援施策を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化が進んでいるほか、就労についても非常に厳しい状況にあり、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。

このような中、本町では令和2年度に、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、また、障がい者関連制度の改正等に対応し、障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また適宜見直しを行いながら、ともに支え合う共生社会の実現に向けた障がい者支援施策を計画的に推進し、障がい者が地域において可能な限り自立し、生きがいを持って安全に安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

※15 条約に対する国家の最終的な確認・同意、またはその手続き。

障害者手帳交付状況

(単位：人)

区 分 年	身体障害者手帳所持者						療育（愛 護）手帳 所持者	精神障害 者保健福 祉手帳所 持者
	総数	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言 語・そしゃ く機能障害	肢体 不自由	内部障害		
平成28年	914	47	77	17	547	226	190	124
平成29年	884	45	76	14	526	223	186	129
平成30年	857	44	71	13	499	230	191	128
令和元年	838	39	70	12	480	237	193	138
令和2年	810	39	70	11	453	237	195	146

注) 各年4月1日現在。

資料：福祉課

施策の体系

障がい者支援

- (1) 障がい者支援推進体制の充実
- (2) とともに支え合う共生のまちづくり
- (3) 地域生活を支える体制づくり
- (4) 保健・医療の充実
- (5) 障がい教育の充実と社会参加の促進

主要施策

(1) 障がい者支援推進体制の充実

- ① 障害福祉計画・障害児福祉計画の点検・評価・見直しを行い、推進体制の充実に努めます。
- ② 地域自立支援協議会の開催等により、関係機関・団体、事業者等との情報共有、連携強化に努めるとともに、医療的ケア児支援の協議の場について、上十三・十和田湖広域定住自立圏^{※16}での設置を検討していきます。

(2) ともに支え合う共生のまちづくり

- ① 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合う共生社会を実現できるよう、障がい者に対する理解を促進し、町民と障がいのある人との「心の壁」をなくすための啓発・広報活動を推進します。
- ② 学校・地域における福祉教育の推進、障がいのある人と地域住民の交流・ふれあいの機会の提供、障がい福祉関連のボランティア活動の促進等に努めます。

(3) 地域生活を支える体制づくり

- ① 障がい者個々の状況に応じた柔軟で適切な助言ができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ② 障がい者のニーズを踏まえながら、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護等の訪問系サービス、生活介護（入浴や食事等の介護、日常生活上の支援等）や就労移行支援等の日中活動系サービス、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援等の居住系サービスなど、各種の障がい福祉サービスの提供体制の充実に努めるとともに、これらのサービスの利用に対する自立支援給付を実施します。
- ③ 県との連携のもと、相談の支援や手話通訳者・要約筆記者の派遣、日常生活用具の給付、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業を推進します。
- ④ 日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業の周知・活用など、障がい者の権利擁護に関する取組を推進します。
- ⑤ 障がい者の経済的負担の軽減に向け、各種の年金・手当制度や減免制度等の周知に努めます。

^{※16} 圏域の中心市と圏域市町村が協定を結び、お互いに役割分担して連携・協力する広域連携の取組であり、上十三・十和田湖広域定住自立圏では、平成24年度に、中心市である十和田市と三沢市が圏域8町村と協定を締結し、共生ビジョンを策定して各種事業を行っている。

(4) 保健・医療の充実

保健事業等を通じ、障がいの予防、早期発見・早期治療に努めるとともに、医療・リハビリテーション体制の周知等により、適切な医療を受けやすい環境づくりに努めます。

(5) 障がい教育の充実と社会参加の促進

- ① 障がいのある子どもが、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を受けられるよう、障がいの多様化に対応した教育の充実はもとより、療育・教育相談体制、就学指導体制の充実に努めます。
- ② 障がい者の自立と社会参加の促進に向け、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動等に参加しやすい機会の提供や施設環境づくりに努めます。
- ③ 障がい者の就労の促進に向け、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク^{※17}等と連携し、障がい者個々の能力や希望に応じた就労の支援を行うとともに、福祉的就労に関する支援や職場における障がい者理解の啓発等に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
障がい者支援体制に関する町民の満足度	%	24.8	30.0

注) 町民の満足度は、令和元年11月に実施した町民アンケート調査で「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した町民の割合。

※17 公共職業安定所。

4. 地域福祉

現状と課題

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化等に伴い、全国的に家庭の介護力や地域で支え合い助け合う機能の低下が進んでいます。このような状況の中、ますます多様化する福祉ニーズや生活課題に対応していくためには、行政主体の取組だけではなく、地域住民や団体等が自分のこととして自主的に参画する地域福祉の仕組みをつくり上げ、「我が事・丸ごとの地域共生社会^{*18}」の実現を目指していく必要があります。

本町ではこれまで、平成29年度に策定した第3期地域福祉計画に基づき、地域福祉を推進する担い手の育成・確保や地域一体となった福祉活動の促進等に努めてきました。

このような中、本町では、社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担っており、福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくりを行っているほか、民生委員・児童委員やボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズや生活課題はますます増大・多様化していくことが予想されます。

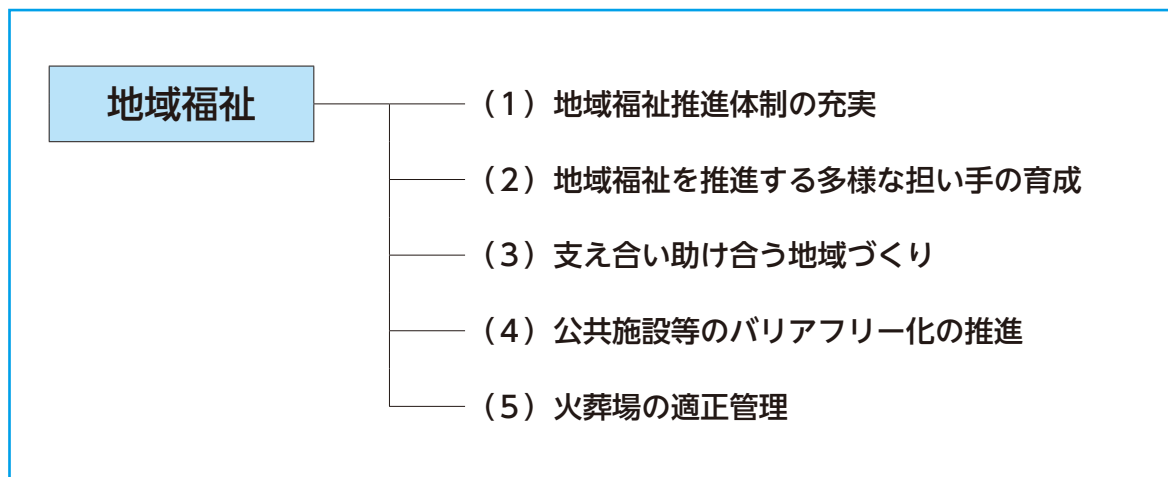
このため、引き続き第3期地域福祉計画に基づき、また見直しを行いながら、より多くの主体の福祉活動への参画を促進し、地域全体で支え合い助け合う体制づくりを進めていく必要があります。

また、すべての町民が安全・安心な暮らしを送れるよう、利用しやすい、人にやさしい環境づくりを進めていく必要があります。

火葬場については、中部上北広域事業組合が広域的に設置・運営しており、施設の老朽化等を踏まえて改築を行い、令和3年度に供用開始となっていますが、今後とも、広域的連携のもと、施設の適正管理と有効活用に努める必要があります。

^{*18} 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

施策の体系



主要施策

(1) 地域福祉推進体制の充実

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

本町の実情や社会環境の変化に応じた地域福祉の仕組みづくりを総合的・計画的に進めるため、地域福祉計画の見直しを行います。

(2) 地域福祉を推進する多様な担い手の育成

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等の育成・支援を行い、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。

(3) 支え合い助け合う地域づくり

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

- ① 「我が事・丸ごとの地域共生社会」の実現に向け、一人でも多くの町民が地域に関心を持ち、福祉活動に参画するよう、社会福祉協議会との連携のもと、広報・啓発活動や福祉教育の推進、交流事業の展開等を図り、町民の福祉意識の高揚に努めます。
- ② 高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、ほのぼの交流協力員等による訪問・見守り活動の充実をはじめ、地域一体となった生活支援活動の促進を図り、支え合い助け合う地域づくりを進めます。

(4) 公共施設等のバリアフリー化の推進

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

高齢者や障がい者を含め、すべての町民が安全に安心して生活できるよう、公共施設等のバリアフリー^{※19}化を推進するとともに、ユニバーサルデザイン^{※20}に配慮した生活環境の整備に努めます。

(5) 火葬場の適正管理

火葬場について、広域的連携のもと、新たな施設の適正な維持管理及び有効活用に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
福祉安心電話設置台数（累計）	台	97	120



公立中部上北斎場の完成イメージ

※19 だれもが暮らしやすくなるよう、道路の段差の解消をはじめ、障壁（バリア）をなくす（フリー）こと。

※20 年齢、障がいの有無、体格、性別、国籍などを問わず利用できることを目指した設計（デザイン）のこと。

5. 保健・医療

現状と課題

健康で長生きすることは、すべての人々の願いですが、そのためには、一人ひとりが健康の大切さを認識して自らの生活習慣を見直し、生活習慣病の発症と重症化を予防することが必要です。

本町ではこれまで、平成25年度に策定した健康増進計画「あっぱれ!!東北21（第2次）」や平成24年度に策定した第2期健康診査等実施計画等に基づき、保健福祉センターを拠点として、各種健康診査や健康教育、健康相談、訪問指導をはじめ、きめ細かな保健事業を積極的に推進し、着実にその成果を上げてきました。

しかし、肥満者・脂質異常者・血圧異常者・血糖異常者が依然として多く、特に糖尿病有病率、予備軍者の割合が男女とも県平均よりも高くなっており、今後も「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高め、生活習慣改善につながる行動変容を促していくことが必要であり、特に幼児期からの食育が重要な課題となっています。

また、家庭における子育て機能が低下傾向にある中で、子育てに対する負担感や不安を抱える親が増加しているほか、児童虐待に関する相談も増加傾向にあり、健やかな子どもを生み育てるための母子保健の一層の充実が求められています。

このような中、本町では、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、平成29年度に第3期健康診査等実施計画を策定したほか、同年度に、町ぐるみで健康づくりを推進することを目的に「健康宣言」を行いました。また、平成30年度に健康増進計画「あっぱれ!!東北21（第2次）」の中間評価・見直しを行ったほか、令和2年度に食育推進計画を策定しました。

今後は、これらの計画等に基づき、すべての町民が健康で長生きできる環境（K環境）づくりに向けた各種の保健事業を積極的に推進し、町民一人ひとりが健やかな生命と心を育み、豊かな暮らしを送ることができる町の実現を目指す必要があります。

また、医療機関については、町内に病院が1箇所、診療所が4箇所、歯科診療所が5箇所あるほか、七戸町に中部上北広域事業組合による公立七戸病院がありますが、今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化・専門化していくことが予想されることから、町内外の医療機関との連携や広域的連携を強化し、地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

第1章 みんなが元気になる健康福祉の

主要死因別死亡者数の状況

(単位：人)

区分 年	悪性 新生物 (がん)	脳血管 疾患	心疾患	肺炎・ 気管支炎	事故	腎疾患	肝疾患	老衰	その他	計
平成27年	75	31	53	38	6	8	2	15	79	307
平成28年	77	31	49	30	8	6	1	11	55	268
平成29年	62	37	61	16	9	11	2	9	80	287
平成30年	70	26	41	20	7	6	4	20	81	275
令和元年	69	29	48	36	4	13	4	21	56	280

資料：保健衛生課

施策の体系

保健・医療

- (1) 保健事業推進体制の充実
- (2) 健康管理意識の高揚
- (3) 「あっぱれ!!東北21(第2次)」に基づく健康づくり運動の促進
- (4) 各種健診・保健指導等の充実
- (5) 母子保健の充実
- (6) 結核予防・予防接種の推進
- (7) 心の健康づくり・自殺予防対策の推進
- (8) 地域医療体制の充実

主要施策

(1) 保健事業推進体制の充実

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

- ① 健康増進計画「あっぱれ!!東北21」や健康診査等実施計画、自殺対策計画の点検・評価・見直しを行い、推進体制の充実を図ります。
- ② 健康づくり推進協議会及び献血推進協議会の組織体制の充実、保健協力員や食生活改善推進員の育成等により、地域ぐるみの健康づくり体制の強化を図ります。

(2) 健康管理意識の高揚

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催等により、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。

(3) 「あっぱれ!!東北21」に基づく健康づくり運動の促進

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

「あっぱれ!!東北21」に基づき、「栄養・食生活」、「運動」、「飲酒」、「喫煙」、「歯・口腔」、「がん」、「循環器疾患」、「糖尿病」、「こころの健康づくり・休養」の9分野の目標値の達成に向けた健康づくり運動の拡大・定着化を促進します。

(4) 各種健診・保健指導等の充実

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

早期発見・早期治療により生活習慣病等の発症や重症化を防ぐため、健康診査等実施計画等に基づき、各種団体と一体となった受診勧奨や様々な場と機会を通じたPR活動の推進など受診率の向上に向けた取組を積極的に進めながら、特定健康診査・特定保健指導を推進するとともに、がん検診・精密検査の受診率の向上、健康教育や健康相談の充実に努めます。

(5) 母子保健の充実

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

- ① 親の育児不安の解消を図るため、妊娠期からの継続した相談・指導の実施や、児童虐待の発生予防の観点を含めた子育て支援体制の充実を図ります。
- ② 学校や関係機関と連携しながら、思春期を迎えた青少年に対し、性や妊娠・出産の知識、生命の尊厳、喫煙・飲酒等に関する教育・相談・啓発活動を進めます。

第1章 みんなが元気になる健康福祉の

(6) 結核予防・予防接種の推進

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

- ① 結核予防のため、BCG接種の体制整備及び接種の勧奨に努めるとともに、新型インフルエンザをはじめ各種感染症等に対する正しい知識の一層の普及・啓発に努めます。
- ② 予防接種に関する正しい知識の普及・啓発、接種機会の充実等により、接種率の向上に努めます。

(7) 心の健康づくり・自殺予防対策の推進

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

だれもが自殺に追い込まれることのない社会づくりに向け、自殺対策計画に基づき、児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育の推進やゲートキーパー^{※21}の育成をはじめ、自殺予防のための取組を推進します。

(8) 地域医療体制の充実

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

医療ニーズの高度化・専門化や救急・休日・夜間の医療ニーズに対応できるよう、町内外の医療機関との協力体制や広域的連携を一層強化し、公立七戸病院の診療機能の充実をはじめ、地域医療体制の充実に努めます。

目標指標 (ベンチマーク)

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合	%	17.7	18.0
特定健康診査受診率	%	48.9	60.0
自殺死亡率	—	17.2	19.5

注) 生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合は、令和元年度に実施した総合健診センター特定健診問診票で「運動や食生活等の生活習慣の改善をしている（少しずつ始めているまたはすでに始めている）」と回答した町民の割合。

※21 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

6. 社会保障

現状と課題

近年、景気の動向や労働環境の変化などを背景に、低所得世帯は全国的に増加傾向にあります。

本町では、低所得者の経済的な自立と生活意欲の高揚に向け、関係機関との連携のもと、相談や生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めています。これらの取組を今後も継続していく必要があります。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の柱として町が運営し、町民の健康を支える重要な役割を果たしてきました。平成30年度からは制度が改正され、県が財政運営の責任主体となったことにより、事務の標準化・効率化・広域化等の促進が図られ、財政運営をはじめ、安定的かつ効率的な事務・事業等が展開されています。

しかし、高齢化の進行や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等に伴い、医療費は依然として増加傾向にあり、医療費抑制に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

また、健全な事業の運営には、保険税の収納対策が重要であることから、今後も継続し、収納率の向上に取り組んでいく必要があります。

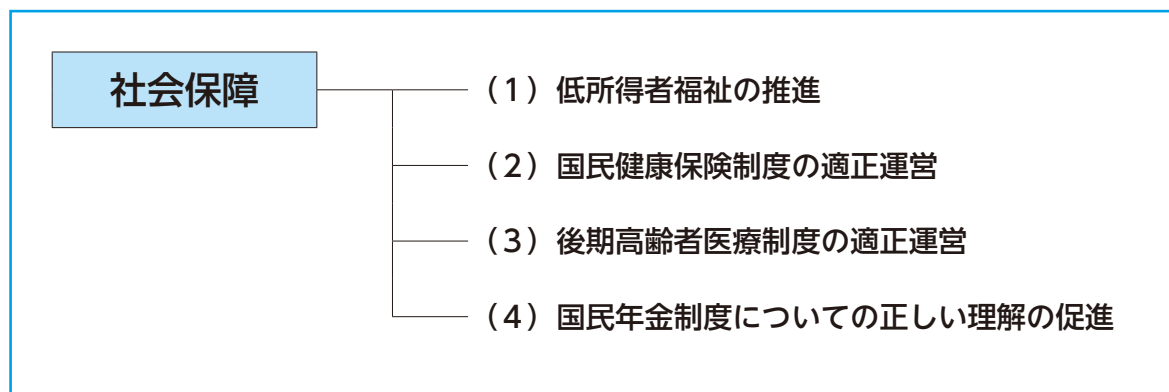
後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者がともに支え合う制度として平成20年度から始まり、青森県後期高齢者医療広域連合と青森県内全市町村とが相互に役割を担い、連絡調整を図りながら安定的な制度運営に努めています。

今後とも、被保険者間の保険料負担の公平性の確保及び制度の安定的な運営を行うため、後期高齢者医療保険料の収納対策を推進する必要があります。

国民年金制度は、老後の所得を保障する重要な制度ですが、世代間格差が広がり、若い世代を中心に制度に対する関心が薄れ、不信感や不安感を持つ人もみられます。

また、制度が正しく理解されず、制度への未加入や国民年金保険料の未納により、年金受給資格や受給額などに影響が生じるケースもあり、主要な社会保障制度の一つとして維持していくためにも、制度を正しく理解してもらうよう努める必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 低所得者福祉の推進

低所得者の自立を促進するため、民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、個々の状況を的確に把握しながら、相談・指導に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めます。

(2) 国民健康保険制度の適正運営

- ① 保健事業の推進による被保険者の自主的な健康づくりの促進はもとより、広報・啓発活動の推進やレセプト^{※22}点検調査の充実、医療費通知制度の活用等による適正受診の促進に努め、医療費の抑制に努めます。
- ② 国民健康保険税滞納者に対する納付相談・指導等を適切に行い、収納率の向上を図ります。

(3) 後期高齢者医療制度の適正運営

後期高齢者医療制度の安定的な運営を行うため、青森県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、後期高齢者医療保険料収納対策実施計画に基づき、効率的かつ効果的な収納対策を推進します。

※22 診療報酬明細書。

(4) 国民年金制度についての正しい理解の促進

国民年金制度への未加入者や国民年金保険料の未納者を解消し、無年金者の防止を図るため、関係機関と連携しながら、広報紙やホームページ等を活用し、制度についての正しい理解の促進に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
国民健康保険税収納率（現年度）	%	93.7	94.5

1. 学校教育

現状と課題

少子高齢化・人口減少の一層の進行、情報化の進展などに伴い、児童・生徒や保護者を取り巻く環境は急速に変化し、規範意識の低下やいじめ・不登校の発生など、教育をめぐる様々な課題が全国的に表面化しています。

このような中、国では、学習指導要領に基づき、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などの育成を重視しています。また、子どもたち一人ひとりの資質や能力を一層確実に育成するため、ＩＣＴ環境の充実を進めています。

令和2年5月現在、本町には小学校が3校、中学校が2校あり、小学校児童数は733人、中学校生徒数は379人となっています。

本町ではこれまで、学校施設の計画的整備や社会変化に対応した教育内容・学習環境の充実を積極的に進めてきました。また、近年では、教育環境の向上に向け、平成29年4月に第一小学校と小川原小学校を上北小学校へ統合したほか、平成31年4月に蛸沢小学校、千曳小学校、水喰小学校の3校を統合し東北小学校が開校しています。

しかし、少子化の進行等に伴い、子どもの数は依然として減少を続けており、これからの学校のあり方の検討や新しい時代を見据えた教育環境の整備が求められています。

このため、学校施設の改修を含めた整備及び学校統廃合の検討、ＩＣＴ環境の整備・拡充を進め、より一層快適で安全な教育環境づくりに努めるとともに、知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を提供しながら、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」の育成に向けた教育内容の充実、いじめや不登校など心の問題への対応、地域とともにある学校づくり、安全対策の強化、給食体制の充実、さらには教職員の資質向上など、新しい時代を切り拓く人財^{※23}の育成に向けた総合的な取組を進めていく必要があります。

※23 本町では、“人は本町にとっての「財（たから）」である”ことを基本的な考えとしており、本計画においても、「人材」を「人財」と表記している。

小学校児童数の推移

(単位：学級・人)

区分 年	第一小学校		上北小学校		小川原小学校		甲地小学校		蛸沢小学校	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
平成28年	4	42	12	329	3	33	6	105	9	243
平成29年	—	—	13	375	—	—	6	91	8	246
平成30年	—	—	13	366	—	—	6	92	8	241
令和元年	—	—	12	364	—	—	6	85	—	—
令和2年	—	—	12	373	—	—	6	80	—	—

区分 年	千曳小学校		水喰小学校		東北小学校		合 計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
平成28年	3	24	4	28	—	—	41	804
平成29年	3	27	3	23	—	—	33	762
平成30年	4	28	3	21	—	—	34	748
令和元年	—	—	—	—	10	285	28	734
令和2年	—	—	—	—	10	280	28	733

注1) 各年5月1日現在。

資料：学校基本調査

注2) 学級数には、特別支援学級は含まれない。

中学校生徒数の推移

(単位：学級・人)

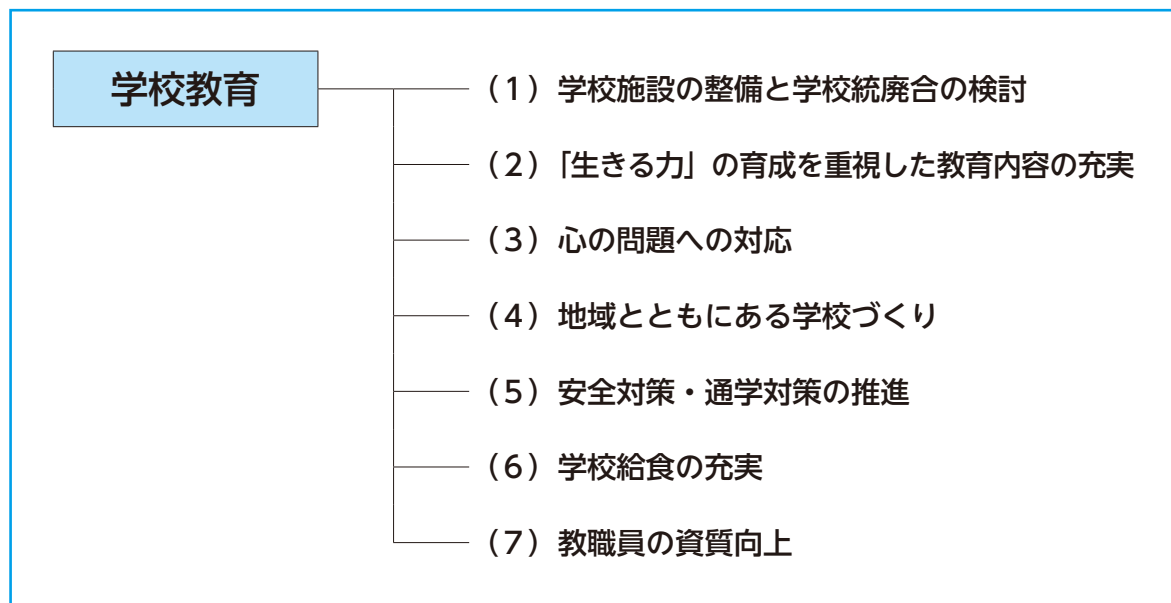
区分 年	上北中学校		東北中学校		合 計	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
平成28年	8	247	7	229	15	476
平成29年	7	232	7	220	14	452
平成30年	7	228	6	208	13	436
令和元年	7	204	7	204	14	408
令和2年	6	175	7	204	13	379

注1) 各年5月1日現在。

資料：学校基本調査

注2) 学級数には、特別支援学級は含まれない。

施策の体系



主要施策

(1) 学校施設の整備と学校統廃合の検討

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

- ① 児童・生徒が安全で快適な環境の中で学習できるよう、老朽化した学校施設の大規模改修等を推進します。
- ② 教育環境の向上を図るため、保護者や地域住民の意向を十分に踏まえながら、小学校の統廃合について必要に応じて検討します。
- ③ 学習指導要領を踏まえ、教育内容の充実に対応したＩＣＴ機器の整備・更新など、教材・教具の充実を図ります。

(2) 「生きる力」の育成を重視した教育内容の充実

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

- ① 学力向上アクションプランに基づき、学力の的確な把握と調査結果の有効活用等により、児童・生徒の確かな学力の育成を図るとともに、本町の特性・資源を生かした特色ある学校づくりを推進します。
- ② 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、本町のよさを知り、誇りを持ちながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けるために、キャリア教育^{*24}の充実に努めます。

^{*24} 社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てる教育。

- ③ 小学校中学年の外国語活動や小学校高学年・中学校の英語教育、国際理解教育の充実を図り、ALT^{※25}を活用したコミュニケーション能力の育成と、日本及び諸外国の文化と伝統等について理解の促進に努めるとともに、上北中学校・東北中学校の姉妹校である台北市立天母国民中学との交流をとおり、他国を尊重し、国際社会に貢献できる人財の育成に努めます。
- ④ 命の尊さを理解し、思いやりの心を持つ豊かな人間性の育成に向け、道德教育や人権教育の充実に努めます。
- ⑤ 望ましい食習慣の形成のため、食育の充実に努めるとともに、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ豊かなスポーツライフを送ることができるよう体育・健康教育の充実に努めます。
- ⑥ 学校教育支援員を活用し、児童・生徒の学習・生活習慣の確立と確かな学力の育成を図るとともに、発達障がいを含む障がい等のある児童・生徒に対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に努めます。
- ⑦ 保育所・認定こども園・小学校・中学校の交流・情報交換をとおりして幼児教育と小学校教育、そして中学校教育への円滑な接続を図るため、保・小・中連携教育を推進します。
- ⑧ 情報活用能力や論理的思考力を育むため、情報化に対応する教育を推進します。
- ⑨ 「子ども読書推進のまち」の宣言を踏まえ、学校図書室における図書の充実や司書による運営支援を図りながら、児童・生徒の読書活動を積極的に推進します。
- ⑩ 児童・生徒のインターネット利用による犯罪やトラブル、インターネット依存等の防止に向け、情報モラルに関する教育を推進します。

(3) 心の問題への対応

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

いじめや不登校などの心の問題に対し、教育相談員による学校における日常的な相談の充実に努めるとともに、スクールカウンセラー^{※26}やスクールソーシャルワーカー^{※27}の活用による専門的な相談・指導の充実に努めます。

(4) 地域とともにある学校づくり

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

地域とともにある学校づくりに向け、町民への周知や人財の確保・育成等を行いながら、コミュニティスクール^{※28}の導入を検討します。

※25 外国語指導助手。

※26 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

※27 教育機関において福祉相談業務に従事する福祉職専門家。

※28 学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

第2章 未来を切り拓く人を育む教育・

(5) 安全対策・通学対策の推進

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

- ① 防犯ブザーの配布や関係団体によるパトロール活動の促進、通学路の合同安全点検の実施などにより、登下校時の児童・生徒の安全対策の強化を図ります。
- ② 遠隔地の児童・生徒が安全・安心に通学できるよう、スクールバス運行の充実に努めます。

(6) 学校給食の充実

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

広域的連携のもと、整備された学校給食センターの適正な管理・運営を図るとともに、食育推進計画に基づき、地産地消や食育の視点に立った取組を進めます。

(7) 教職員の資質向上

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

学力向上研究発表事業など研修・研究活動の充実に努め、時代に即した教職員の資質向上に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
学校司書による学校図書室の運営支援	—	2名体制	現状を維持
C R T（標準学力検査） 小学校 全国比	%	105.0以上	105.0以上
C R T（標準学力検査） 中学校 全国比	%	100.0未満	100.0以上
青森県学習状況調査 小学校 県比	%	100.0未満	100.0以上
青森県学習状況調査 中学校 県比	%	100.0未満	100.0以上
学力向上と特別な支援を必要とする児童・生徒への学校教育支援員配置率	%	100.0	100.0



情報化対応教育 (1)



情報化対応教育 (2)

2. 社会教育

現状と課題

すべての人々が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

本町では、公民館をはじめとする関連施設において、町民のニーズに応えるため、様々な講座・教室等を開催しているほか、東北町テレビを活用した社会教育番組の放送、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、関連施設の整備充実、社会教育団体の育成等に努めています。

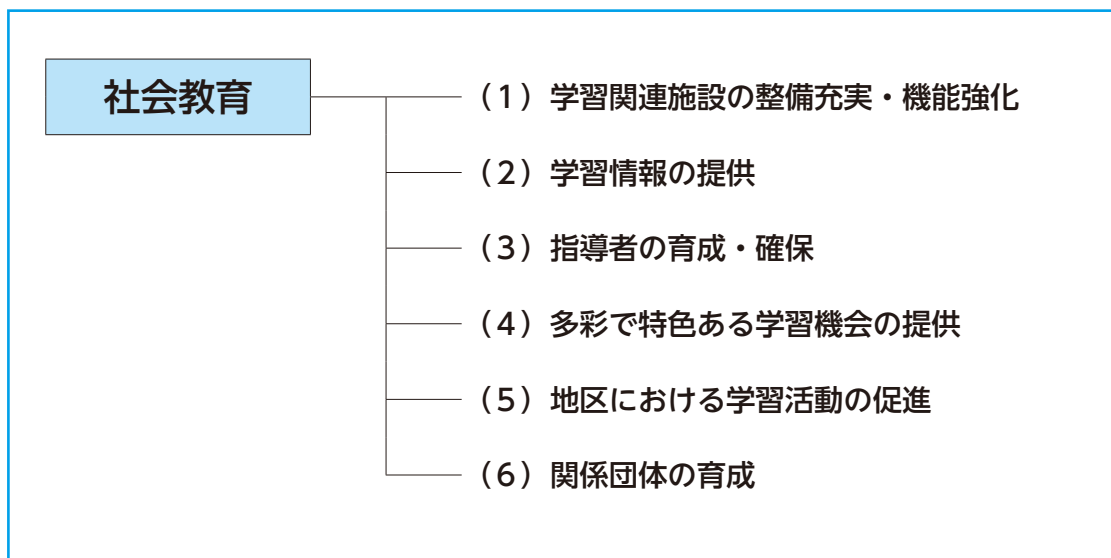
しかし、少子高齢化の進行やＩＣＴの進展、感染症対策としての密閉・密集・密接を避ける等の「新しい生活様式」の励行をはじめ、社会環境が急速に変化する中、各世代等における学習課題はますます多様化・高度化してきており、これらへの対応が求められています。

公民館においては、各種講座の開催等の活動の充実のため、各世代のニーズの把握や新規でも参加しやすい講座の開設等の対応が求められています。

また、図書館においては、「子ども読書推進のまち」の宣言を踏まえ、多くの町民が生涯にわたって読書を楽しみ、読書に親しめるよう、施設の老朽化への対応や機能の強化が求められています。

このため、公民館や図書館などの学習関連施設の整備充実・機能強化、東北町テレビやＩＣＴを活用した学習情報提供等の充実に努めるとともに、町民の学習ニーズを常に把握しながら、「新しい生活様式」等に適合した多彩で特色ある学習機会の提供や関係団体の育成等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 学習関連施設の整備充実・機能強化

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

- ① 老朽化への対応や利用しやすい環境づくりに向け、公民館をはじめ、コミュニティセンターや地区生涯学習センター等の整備充実に努めます。
- ② 「子ども読書推進のまち」の宣言等を踏まえ、読書のまちづくりを積極的に推進するため、子ども読書活動推進計画等に基づき、図書館の設備の整備充実や町民ニーズに即した蔵書の充実、学校図書室との連携強化、ブックスタート事業^{※29}の実施をはじめ子どもが本に親しむ機会等の充実に努めます。

(2) 学習情報の提供

町民の学習意識の高揚と自主的な学習活動の活発化を促すため、広報紙やチラシ、ホームページ、SNS^{※30}、東北町テレビ等を活用し、町民が必要とする学習情報の提供に努めます。

※29 乳幼児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせの大切さを伝えるとともに、絵本をプレゼントする事業。

※30 ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

(3) 指導者の育成・確保

様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保を図るとともに、県の人材情報の活用等を進め、指導体制の充実に努めます。

(4) 多彩で特色ある学習機会の提供

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

常に各世代等の学習ニーズの的確な把握に努め、既存の講座・教室等の充実を核に、多彩で特色ある学習機会の提供を図ります。特に、環境問題や情報化・グローバル化、子育て、食などの現代的課題や、自然や歴史、農林水産業、後継者育成、青少年の健全育成など、本町の特性や課題をテーマとした学習機会の充実に努めます。

(5) 地区における学習活動の促進

地区の学習関連施設を拠点にした地区単位での自主的な学習活動を積極的に支援・促進し、地区における学習及び地区住民の地域づくりへの参画を促進します。

(6) 関係団体の育成

社会教育団体や自主的な学習団体・サークルの育成・支援に努め、各種活動の活発化を促進します。

目標指標 (ベンチマーク)

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
図書館蔵書冊数	冊	50,216	55,000

注) 実績値は図書館システム移行により閉架資料分が反映されず、前期基本計画の数値より小さくなっている。

3. 青少年健全育成

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行等による家族形態の変化、ＩＣＴの進展、スマートフォン・タブレット端末^{※31}所持の低年齢化などに伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、規範意識の低下や犯罪の低年齢化、ひきこもりの増加、ＳＮＳによるトラブルや犯罪被害の増加など、全国的に青少年をめぐる問題が深刻化しています。

本町では、青少年健全育成団体及びその他関係団体を中心となって、薬物乱用・非行防止啓発活動や社会環境浄化一斉調査など健全な社会環境づくりに向けた活動が進められているほか、町では、青少年に対する体験・交流機会、学習機会の提供や、子ども会連絡協議会などの団体活動の育成・支援などを行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。

本町においても、青少年がＳＮＳによるトラブルなどに巻き込まれる可能性が懸念されるため、インターネットリテラシー^{※32}に関する啓発活動の推進や各種教室などの開催が求められています。

今後とも、明日の本町を担う青少年が心豊かで創造性に富んだ人財として成長していくことができるよう、町一体となった体制づくりのもと、各種健全育成活動を推進していく必要があります。

施策の体系

青少年健全育成

- (1) 青少年健全育成活動推進体制の充実
- (2) 健全な社会環境づくり
- (3) 青少年の体験活動等への参画促進
- (4) 家庭や地域における教育機能の向上

※31 スマートフォンより大きく操作しやすい板状の携帯用端末。

※32 インターネットを正しく使いこなすための知識や能力。

第2章 未来を切り拓く人を育む教育・

主要施策

(1) 青少年健全育成活動推進体制の充実

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

- ① 青少年健全育成団体及びその他関係団体・家庭・学校・地域・行政等の相互の連携を一層強化し、推進体制の充実を図ります。
- ② 子ども会の育成・支援を行い、各種活動の活発化を促進します。

(2) 健全な社会環境づくり

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

関係団体を中心とした非行・いじめの防止や有害環境の浄化などに関する活動を促進するとともに、広報・啓発活動の推進等を通じて地域における声かけ運動やあいさつ運動等を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。

(3) 青少年の体験活動等への参画促進

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

多様な体験や人間関係をとおして豊かな人間性を育むため、青少年の体験・交流活動やボランティア活動、地域活動等への参画機会の充実を図り、積極的参画を促進します。

(4) 家庭や地域における教育機能の向上

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

- ① 家庭教育に関する講座・教室等の開催をはじめ、広報・啓発活動や情報提供の推進などにより、家庭における教育機能の向上を促進します。
- ② 放課後子ども教室の開催など、放課後や週末における青少年の居場所づくりを進め、地域における教育機能の向上を促進します。

目標指標 (ベンチマーク)

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
青少年の健全育成環境に関する町民の満足度	%	22.0	25.0

注) 町民の満足度は、令和元年11月に実施した町民アンケート調査で「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した町民の割合。

4. 文化芸術・文化財

現状と課題

文化芸術は、人々の創造性を育むとともに、人々の心のつながりや相互に理解し合う機会を提供し、心豊かな社会を形成するものであり、住民生活や地域活性化に重要な役割を果たしています。

本町では、文化協会が中心となって、公民館等の施設を利用して多種・多様な文化芸術活動が行われています。町では、これら文化芸術団体の自主的な活動を育成・支援しているほか、文化功労者等の表彰や生き生き産業文化まつりの開催をはじめとする多様な文化行事を展開しています。

しかし、文化協会などの文化芸術団体の会員数は、高齢化などにより減少傾向にあり、将来的に、活動の縮小または休止せざるを得ない状況が懸念されています。このため、新規加入者の増加に向け、活動内容などの周知が必要となっています。

今後とも、生きがいと感動、創造性に満ちた暮らしの確保と心豊かで文化の薫り高いまちづくりに向け、文化芸術団体による自主的な活動を一層促進していくとともに、東北町テレビなどを活用した文化芸術団体の活動風景の放送などを行いながら、文化芸術の鑑賞機会や発表機会の充実等に努める必要があります。

また、文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、人々の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、地域の歴史や文化を内外に発信するうえで重要な役割を担っています。

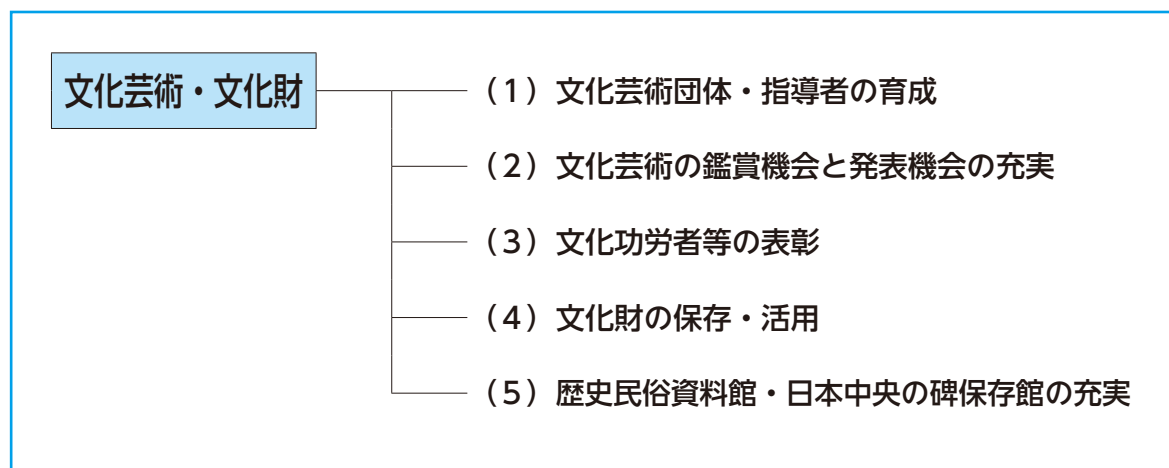
本町は、県下有数の埋蔵文化財登録数を誇り、県有形民俗文化財「舟ヶ沢の丸木舟」や県無形民俗文化財「沼崎念佛鶏舞」、東北地方の古代史を物語る「日本中央の碑」をはじめとする、有形・無形の貴重な文化財が数多く残されています。

本町では、これら文化財の保護・継承や天然記念物及び埋蔵文化財の保護・保存を進めているほか、歴史民俗資料館及び日本中央の碑保存館において展示・公開し、教育普及に努めています。

今後とも、文化財の適切な調査や保存・活用、展示等に努め、町内外の人々が本町の歴史や文化に親しめる場と機会の充実を進めていく必要があります。

第2章 未来を切り拓く人を育む教育・

施策の体系



主要施策

(1) 文化芸術団体・指導者の育成

文化協会をはじめとする各種文化芸術団体の育成・支援、指導者やボランティアの育成・確保を進め、町民主体の文化芸術活動の一層の活発化を促進します。

(2) 文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実

文化協会等と連携し、東北町テレビなどを活用した文化芸術団体の活動風景の放送などを行いながら、多様な文化芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(3) 文化功労者等の表彰

本町の文化の向上・発展に特に顕著な功績を上げた個人または団体に対する表彰を行います。

(4) 文化財の保存・活用

- ① 指定文化財の適正な保存に努めるとともに、その他の文化財や天然記念物、埋蔵文化財についても発掘・調査を推進し、重要なものについては指定による保存・活用を図ります。
- ② 郷土芸能などの無形文化財についても、保存団体の育成・支援を行い、積極的にその保存・伝承に努めます。

(5) 歴史民俗資料館・日本中央の碑保存館の充実

- ① 歴史民俗資料館については、本町の歴史・文化の研究拠点として有効に活用していくため、これまでに展示・活用されていない資料の展示を含めたリニューアルの実施、学校教育へのさらなる活用等を進め、町内外の人々が本町の歴史や文化に親しめる場と機会の充実、文化財愛護精神の醸成に努めます。
- ② 日本中央の碑保存館については、引き続き適正な維持管理及び展示内容の充実等に努めながら、運営方法等の見直しを検討していきます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
文化芸術環境に関する町民の満足度	%	27.3	30.0
文化財の保存・活用の状況に関する町民の満足度	%	27.0	30.0

注) 町民の満足度は、令和元年11月に実施した町民アンケート調査で「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した町民の割合。

5. スポーツ

現状と課題

スポーツは、SDGsにおける重要な鍵となるものです。スポーツを通じて生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むためにも、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画することのできる機会の確保が求められています。

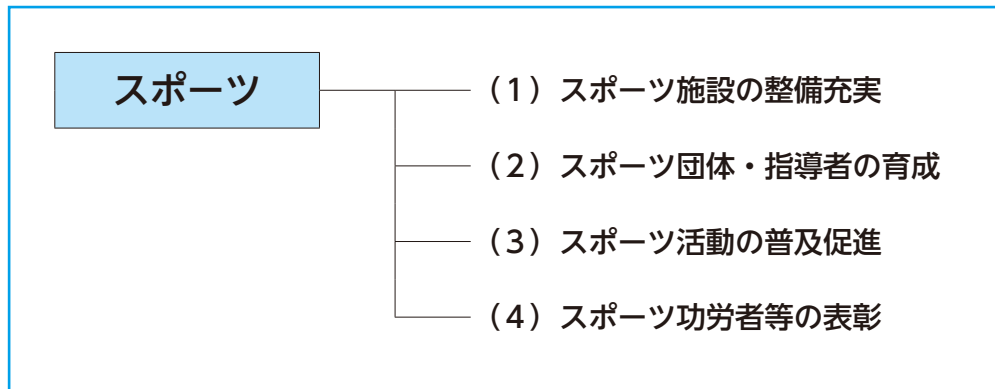
本町は、駅伝やマラソンなどの陸上競技をはじめ、各種のスポーツ活動が盛んな町であり、スポーツ協会を中心とする数多くのスポーツ団体が、南・北総合運動公園をはじめとする各スポーツ施設を利用し、活発なスポーツ活動を展開しています。町においてもスポーツの振興に力を入れており、スポーツ団体の育成・支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実や各種スポーツ大会の誘致・開催、スポーツ功労者等の表彰など、多様な取組を行っています。

しかし、近年、健康志向の高まりなどに伴い、町民のスポーツニーズはますます多様化してきているとともに、一方では、少子高齢化や人口減少の進行などに伴い、スポーツ活動への参加者の減少や固定化といった状況もみられ、すべての町民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行える環境づくりが一層求められています。

また、地方創生が求められる中、こうしたスポーツ振興に関する取組は、町の魅力を向上させ、定住・移住につながるものとして、これからのまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、既存スポーツ施設の整備充実や新たなスポーツ施設の整備を進め、施設環境のさらなる充実を図るとともに、各種スポーツ団体の育成や指導者の育成・確保、スポーツ大会・教室の充実など、多様な取組を推進し、すべての町民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりと、スポーツの盛んな町としての地域特性を生かした魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) スポーツ施設の整備充実

重点プロジェクト④(総合戦略施策)

南・北総合運動公園をはじめとする既存のスポーツ施設について、施設・設備の改修や施設の統廃合を計画的に推進します。

(2) スポーツ団体・指導者の育成

重点プロジェクト④(総合戦略施策)

スポーツ協会などの各種スポーツ団体・クラブの育成・支援、指導者やボランティアの育成・確保を進め、町民主体のスポーツ活動の一層の活発化を促進します。

(3) スポーツ活動の普及促進

重点プロジェクト④(総合戦略施策)

- ① スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、多様なスポーツ情報の収集・提供を図り、町民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。
- ② スポーツ推進委員やスポーツ協会、各種スポーツ団体などと連携し、各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事等の内容充実及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。特に、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツや小川原湖を活用した海洋性スポーツの普及を図ります。
- ③ 町民の競技力の維持・向上、競技スポーツの振興に向け、広域的な大会への選手等の派遣を支援します。
- ④ 各地域でのスポーツ推進体制の充実を支援し、地域ごとのスポーツ活動の活発化を促進します。

第2章 未来を切り拓く人を育む教育・

(4) スポーツ功労者等の表彰

重点プロジェクト④(総合戦略施策)

本町のスポーツ振興に貢献した、あるいは各種大会で優秀な成績をおさめた個人及び団体に対する表彰を行います。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
わかさぎマラソン大会参加者数	人	1,583	現状より増加
町民総合体育大会参加地区数	地区	12	現状より増加
女性レクリエーション大会参加チーム数	チーム	7	現状より増加
地域スポーツ振興助成	地区	10	15
上北郡総合体育大会成績	順位	3	現状より上位
青森県民体育大会成績	順位	町の部 5	現状より上位
青森県民駅伝競走大会成績	順位	総 合 7	現状より上位



わかさぎマラソン大会

6. 国際化・国際交流

現状と課題

産業・経済から身近な住民生活まで、あらゆる分野で国際化が急速に進み、グローバル社会が到来する中、異文化理解や国際コミュニケーション、世界の中で活躍できる人財育成の重要性がますます高まっています。

本町では、A L Tの活用等により、外国語教育や国際理解教育の充実に努めるとともに、小・中学生の異文化交流事業を実施するなど、国際化に対応した人財の育成を進めてきました。

また、平成27年8月には、本町の上北中学校・東北中学校の2校が台北市立天母国民中学と姉妹校の締結を行い、新たな国際交流が始まりました。

さらに本町では、小川原湖交流センター「宝湖館」を活用し、三沢米軍家族等との交流も進めています。

今後、国際化がさらに進む中で、国際感覚あふれる人財の育成や国際化に対応したまちづくりがさらに重要なものになってくることが見込まれるため、人財育成のより一層の推進をはじめ、国際交流の充実、外国人が住みやすく訪れやすいまちづくりなど、積極的な取組を進めていく必要があります。

施策の体系

国際化・国際交流

- (1) 国際感覚あふれる人財の育成
- (2) 国際交流の充実
- (3) 国際化に対応したまちづくり

主要施策

(1) 国際感覚あふれる人財の育成

- ① A L T の活用等により、外国語教育や国際理解教育の充実を図り、子どもたちの外国人とのコミュニケーション能力の育成と、日本及び諸外国の文化と伝統等についての深い理解の促進に努めます。
- ② 上北中学校・東北中学校の姉妹校である台北市立天母国民中学との交流を含めた小・中学生の異文化交流事業を推進し、他国を尊重し、国際社会に貢献できる人財の育成に努めます。

(2) 国際交流の充実

重点プロジェクト③(総合戦略施策)

- ① 国際交流活動の中心となる民間団体の活動支援を行い、町民主導の交流体制づくりを進めます。
- ② 小川原湖交流センター「宝湖館」を外国人との交流活動の拠点として活用し、三沢米軍家族等の町内や近隣自治体に住む外国人との交流を推進します。

(3) 国際化に対応したまちづくり

外国人が住みやすく訪れやすい環境づくりに向け、役場窓口や観光関連施設における外国人への対応の充実に努めるほか、外国語によるパンフレット等の作成や町の主要施設等への外国語併記の案内板の設置などについて検討していきます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
国内外との交流活動の状況に関する町民の満足度	%	16.8	20.0

注) 町民の満足度は、令和元年11月に実施した町民アンケート調査で「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した町民の割合。

1. 農業

現状と課題

食料自給率の低迷や農業就業者の高齢化の一層の進行、後継者不足、労働力不足、農地の荒廃の深刻化など、わが国の農業・農村は極めて厳しい状況にあります。

このような中、国では、令和元年度に新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、令和12年度の食料自給率目標は実現可能性を考慮して45%、生産額ベースでは75%と設定し、農業や食品産業の成長産業化を促進する産業政策と、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進する地域政策を車の両輪とした農政改革を推進し、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現に向けて全力で取り組んでいくこととしています。

本町は、夏季冷涼でヤマセ^{※33}の影響を受ける本地域独特の厳しい気象条件を克服・活用し、また、先人たちが開拓してきた広大な農地を活用し、特色ある農業の町として発展してきました。

現在、全国有数の生産量を誇るナガイモやニンニクをはじめとする根菜類を中心とした野菜、葉タバコ、水稻などの生産のほか、酪農を主体とする県下有数の規模を誇る畜産が盛んに行われ、一大産地を形成しています。

平成27年の農林業センサスによると、総農家数は1,384戸、うち販売農家は1,168戸で、販売農家の専業別農家数は、専業農家が412戸、第1種兼業農家が258戸、第2種兼業農家が498戸となっています。

本町ではこれまで、関連施設の整備や担い手の育成、道の駅「おがわら湖」の活用等による地産地消の促進をはじめ、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進してきました。

しかし、農業情勢は依然として厳しく、農家数の減少や就業者の高齢化の進行、後継者不足、連作障害・土壌障害の発生、これらに伴う遊休農地・耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞などの問題がみられます。

しかし近年、国・県では「農業次世代投資資金」等を活用し、49歳以下の新規就農者は徐々に増加している傾向にあるため、町としては引き続きサポートし、「スマート農業^{※34}」等の普及促進や各種補助事業等の活用により人手不足問題の解消に取り組みながら、現在の貿易自由化の動きの中で、諸外国の規制やニーズにも対応できるグローバル産地づくりを進める必要があります。

このような中、まちづくりの中心である農業を今後とも維持・発展させていくためには、生産者自らが農業を取り巻く情勢の変化を的確にとらえ、積極的かつ主体的に農業に取り組める環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

※33 北海道や東北地方、関東地方で夏に吹く冷たい北東寄りの風。

※34 ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

第3章 活力と交流あふれる産業のまち

このため、農業生産基盤の一層の充実を図りながら、多様な担い手の育成を積極的に進めるとともに、農畜産物の一層のブランド化の支援、農産物加工体制の充実等による農業の6次産業化^{※35}や地産地消の促進、食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進など、多面的な取組を進めていく必要があります。

農家人口・農家数の推移

(単位：人・戸)

年	区分	農家人口	総農家数	自給的農家	販売農家	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家
平成7年		11,716	2,530	240	2,290	338	652	1,300
平成12年		10,419	2,270	249	2,021	300	504	1,217
平成17年		8,858	2,225	212	2,013	409	440	1,164
平成22年		7,280	1,964	223	1,741	452	295	994
平成27年		4,683	1,384	216	1,168	412	258	498

資料：農林業センサス

経営耕地面積の推移

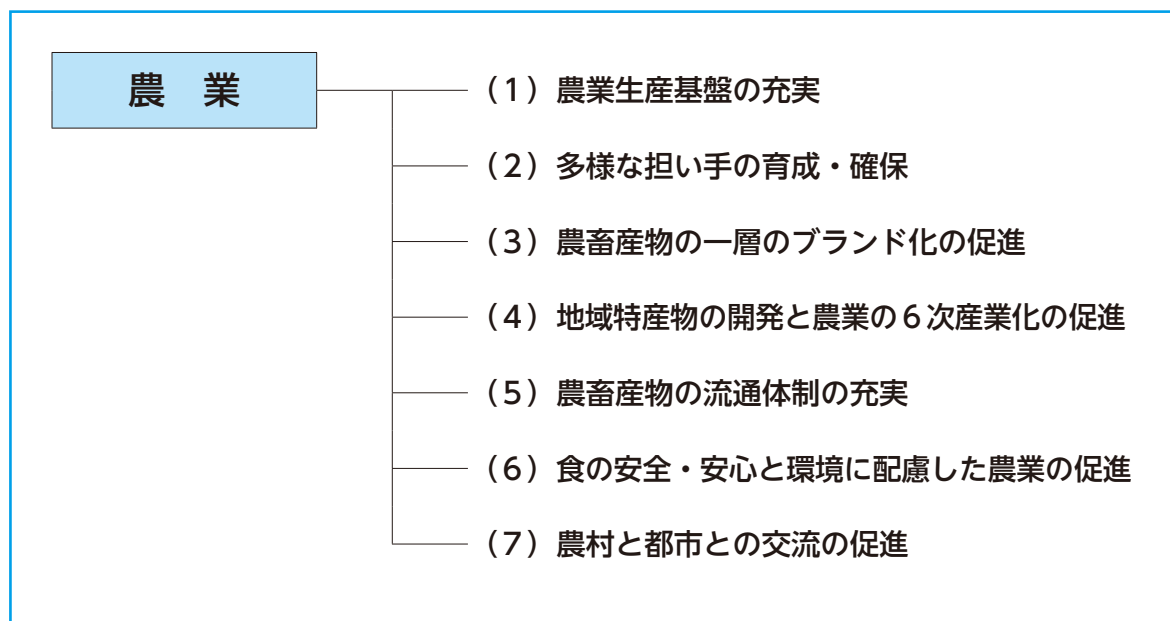
(単位：ha)

年	区分	総数	田	畑	樹園地	牧草専用地	その他
平成7年		6,498	3,167	3,037	1	31	262
平成12年		6,167	2,680	2,895	1	577	14
平成17年		7,091	2,494	2,964	0	1,019	614
平成22年		6,625	2,211	2,313	2	1,378	721
平成27年		5,900	1,979	2,119	0	1,404	398

資料：農林業センサス

※35 第1次産業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売やサービスの提供など、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと。

施策の体系



主要施策

(1) 農業生産基盤の充実

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

- ① 農業振興地域整備計画に基づき、農業地域とその他の地域との区分を明確にし、整備された優良農地の保全と有効活用に努めます。
- ② 関係機関との連携のもと、農地や農業用用水路・排水路などの農業生産基盤、農道等の生活環境基盤の整備、町営牧場の充実・活用等を進めるとともに、農業・農村の多面的な機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援を行います。
- ③ 遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、関係機関と連携し、農地パトロールや適切な指導等に努めます。
- ④ 連作障害や土壌障害の防止に向け、完熟堆肥の利用促進や土壌診断による土壌改良など、健康な土づくりを支援します。

(2) 多様な担い手の育成・確保

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

- ① 農地中間管理機構^{※36}による農地の利用集積や農作業受委託の促進、経営指導の強化等を通じ、意欲と能力のある認定農業者の育成・確保を図ります。
- ② 集落等を単位として集团的・効率的な営農を行う集落営農組織の育成を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。
- ③ 人・農地プラン^{※37}に基づき、情報提供や研修機会の提供等を行い、農業後継者及び新規就農者の育成・確保に努めます。
- ④ 女性や後継者等がその能力を十分に発揮できるよう、家族経営協定の締結など経営への参画や就農環境の向上に向けた取組を推進します。
- ⑤ 労働力の確保に向け、関係機関と連携し、外国人労働者の受入体制の充実を促進します。

(3) 農畜産物の一層のブランド化の促進

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

- ① 関係機関・団体との連携のもと、技術指導や支援体制の強化を図り、合理的な作付体系や効率的な生産技術の導入等を支援し、野菜、米、畜産をはじめ各作目の生産コストの低減や生産性の向上を促し、一層のブランド化を促進します。
- ② 超省力化や高品質生産等に向け、ロボットトラクターの導入など、先端技術を活用したスマート農業の取組を支援します。

(4) 地域特産物の開発と農業の6次産業化の促進

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

- ① 新たな地域特産物の開発に向け、地域特性や消費者ニーズに即した新作目や新品種の導入及び産地化を促進します。
- ② 農業の6次産業化に向け、関係機関・団体との連携のもと、農畜産物の加工体制の充実を促進し、既存加工特産品の生産拡大及び新たな加工特産品・郷土料理の開発を促します。

※36 農地を借り受け、農地を借りたい人にまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付ける、農地の中間的受け皿となる組織。

※37 地域の話し合いなどによる、地域において担い手となり得る農業者の選出と経営改善の計画。毎年見直しを行う。

(5) 農畜産物の流通体制の充実

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

- ① 道の駅「おがわら湖」などの産直施設の活用をはじめ、観光・交流関連施設や地元商店との連携、食育推進計画に基づく学校・保育所・認定こども園における食育の推進等を通じ、地産地消を促進します。
- ② 町外における消費の拡大に向け、町ぐるみのPR活動の強化をはじめ、各種イベントの活用、消費地への出展活動や商談会への参加など、多面的な取組を促進します。

(6) 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

家畜排泄物や廃プラスチック類など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進、有機・低農薬栽培の促進、トレーサビリティ^{※38}の導入促進などを通じ、食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進に努めます。

(7) 農村と都市との交流の促進

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

観光との連携や消費者との交流といった視点に立ち、農業・農村体験の展開を促進します。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
認定農業者数（累計）	人	406	450
新規就農者数（累計）	人	17	30
家族経営協定締結数（延べ）	組	120	130
農業法人数（累計）	法人	35	40
農地中間管理事業貸付面積（累計）	ha	83	1,000

※38 食品の生産・加工・流通などの各段階で、原材料の出所や製造元、販売先などの記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡できるようにすること。

2. 林業

現状と課題

森林は、木材生産による経済的機能をはじめ、水源かん養機能や山地災害防止機能、快適環境形成機能、保健文化機能などの公益的機能を持ち、住民生活に密接にかかわっています。

特に本町の森林は、近年の埋没林の発見により、約30万年前から存在していることが確認されています。

令和2年3月末日現在、本町の森林面積は13,521haで、総面積の41.4%を占めており、このうち民有林が7,735ha（57.2%）、国有林が5,786ha（42.8%）となっています。民有林のうち、スギ・マツを主体とした人工林面積は5,220ha、人工林率は67.5%で、今後、多くの人工林が利用期を迎えることとなることから、適正な森林施業を引き続き実施していく必要があります。

しかし、近年の木材需要の停滞や価格の低迷など、林業を取り巻く情勢が依然として厳しい中で、本町には専門の林家がなく、森林所有者のほとんどが小規模経営であり、また、従事者の減少及び高齢化により、林業生産活動が停滞し、森林機能の総体的な低下が懸念されています。

しかし近年、青森県内の取組として、木材利用を促進するといった活動も行われているところです。

このような状況を踏まえ、今後は、森林が将来にわたって適正に整備・管理され、木材生産機能をはじめ、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、令和元年度に策定した森林整備計画に基づき、林業生産基盤の充実や合理的・計画的な森林施業の促進に努めるとともに、公共建築物への木材利用等を進めていく必要があります。

保有形態別森林面積の状況

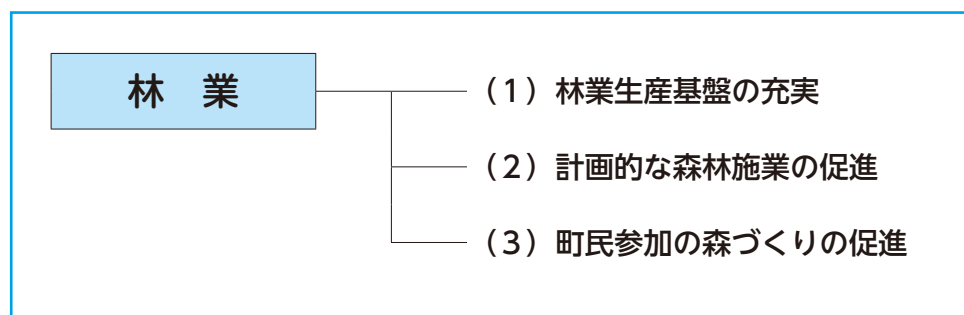
(単位：ha・%)

保有形態	面積等	総面積		立木地			人工林率 (B/A)
		面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林	
総	数	13,521	100.0	13,124	8,926	4,198	66.0
国	有 林	5,786	42.8	5,526	3,706	1,820	64.1
民	有 林	7,735	57.2	7,598	5,220	2,378	67.5
	私 有 林	7,258	53.7	7,121	4,889	2,232	67.4
	公 有 林	477	3.5	477	331	146	69.4
	県 有 林	206	1.5	206	180	26	87.4
	町 有 林	271	2.0	271	151	120	55.7

注) 令和2年3月末日現在。

資料：青森県森林資源統計書

施策の体系



主要施策

(1) 林業生産基盤の充実

森林施業の効率化と森林の持つ多面的な機能の発揮に向け、関係機関との連携のもと、林道の維持補修など、林業生産基盤の充実を進めます。

(2) 計画的な森林施業の促進

- ① 森林組合と連携し、林業従事者の育成・確保に努めます。
- ② 森林所有者の森林施業意識の高揚や合意形成、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託の促進等により、合理的な森林整備が行える体制づくりを行いながら、森林経営計画に基づいた計画的な森林施業を促進します。
- ③ 森林経営管理制度や森林環境譲与税等を活用しながら、森林整備計画に基づき、水源かん養機能の維持・増進を図る森林、保健文化機能の維持・増進を図る森林、木材生産機能の維持・増進を図る森林などの森林区分に応じた計画的な森林施業を促進します。
- ④ 公共建築物への木材利用や啓発活動の推進など、地元産材の利用拡大に向けた取組を進めます。

(3) 町民参加の森づくりの促進

森林と水産業との関連を重視した森づくり、子どもの森林保護意識や郷土への愛着心の育成といった視点に立ち、町民や各種町民団体、緑の少年団等による植林活動や森林・林業体験活動、森林を利用した環境学習などを促進します。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
間伐面積（累計）	ha	567 (平成28年度～令和元年度)	600 (令和3年度～令和7年度)
緑の少年団数（累計）	団体	0	1

3. 水産業

現状と課題

青森県は、全国的にみて内水面漁業の盛んな県であり、令和元年の内水面漁業の漁獲量は、北海道、島根県に次いで第3位となっており、わが国全体の漁獲量の約18%を占めています。

本町では、県下最大、全国でも11番目に広い面積を持つ“宝湖”と呼ばれる小川原湖を有し、シジミ貝においては「小川原湖産大和しじみ」として、平成29年度に農林水産省「地理的表示保護制度（GI）」の登録を受け、国が認めた地域ブランド品として評価が高まっています。

また、シラウオやワカサギ、モクズガニなどの漁が行われており、魚種によっては全国有数の漁獲高を誇っています。

小川原湖の名産品として全国に出荷されているワカサギの佃煮や筏焼きをはじめ、シラウオの冷凍・釜揚げなどの加工品も数多く開発され、水産加工も本町の重要な産業分野の一つとなっています。

また、全国的に減少傾向にあるウナギについて、小川原湖漁業協同組合では、毎年、稚魚の放流を行っており、ふるさと納税等を活用して将来的な資源の安定につながるよう町補助金を交付しています。

しかし、水産業を取り巻く情勢はさらに厳しさを増しており、資源の減少や長年にわたる生活排水等の流入による湖水の富栄養化の一層の進行などの環境変化に伴い、漁獲高は減少傾向にあります。

今後は、安全かつ生産性の高い漁業を促進するため、漁業生産基盤の一層の充実等に努めながら、関係自治体や関係機関・団体、漁業者が一体となって、小川原湖の漁業環境の保全・改善や漁業資源の維持・拡大に向けた取組を積極的に進めていくことが必要です。

また、水産業の総合的振興に向け、加工体制の充実等による6次産業化や、観光との連携なども進めていく必要があります。

第3章 活力と交流あふれる産業のまち

漁獲量・漁獲高

(単位：t・千円)

年度	区分	総 数	ワカサギ	シラウオ	ハ ゼ	シジミ貝	ウグイ	フ ナ	ウナギ
平成27年	数量	2,874	502	406	36	1,283	369	63	0.9
	金額	1,748,560	220,797	589,164	21,712	773,876	36,856	12,542	5,673
平成28年	数量	2,463	401	325	25	1,190	258	44	1.1
	金額	1,564,898	140,508	533,092	15,958	757,825	25,799	6,585	7,773
平成29年	数量	2,031	422	273	28	949	103	16	0.5
	金額	1,261,069	233,945	319,192	14,743	606,020	10,320	3,445	3,965
平成30年	数量	1,914	400	287	22	919	93	13	0.8
	金額	1,116,180	164,182	369,555	12,921	503,202	9,288	1,264	7,810
令和元年	数量	1,780	348	287	20	850	121	9	0.7
	金額	1,107,289	175,587	389,890	9,780	485,127	3,984	885	6,731

年度	区分	コイ	ボラ	カレイ	エビ	サヨリ	草連魚	その他
平成27年	数量	102	11	47	31	8	0.16	13
	金額	30,735	2,289	14,150	31,331	6,790	23	2,622
平成28年	数量	101	15	61	22	8	0.14	10
	金額	27,385	2,232	15,329	23,029	6,217	21	3,147
平成29年	数量	110	8	83	25	3	0.10	12
	金額	21,908	789	12,508	30,002	1,747	10	2,475
平成30年	数量	88	6	58	18	2	0.07	9
	金額	12,093	552	9,923	22,681	968	9	1,733
令和元年	数量	74	4	41	15	3	0.06	7
	金額	7,448	386	6,946	17,523	1,154	6	1,841

資料：農林水産課

主 要 施 策

水産業

- (1) 小川原湖の水質等の保全・改善
- (2) 漁業生産基盤の充実
- (3) 漁業経営の充実促進
- (4) 漁業資源の維持・拡大に向けた取組の推進
- (5) 水産物の加工・流通体制の充実
- (6) 漁村と都市との交流の促進

主要施策

(1) 小川原湖の水質等の保全・改善

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

- ① 国・県をはじめ関係自治体、関係機関・団体、大学、漁業者等の相互の連携のもと、水質や底質^{※39}等に関する調査・検査を定期的に行います。
- ② 湖岸集落における下水道等の普及・加入促進はもとより、地域ぐるみの湖岸・浅瀬の清掃活動や漁船を利用した湖内の浮遊ごみ・堆積物の除去活動の促進等を通じ、水質の保全・改善に努めます。

(2) 漁業生産基盤の充実

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

安全かつ生産性の高い漁業が行えるよう、漁業関連施設の適正管理、湖底の耕うん等による漁場整備の支援などを行い、漁業生産基盤の充実に努めます。

(3) 漁業経営の充実促進

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

漁業振興の中核的役割を担う漁業協同組合の充実・強化に努めるとともに、これと連携しながら、経営感覚に優れた漁業経営体の育成・確保に努めます。

(4) 漁業資源の維持・拡大に向けた取組の推進

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

- ① 乱獲の防止及び資源の保護に向け、漁業協同組合による禁漁区・禁漁期間の周知徹底、計画的な漁獲の促進、外来魚の駆除の実施等を促します。
- ② 漁業資源の維持・拡大に向け、漁業協同組合によるシジミ貝の種苗などの生産への支援等を行います。

(5) 水産物の加工・流通体制の充実

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

- ① 水産加工業の振興及び水産業の6次産業化に向け、関係機関・団体との連携のもと、水産物の加工体制の充実に促進し、既存加工特産品の生産拡大及び新たな加工特産品・郷土料理の開発を促します。

※39 海や湖沼、河川などの底を構成している堆積物や岩盤、またはその性質。

第3章 活力と交流あふれる産業のまち

- ② 道の駅「おがわら湖」などの産直施設の活用をはじめ、観光・交流関連施設や地元商店との連携、食育推進計画に基づく学校・保育所・認定こども園における食育の推進等を通じ、地産地消を促進します。
- ③ 町外における消費の拡大に向け、町ぐるみのPR活動の強化をはじめ、各種イベントの活用、消費地への出展活動や商談会への参加など、多面的な取組を促進します。

(6) 漁村と都市との交流の促進

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

観光との連携や消費者との交流といった視点に立ち、漁業者の理解と協力を得ながら、プロモーション事業や観光・体験漁業の展開を促進します。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
小川原湖漁獲高	百万円	1,107	現状より増加



小川原湖漁業協同組合によるうなぎの稚魚放流

4. 商業

現状と課題

商業は、豊かな消費生活の提供をはじめ、町のにぎわいや活気の創出、地域住民の生活の向上や交流の促進など、まちづくりにおいて重要な役割を担っていますが、人口減少の進行や大型店の進出、新型コロナウイルス感染症の流行等を背景に、全国的に既存商店街の衰退が深刻化しており、その再生が求められています。

本町の商業活動は、青い森鉄道上北町駅・乙供駅周辺に形成された商店街を中心に展開されており、平成28年の経済センサスー活動調査によると、卸売業と小売業を合わせた事業所数は173事業所、従業者数は1,017人、年間販売額は約207億円となっています。

本町の商業は、古くから小売業を主体に営まれてきましたが、人口減少や少子高齢化の進行、消費者の大型店志向の強まり、後継者不足による空店舗の増加、そして新型コロナウイルス感染症の影響等により、商店街は集客力が低下し、一層厳しい状況になってきています。

このため、商工会の育成・強化を図りながら、商業経営の安定化・活性化に向けた取組を進めていくとともに、町のにぎわいや活気の創出、地域住民の日常生活や交流等を支えるコミュニティの形成といった視点に立ち、商店街の再生整備について検討していく必要があります。



道の駅おがわら湖外観



道の駅おがわら湖内観

第3章 活力と交流あふれる産業のまち

商業の推移

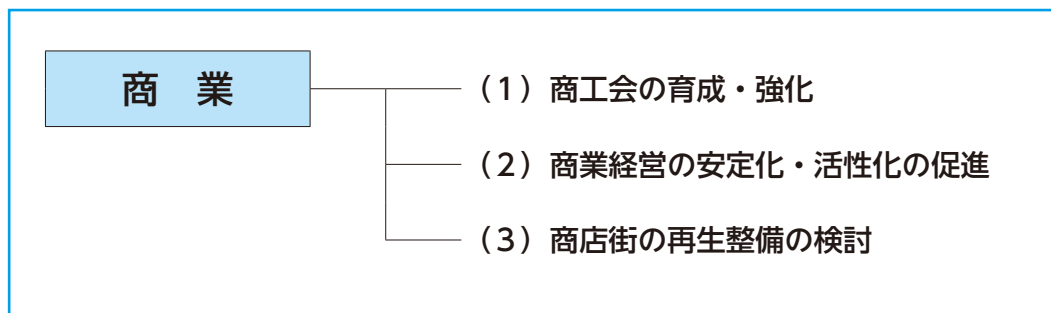
(単位：店・人・百万円)

区分 年	卸 売 業			小 売 業		
	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額
平成16年	34	305	8,581	217	936	13,526
平成19年	34	261	7,382	191	897	11,921
平成24年	26	205	5,766	143	711	11,954
平成26年	22	99	3,134	148	667	12,022
平成28年	21	164	7,362	152	853	13,328

注) 飲食店を除く。

資料：商業統計調査（平成24、28年は経済センサスー活動調査）

施策の体系



主要施策

(1) 商工会の育成・強化

重点プロジェクト⑥(総合戦略施策)

商業振興の中核的役割を担う商工会の運営を支援するとともに、組織体制の充実を促進し、各種活動の一層の活発化を促していきます。

(2) 商業経営の安定化・活性化の促進

重点プロジェクト⑥(総合戦略施策)

- ① 厳しさが続く経営環境を改善するため、信用保証料の補給など、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を支援します。
- ② 商工会等との連携のもと、事業者や商店会に対する支援事業や研修・相談等の情報提供・情報交換を密にしながら、経営意欲の高揚や後継者の育成、新規開業者の発掘、地元商店街ならではの地域に密着したサービスの展開、魅力的なイベントの展開、農林水産業や観光と連携した特産品・郷土料理の開発・販売等を促進します。

(3) 商店街の再生整備の検討

重点プロジェクト⑥(総合戦略施策)

商業の活性化はもとより、町のにぎわいや活気の創出、地域住民の日常生活や交流等を支えるコミュニティの形成を目指し、町民及び事業者等との協働のもと、市街地整備の検討に合わせ、商店街の再生整備について検討していきます。

目標指標 (ベンチマーク)

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
年間商品販売額（卸売業・小売業）	百万円	20,689 (平成28年)	現状より増加



乙供駅前にぎわい創出事業

5. 工業

現状と課題

工業は、地域活力の向上や雇用の場の確保、研究・開発機能の強化など、地域活性化に大きな役割を果たしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化等により、厳しい状況に置かれています。

本町の工業は、農・水産加工業を主体とする地場産業と、工業団地や農工団地への誘致企業を中心に展開されており、平成30年の工業統計調査によると、製造業の事業所数（従業者4人以上）は18事業所、従業者数は368人、製造品出荷額は約90億円となっています。

本町ではこれまで、既存企業の育成や企業誘致に努めてきましたが、地方の経済が厳しい状況にある中で、事業所数は横ばい、従業者数は減少傾向にあるほか、企業立地の停滞といった問題を抱えており、取り巻く情勢は厳しさを増しつつあります。

このため、今後においても、商工会との連携のもと、既存企業の経営の安定化・活性化に向けた取組を進めていくとともに、新たな特産品づくりや新産業の創出等に向けた取組、高速交通網の整備進展等を見据えた新規企業の立地促進等に努める必要があります。

工業の推移

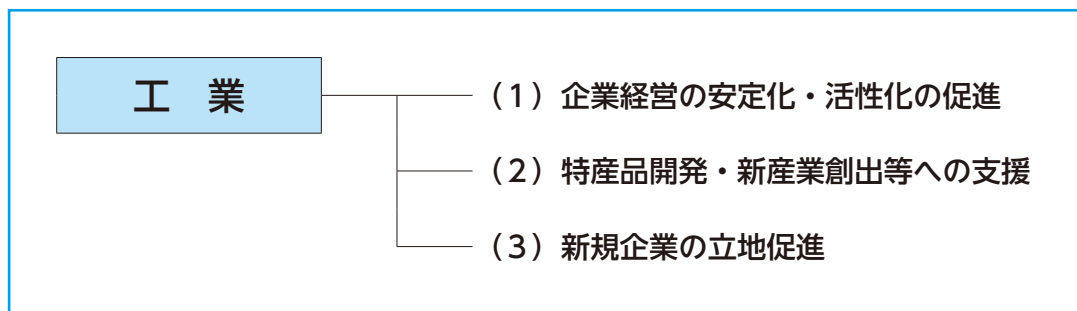
（単位：事業所・人・百万円）

年 \ 区分	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成26年	19	459	7,837
平成27年	17	464	9,605
平成28年	19	438	8,965
平成29年	19	441	9,123
平成30年	18	368	8,996

注）従業者4人以上の事業所。

資料：工業統計調査（平成27年は経済センサスー活動調査）

施策の体系



主要施策

(1) 企業経営の安定化・活性化の促進

重点プロジェクト⑥(総合戦略施策)

- ① 厳しさが続く経営環境を改善するため、信用保証料の補給など、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を支援します。
- ② 商工会との連携のもと、事業者に対する支援事業や研修・相談等の情報提供・情報交換を密にしながら、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大等を促進します。

(2) 特産品開発・新産業創出等への支援

重点プロジェクト⑥(総合戦略施策)

関係機関・団体との連携のもと、産業支援・研究開発機能の強化を図り、農林水産物加工における技術の高度化や新たな特産品の開発、起業化や新産業の創出を促進します。

(3) 新規企業の立地促進

重点プロジェクト⑥(総合戦略施策)

上北自動車道の整備進展等を見据えながら、関係機関との連携のもと、企業誘致活動を積極的に展開するとともに、工業用地の確保・整備を適宜行い、新規企業の立地促進に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
製造品出荷額等	百万円	8,996 (平成30年)	現状より増加

6. 観光

現状と課題

観光は、地域経済の活性化はもとより、新たな人の流れを生み出し、人々の定住・移住につながるものとして、まちづくりにとって大きな役割を果たしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光業界は大きな打撃を受け、非常に厳しい状況にあります。

本町は、数多くの源泉を有し、豊富な湯量を誇る「いで湯のさと」であり、様々な泉質と効能を持つ源泉掛け流しの温泉施設が数多く点在しています。

また、小川原湖やヘラブナ釣りのメッカである花切川などの自然資源、道の駅「おがわら湖」、小川原湖交流センター「宝湖館」、小川原湖公園、わかさぎ公園、清水目ダムオートキャンプ場、みどりの大地とロマンの森公園、日本中央の碑保存館や歴史民俗資料館、さらには四季折々の祭りやイベントなど、多彩な観光・交流資源があります。

しかし、日帰り客がほとんどを占めているほか、数多くの観光・交流資源も、観光客が年間を通じて繰り返し訪れる魅力ある観光基盤としての活用状況は十分とはいえません。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客は大幅に減少しています。

このため、今後は、上北自動車道の整備進展や北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）の開業、青森空港の国際線増便等の効果を生かしながら、町内のみならず周辺地域を含めた広域的な視点に立ち、地域の魅力を最大限に引き出し、さらに高めていくことができるような観光振興施策を総合的・計画的に推進していく必要があります。

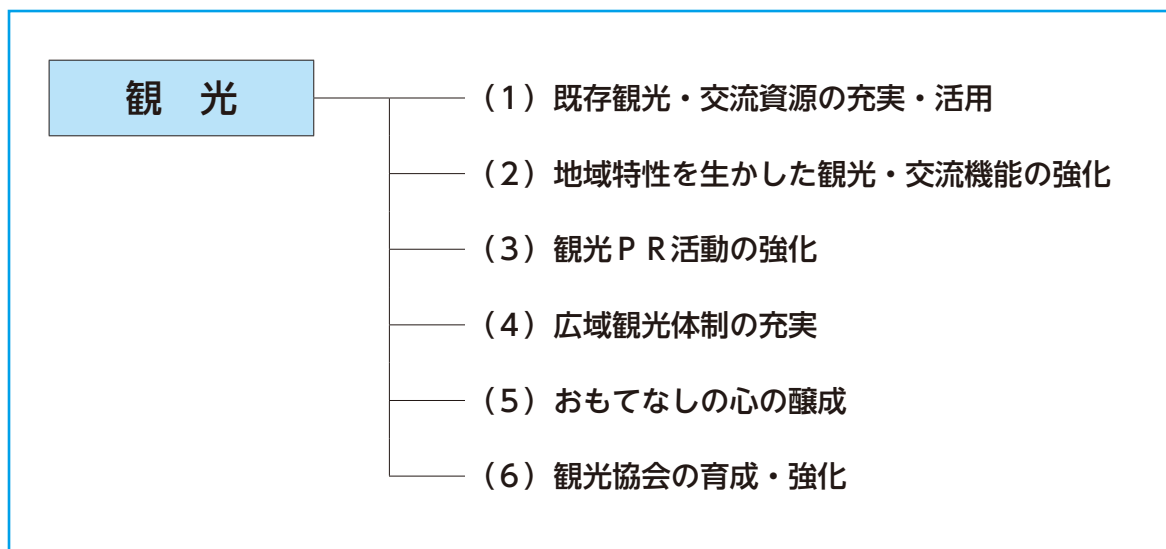
観光客数の推移

(単位：千人)

年 度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
観光客入込総数	525	512	455	476	460

資料：商工観光課

施策の体系



主要施策

(1) 既存観光・交流資源の充実・活用

重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

町民や事業者等との協働のもと、温泉や道の駅「おがわら湖」をはじめとする既存観光・交流拠点の充実、日の本中央まつり等の伝統行事や桜まつり・湖水まつり等の祭り・イベントの内容充実を進め、有効活用に努めます。

(2) 地域特性を生かした観光・交流機能の強化

重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

関係機関・団体や事業者等との協働のもと、農村・漁村体験や観光農漁業の展開、農水産物を生かした特産品や郷土料理の開発・販売、スポーツツーリズム^{※40}の展開など、特色ある農林水産業や恵まれたスポーツ環境などの地域特性を生かした観光・交流機能の強化に努めます。

(3) 観光PR活動の強化

重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

ホームページやSNS、マスコミの活用をはじめ、各種イベント等のPR用ポスターの作成、動画による観光地案内の作成等を通じ、本町の観光についてのPR活動の強化を図ります。

※40 スポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及などを目指す新たな観光の取組。

第3章 活力と交流あふれる産業のまち

(4) 広域観光体制の充実

重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

上北自動車道の整備進展や北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）の開業、青森空港の国際線増便等の効果を生かした観光振興を図るため、定住自立圏を中心とした広域的連携を強化し、広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進、JRや青い森鉄道とタイアップしたツアーの誘致など、地域一体となった観光振興施策を推進します。

(5) おもてなしの心の醸成

重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

広報・啓発活動の推進等を通じ、町民や職員、観光関連事業者のおもてなしの心の醸成に努めます。

(6) 観光協会の育成・強化

重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

観光振興の中核的役割を担う観光協会の組織体制の強化と充実を促進し、各種活動の一層の活発化を促していきます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
観光客入込数	千人	460	510

7. 雇用対策

現状と課題

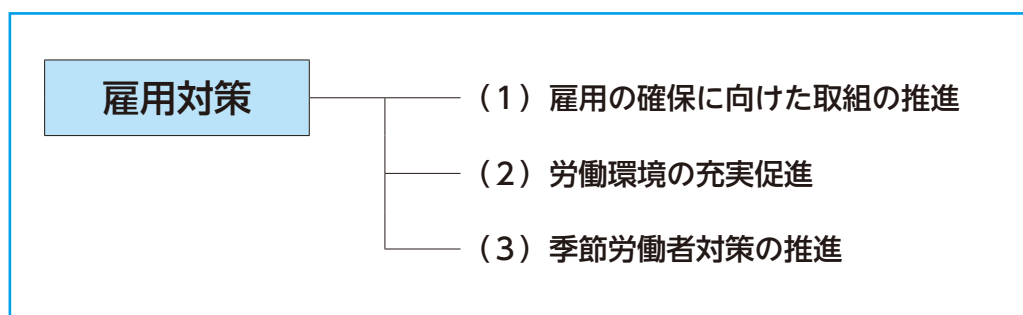
国の経済政策等により、有効求人倍率^{※41}が高水準となっていたものの、消費税増税の影響や新型コロナウイルス感染症の流行による休業要請などにより、地方の中小企業においては、求人抑制が表面化し、有効求人倍率が低下傾向にあります。

それを反映し、本町においても、若年層の県外流出や、これに伴う人口減少が続いており、雇用対策の推進が大きな課題となっています。

このような中、今後は、地域経済の活性化と雇用・失業問題を重要課題としてとらえ、各種の産業振興施策の推進により雇用の場の確保を目指すほか、関係機関との連携や広域的連携のもと、情報提供や相談をはじめ、若者の地元定着やU・Iターン^{※42}の促進につながる効果的な取組を積極的に進めていく必要があります。

また、事業所における正社員雇用や人手不足となっている業種の求人充足の促進など、労働環境の充実を促していくことが必要です。

施策の体系



※41 ハローワークに登録している求職者に対する、求人を募集している企業からの求人数の割合。

※42 Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Iターンは出身地にかかわらず住みたい地域へ移り住むこと。

主要施策

(1) 雇用の確保に向けた取組の推進

重点プロジェクト⑥(総合戦略施策)

- ① 県やハローワーク等の関係機関や町内事業所等との連携のもと、就職に関するセミナー・イベント等の情報提供等を行います。
- ② 事業所に対し、雇用等に関する各種助成制度・奨励金の活用を促し、町民の雇用を促進します。
- ③ 広域的連携のもと、野辺地地区雇用対策協議会による雇用の確保・拡大に向けた取組の推進、七戸職業訓練校の運営支援等に努めます。

(2) 労働環境の充実促進

重点プロジェクト⑥(総合戦略施策)

「働き方改革」を踏まえ、労働者が安定して快適に働けるよう、事業所に対し、労働環境の向上につながる情報提供を行います。

(3) 季節労働者対策の推進

ホームページ等による情報提供をはじめ、出稼手帳の交付や出稼台帳の管理の徹底など、季節労働者対策を推進します。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
雇用対策の状況に関する町民の満足度	%	10.9	13.0

注) 町民の満足度は、令和元年11月に実施した町民アンケート調査で「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した町民の割合。

第4章 きれいで安全・安心な 生活環境のまち

1. 環境保全・エネルギー

現状と課題

地球温暖化がさらに深刻化する中、多くの国が協調して温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めつつあり、わが国においても、令和32（2050）年までにカーボンニュートラルを実現するという目標を掲げています。

また、SDGsのゴール13は、「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」とされています。

今後は、国や県はもとより、市町村においても、温室効果ガスの排出削減をはじめ、持続可能な社会の形成に向けた具体的な行動が強く求められます。

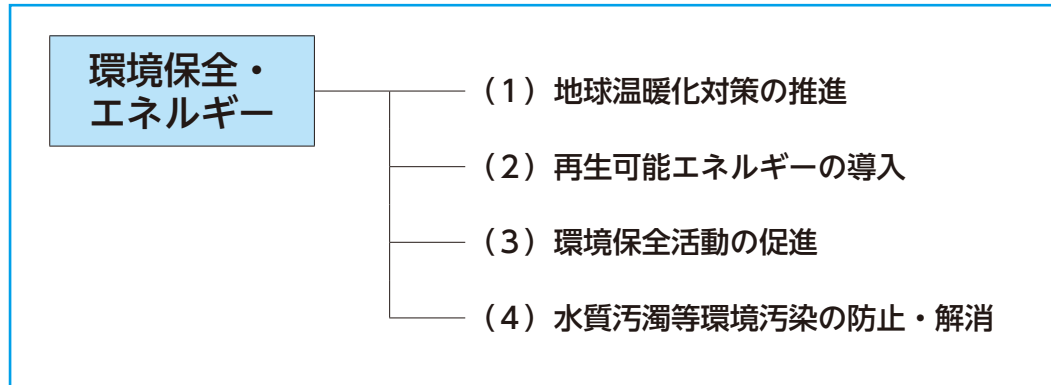
本町は、八甲田連峰の裾野に広がる緑豊かな町であるとともに、県下最大の面積を持つ小川原湖や数多くの河川を有し、うるおいのある水辺空間にも恵まれ、緑と水の豊かな自然が息づいています。

本町ではこれまで、これらの自然の保護はもとより、清掃活動をはじめとする町民の環境美化運動の促進、小川原湖の水質浄化対策や航空機騒音の防止対策の推進、環境保全に関する広報・啓発活動や学校における環境教育の推進、さらには公共施設への太陽光発電システムの設置や住宅用太陽光発電システムの設置支援など、環境保全や再生可能エネルギーの導入にかかわる各種の施策を推進してきました。

このような中、町民の環境保全・エネルギーへの関心も高まってきており、自主的な環境保全活動が活発化しつつあります。

今後とも、緑の大地と小川原湖に代表される豊かな自然を誇る町として、低炭素・循環・自然共生等を基本とする持続可能な社会の形成に向けた取組を総合的・計画的に推進し、住むことを誇れるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 地球温暖化対策の推進

重点プロジェクト⑧(総合戦略施策)

地球温暖化対策実行計画に基づき、町が率先して役場の事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、町全体への波及に向けた啓発等を進めます。

(2) 再生可能エネルギーの導入

重点プロジェクト⑧(総合戦略施策)

公共施設における太陽光発電システムの設置や公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入など、再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進します。

(3) 環境保全活動の促進

重点プロジェクト⑧(総合戦略施策)

- ① 環境保全に関する広報・啓発活動や環境教育を推進し、町民の環境保全意識の高揚に努めます。
- ② 地域における環境美化運動をはじめ、水質浄化運動や省資源・省エネルギー運動、アイドリイングストップ運動など、町民や団体、事業者等の自主的な環境保全活動を促進します。

(4) 水質汚濁等環境汚染の防止・解消

重点プロジェクト⑧(総合戦略施策)

- ① 小川原湖や河川の水質汚濁に対し、高瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会等の関係機関・団体との連携のもと、監視・調査を行うとともに、水質改善に向けた啓発活動や各種関連施策を推進します。
- ② 事業所等における騒音・悪臭・震動等について、県等の関係機関との連携のもと、適切な指導等を行い、未然防止に努めます。
- ③ 航空自衛隊等の航空機より生じる騒音等に対し、関係機関との連携のもと、防音対策を進めます。
- ④ 六ヶ所村の原子燃料サイクル施設について、隣接自治体として、町民や職員の知識を深める取組を行うとともに、環境管理体制の強化を強く要請していきます。

目標指標 (ベンチマーク)

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
環境保全の状況に関する町民の満足度	%	23.7	26.0

注) 町民の満足度は、令和元年11月に実施した町民アンケート調査で「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した町民の割合。



小川原湖の風景

2. ごみ・し尿処理

現状と課題

人々の環境問題への意識が一層高まる中、廃棄物をできるだけ出さない循環型社会の形成が求められています。

本町におけるごみの収集・処理は、本町と七戸町で運営している中部上北広域事業組合において広域的に行っています。

本町ではこれまで、広報・啓発活動の推進等を通じてごみの分別排出や減量化を促すとともに、リサイクル推進団体の育成や「オフィス町内会^{※43}」の加入促進等を通じてリサイクル等の促進に努めてきました。また、関係機関との連携のもと、不法投棄対策も進めてきました。

しかし、ごみの排出量は依然として多く、質的にもますます多様化してきており、一層の減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあるとともに、不法投棄も後を絶たず、対応の強化が課題となっています。

このため、ごみの排出動向等を踏まえながら、広域的なごみ収集・処理体制の充実を進めるとともに、町民の意識の高揚を図りながら、ごみの減量化やリサイクル等の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型の社会づくりを進めていく必要があります。

また、し尿の収集・処理についても、中部上北広域事業組合において広域的に行っていますが、下水道等の整備に伴う生し尿の減少と浄化槽汚泥の増加も踏まえながら、今後とも適正な収集・処理に努める必要があります。

^{※43} オフィスや事業所から排出される古紙のリサイクルを促進するため、複数の事業所が協力して共通の回収便を事業所間に運行し、無料で効率的に古紙回収を行う取組。

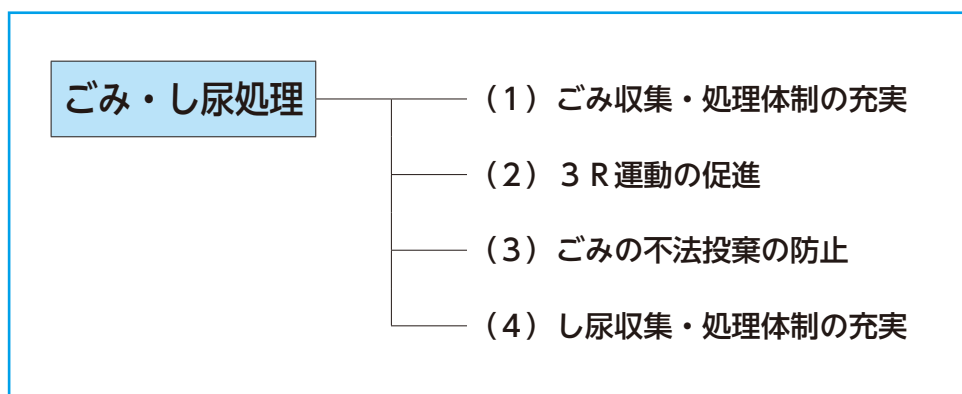
ごみ処理の状況

(単位：人・t)

区分 年度	計画処理区域 内人口	処理人口	年間総排出量	年間総収集量
平成27年	18,640	18,640	6,215	4,816
平成28年	18,338	18,338	5,938	4,645
平成29年	18,006	18,006	5,852	4,544
平成30年	17,798	17,798	5,693	4,353
令和元年	17,511	17,511	5,674	4,219

資料：保健衛生課

施策の体系



主要施策

(1) 廃棄物収集・処理体制の充実

重点プロジェクト⑧(総合戦略施策)

広域的連携のもと、ごみの排出動向等に応じた分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底や生ごみの水切り等の促進に努めるとともに、清掃センター及び最終処分場の整備充実など、ごみ処理・リサイクル体制の充実に努めます。

(2) 3 R運動の促進

重点プロジェクト⑧(総合戦略施策)

広報・啓発活動の推進やリサイクル推進団体の育成、「オフィス町内会」の加入促進等を通じ、町民や事業者の自主的な3 R運動^{※44}を促進します。

(3) ごみの不法投棄の防止

町独自の町内パトロールの定期的実施や不法投棄防止看板の設置を行うとともに、県の廃棄物不法投棄監視員、町の環境美化推進員等との連携のもと、監視・指導体制の強化を図ります。

(4) し尿収集・処理体制の充実

広域的連携のもと、衛生センターの適正な管理・運営など、し尿収集・処理体制の充実に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
ごみ総排出量	t	5,674	5,000
「オフィス町内会」事業所数（累計）	事業所	5	10



環境保全活動

※44 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動。

3. 水道

現状と課題

水道は、住民生活に一日も欠かせないものであるとともに、地域経済を支える重要な社会基盤であり、平常時はもとより、災害時などにおいても安定的な給水が求められています。

本町の水道事業は、平成29年度に上水道事業（上北地区）へ簡易水道事業（東北地区）を統合し、令和2年3月末現在の給水人口は16,999人、普及率は98.2%となっています。

本町では、昭和40年代に給水を開始して以来、増大する水需要に対応するため、水道施設の整備充実など給水体制の充実に努めてきました。

しかし、近年、給水人口の減少やそれに伴う料金収入の減少、水道施設の老朽化等に伴う更新需要の増大など、水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなってきています。

このような状況下においても、水道事業は安全・安心な飲用水の安定供給が責務であることに変わりはなく、将来的にも健全経営を継続するためには、今後、適正な料金設定の検討、水道施設の統廃合及び縮小を計画のうえ、老朽化施設の更新を進めることが必要です。

水道の状況

(単位：戸・人・％・m³)

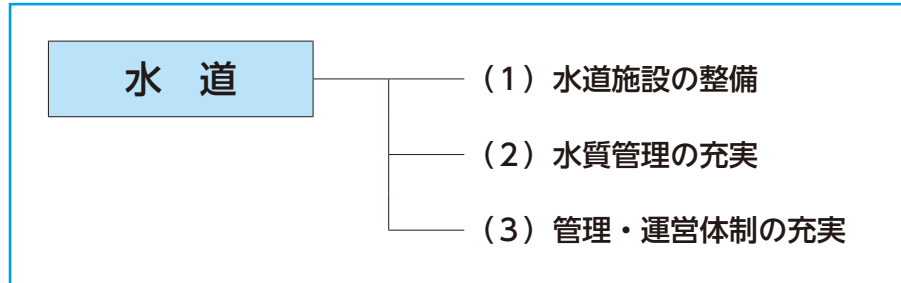
区分 年	給水戸数	給水人口	普及率	年間総配水量
平成28年	7,633	18,005	99.8	2,516,506
平成29年	7,629	17,923	99.2	2,656,337
平成30年	7,597	17,481	98.5	2,499,814
令和元年	7,592	17,311	98.3	2,601,798
令和2年	7,624	16,999	98.3	2,670,411

注1) 各年3月31日現在。

資料：水道課

注2) 六ヶ所村上水道（豊前・豊瀬地区）及び2専用水道（上北療護園、東北分屯基地）は含まれない。

施策の体系



主要施策

(1) 水道施設の整備

施設の老朽化や災害時への対応、水質管理の強化、事業の効率化等を総合的に勘案し、浄水施設の更新をはじめ、水道施設の整備を計画的に推進します。

(2) 水質管理の充実

良質かつ安全・安心な水道水の供給に向け、水質検査計画に基づく定期的な検査の実施・公表を行うとともに、水源地周辺の環境保全に努めます。

(3) 管理・運営体制の充実

- ① 施設の管理体制の充実や経費の節減、水道料金の適正化等を通じ、水道事業の健全運営に努めます。
- ② 広報・啓発活動等を通じて町民の節水意識の高揚及び水道事業に対する理解と協力を促し、限りある水資源の有効活用に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
老朽水道管（石綿セメント管）残存率	%	7.2	6.1
水道水有収率	%	67.3	81.9

4. 下水道

現状と課題

下水道等は、快適で衛生的な生活環境の確保、河川・海域・湖沼等の水質の保全、大雨などによる浸水被害の防止、循環型社会形成への貢献など、多面的な機能を持つ重要な施設であり、住みよいまちづくりを進めるうえで、その果たす役割は、ますます重要なものとなってきています。

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業により町全域の下水・生活排水処理施設の整備を進めています。

公共下水道事業については、平成25年度に全体計画、平成28年度に事業計画を見直し、上北処理区と東北処理区において、それぞれ全体計画（令和12年度）、事業計画（令和4年度）に基づき事業を推進しています。令和元年度末の計画人口8,800人（上北処理区5,100人、東北処理区3,700人）に対する整備人口（利用可能となった整備地区の人口）及び比率は、上北処理区が3,829人で75.1%、東北処理区が3,610人で97.6%となっています。

農業集落排水事業は、平成16年度までに3地区において供用を開始しており、今後は、施設の適正な維持管理が必要となっています。

また、これら集合処理に適さない地区等については、合併処理浄化槽の設置を積極的に促進しており、年間およそ30基の設置を進めています。

これら下水道等の整備は、多大な経費と長い年月を要するうえ、すでに整備された施設の老朽化への対応や未接続世帯の解消など多くの課題を抱えていますが、これからのまちづくりに欠かせないものであり、平成27年度に策定した汚水処理施設整備構想（アクションプラン）や令和2年度に策定した公共下水道ストックマネジメント計画等に基づき、整備手法・維持管理等について適宜検討しながら、計画的・効率的に進めていく必要があります。

第4章 きれいで安全・安心な生活環境

下水道等の状況

(単位：人・%)

年	項目 行政区域内 人口 (A)	水洗化人口				汚水衛生 処理率 B/A×100
		公共 下水道	農業集落 排水	合併処理 浄化槽	計 (B)	
平成28年	18,429	4,154	1,074	5,057	10,285	55.8
平成29年	18,159	4,671	1,030	5,253	10,954	60.3
平成30年	17,804	4,781	1,006	5,548	11,335	63.7
令和元年	17,597	4,877	984	5,222	11,083	63.0
令和2年	17,297	5,043	953	5,345	11,341	65.6

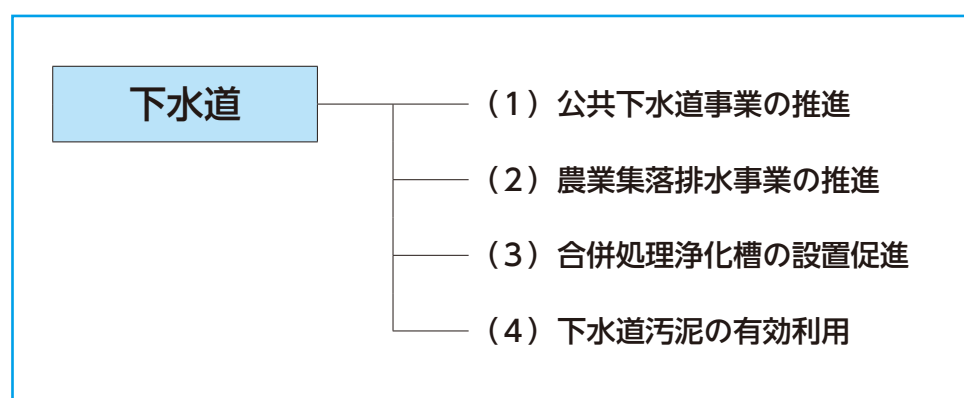
注1) 各年3月31日現在。

資料：下水道課

注2) 汚水衛生処理率＝水洗化人口（実際に利用している人口）÷行政区域内人口で示される。

注3) 合併処理浄化槽水洗化人口は補助事業以外の設置人口も含む。

施策の体系



主要施策

(1) 公共下水道事業の推進

重点プロジェクト⑧(総合戦略施策)

汚水処理施設整備構想（アクションプラン）に基づき、整備手法・整備区域等を適宜検討・見直ししながら、公共下水道施設の整備及び供用開始後の施設の適正管理・長寿命化を計画的・効率的に推進するとともに、広報・啓発活動等を推進し、未接続世帯の接続の促進に努めます。

(2) 農業集落排水事業の推進

すでに整備された農業集落排水施設の適正管理・長寿命化に努めるとともに、広報・啓発活動等を推進し、未接続世帯の接続の促進に努めます。

(3) 合併処理浄化槽の設置促進

重点プロジェクト⑧(総合戦略施策)

公共下水道事業や農業集落排水事業の集合処理に適さない地区等において、合併処理浄化槽の設置を積極的に促進します。

(4) 下水道汚泥の有効利用

循環型のまちづくりの一環として、処理施設において発生する下水道汚泥について、広域的連携のもとに有効利用を進めます。

目標指標 (ベンチマーク)

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
汚水衛生処理率	%	65.6	70.5



下水道施設

5. 公園・緑化

現状と課題

公園は、緑豊かな住環境の形成をはじめ、人々のいこい・ふれあいの場の創出、子どもの遊び場の確保、災害時の避難場所の確保など、様々な機能を持つ重要な施設です。

本町は、広大な緑の大地と小川原湖に代表される、緑と水の豊かな自然を誇る町であり、自然の緑や水に親しめる場が数多くあるほか、観光施設としての小川原湖公園やわかさぎ公園などの特色ある公園や、スポーツ施設としての南・北総合運動公園などが整備されています。

しかし、町民の生活に身近ないこい・ふれあいの場、子どもの遊び場としての公園については、数箇所あるものの、整備状況は十分とはいえず、これらへの対応が求められています。

また、既存の公園については、経年劣化等に応じた施設・設備の修繕を毎年実施していますが、全国的に老朽化した遊具等の利用による事故が発生する中、維持管理の充実が求められています。

このため、既存公園施設・設備の整備充実に努めるとともに、市街地や集落内における身近な公園の整備について検討していく必要があります。

また、花と緑あふれる快適でうるおいのある環境づくりに向け、町民との協働のもと、緑化、花づくりを進めていく必要があります。

施策の体系

公園・緑化

(1) 公園の整備充実と管理体制の充実

(2) 緑化の推進

主要施策

(1) 公園の整備充実と管理体制の充実

- ① 安全性の確保と利用しやすい環境づくりに向け、老朽化の状況等に応じ、既存公園施設・設備の点検・修繕等を計画的に推進します。
- ② 地域住民による公園の愛護活動を促進し、協働による維持管理体制の充実に努めます。

(2) 緑化の推進

公共施設において植樹や花の植栽を計画的に推進するとともに、町民の自主的な緑化運動、花いっぱい運動を促進し、町ぐるみの緑化運動を展開します。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
公園・緑地・水辺の整備状況に関する町民の満足度	%	29.8	35.0
緑化の推進状況に関する町民の満足度	%	28.3	35.0

注) 町民の満足度は、令和元年11月に実施した町民アンケート調査で「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した町民の割合。



みどりの大地とロマンの森公園

6. 消防・防災

現状と課題

近年、火災発生件数及び火災による死傷者数は全国的に減少傾向にありますが、死者数に占める高齢者の割合が特に高く、その安全対策の強化が求められています。

本町の消防体制は、令和2年4月現在、中部上北広域事業組合による広域的な常備消防と、東北町消防団（20分団、団員定数350人）による非常備消防とで構成され、互いに連携しながら地域消防・防災に努めています。

しかし、生活様式の多様化や市街地における住宅の密集、高齢化の進行などに伴い、火災発生要因は複雑・多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても今後増加が見込まれます。また、地域防災力の中核を担う消防団についても、団員確保の困難さや団員の高齢化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。施設面についても、防火水槽・消火栓等の消防水利の拡充や消防自動車の計画的更新等が必要となっています。

このため、広域的連携による常備消防・救急体制の充実を進めながら、時代に即した消防団の活性化対策を推進するとともに、消防施設・装備全般の整備充実を進めていく必要があります。

また、近年、全国各地で地震や豪雨等による大規模な自然災害が相次いで発生しており、防災体制の一層の強化が求められています。

本町では、高齢化が進行しており、避難に時間を要する人（避難行動要支援者）に対応した避難対策の充実や、災害等危険箇所の把握・周知等により「自分の命は自分で守る（自助）」への意識改革、隣接する六ヶ所村に設置されている原子力施設への対応などが課題となっています。

このような中、平成22年以降、ハザードマップ^{*45}（土砂災害・洪水・地震）を作成し、法律の改正に基づき改訂を行ったほか、平成26年度には、防災行政用無線のデジタル化、平成31年度（令和元年度）から「ぼうさいメール」、令和2年度から防災速報アプリ運営会社との協定締結によるアプリ等を利用した情報発信の運用を開始し、これらのツールを活用して町民の避難行動が迅速に行われる体制を築いてきました。

また、防災全般の総合的指針である地域防災計画の見直しや国土強靱化計画の策定、災害に関する協定の締結や見直しを行いました。

今後も、近年の大規模災害の教訓や、これらに対する国・県の動向、そして本町の地域特性を十分に踏まえながら、防災・減災体制の一層の強化を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

また、世界各地でテロや有事が発生する中、武力攻撃等の緊急事態への備えも求められており、国民保護計画に基づく取組を進めていく必要があります。

^{*45} 想定される災害の範囲や危険箇所、避難場所等を地図上に示したものの。

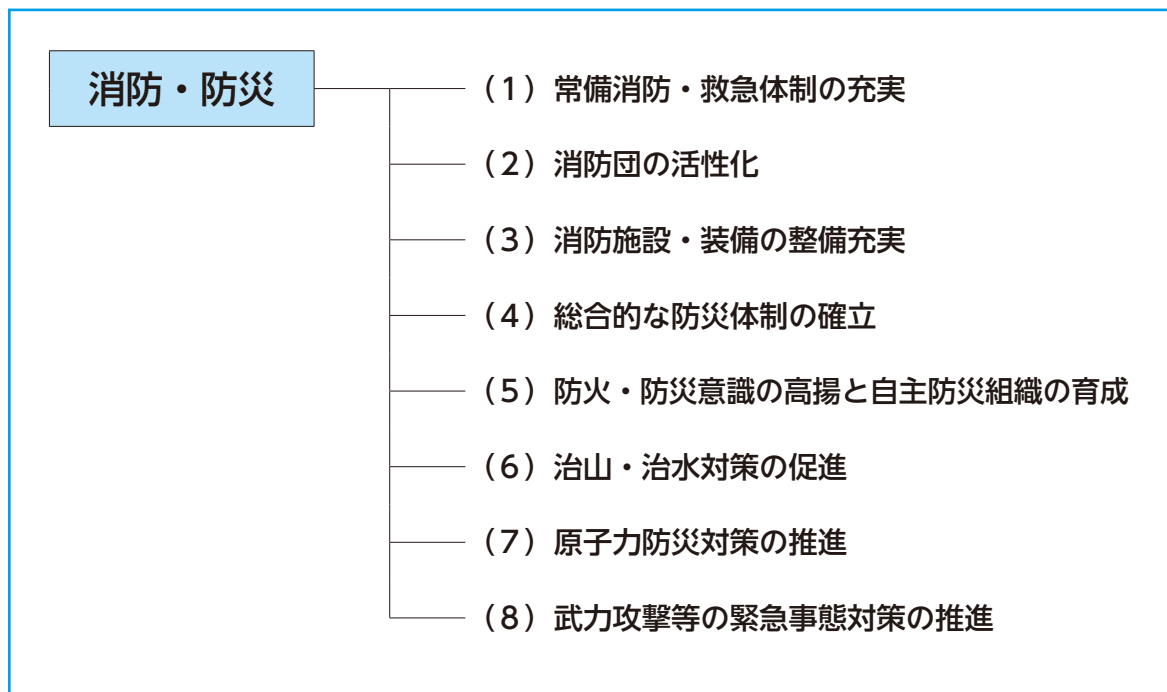
火災発生状況

(単位：件・人)

年	区分	発生件数				死傷者数	
		総数	建物	林野	その他	死者	負傷者
	平成27年	13	9	1	3	1	1
	平成28年	8	5	0	3	0	0
	平成29年	9	6	0	3	0	0
	平成30年	9	5	2	2	0	0
	令和元年	15	6	2	7	2	1

資料：総務課

施策の体系



主要施策

(1) 常備消防・救急体制の充実

重点プロジェクト⑨(総合戦略施策)

- ① 広域的連携のもと、職員の資質の向上や施設・装備の整備充実を計画的・効率的に進め、常備消防・救急体制の充実を図ります。
- ② 常備消防・救急体制のさらなる広域化について検討・推進します。

(2) 消防団の活性化

重点プロジェクト⑨(総合戦略施策)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する町民の理解と協力を求めながら、団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による資質の向上など、消防団の活性化対策を推進します。

(3) 消防施設・装備の整備充実

重点プロジェクト⑨(総合戦略施策)

老朽化や能力不足等の状況に応じ、消火栓の新設・改修や消防屯所の新築・改修、消防関係車両の更新、消防資機材の整備など、各種消防施設・装備の整備充実を計画的に推進します。

(4) 総合的な防災体制の確立

重点プロジェクト⑨(総合戦略施策)

- ① 災害に強いまちづくりを総合的・計画的に進めるため、地域防災計画の見直しを適宜行います。
- ② 整備した防災行政用無線の活用等による災害時の情報通信体制の充実をはじめ、高齢者や障がい者など避難等に支援を要する町民の支援体制の充実、備蓄施設など防災施設の整備充実及び備蓄資機材の充実、避難路・避難場所の充実及び周知徹底、さらには防災拠点の発電設備の整備を図ります。

(5) 防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成

重点プロジェクト⑨(総合戦略施策)

広報・啓発活動の推進やハザードマップの更新・活用、防火・防災訓練の実施を図るとともに、地域防災の要となる自主防災組織の育成及び活動支援に努め、町民の防火・防災意識の高揚と地域ぐるみの防火・防災体制の確立に努めます。

(6) 治山・治水対策の促進

重点プロジェクト⑨(総合戦略施策)

危険箇所の把握・周知を行いながら、関係機関との連携のもと、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進し、災害の未然防止に努めます。

(7) 原子力防災対策の推進

重点プロジェクト⑨(総合戦略施策)

原子力施設が立地する六ヶ所村の隣接自治体として、関係機関との連携のもと、「原子力災害対策特別措置法」に基づく県地域防災計画及び町地域防災計画・原子力防災マニュアルに基づき、これまでの原子力関連事故を教訓に、町民の安全確保と環境保全のための適切な原子力防災対策を推進します。

(8) 武力攻撃等の緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づき、平素からの備えや事態発生時の即応体制の維持・充実などに関する取組を推進します。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
消防・防災体制に関する町民の満足度	%	41.2	50.0

注) 町民の満足度は、令和元年11月に実施した町民アンケート調査で「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した町民の割合。



地域消防を担う消防団員



中部上北総合防災訓練

7. 交通安全・防犯

現状と課題

近年、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者が関係する事故、死亡事故の割合が年々上昇しています。また、ながら運転やあおり運転による事故が多発しており、道路交通法の改正により罰則が重くなりました。今後もさらなる安全対策、交通安全指導の強化が求められています。

本町では、交通事故の防止・抑制に向け、警察や交通安全協会、交通指導隊、交通安全母の会の関係機関・団体との連携のもと、子どもや高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育をはじめ、広報活動や交通安全運動期間の啓発活動等を積極的に推進し、官民一体となって交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備等に努めています。

これらの対策等により交通事故は減少してきています。しかし、高齢者による安全確認の怠りや運転マナーの悪化などの要因による交通事故は増加しており、これからも高齢社会に対応した取組を進めていかなければなりません。

今後も、子どもや高齢者を中心とした、交通安全意識の高揚や、危険箇所や通学路を含む交通安全施設の整備等を行い、明るく住みよいまちづくりを進めていく必要があります。

防犯対策については、全国的に子どもが被害者となる凶悪犯罪の増加、高齢者等が被害者となる特殊詐欺事件やSNS等を使った顔のみえない犯罪の増加などが進む中、犯罪からの安全性の確保が特に重視されています。

本町では、警察や防犯協会、防犯指導隊等の関係機関・団体との連携のもと、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めていますが、少子高齢化や核家族化の進行、コミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されています。

今後も、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化をさらに進めていくとともに、被害者への支援に努める必要があります。

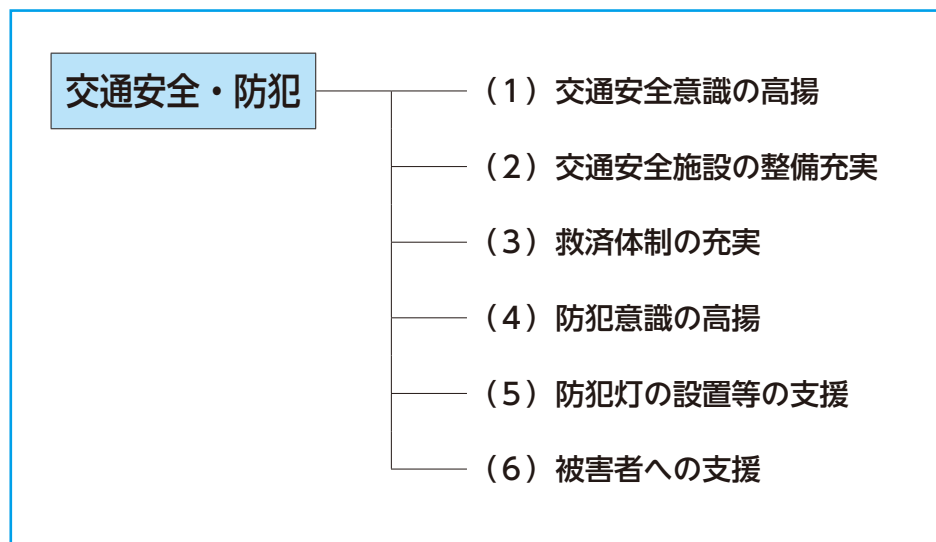
交通事故発生状況

(単位：件・人)

区分 年度	人身事故	死 者	負傷者	65歳以上
平成27年	29	0	33	11
平成28年	38	1	52	17
平成29年	34	2	44	22
平成30年	31	2	35	20
令和元年	21	0	23	16
計	153	5	187	86

資料：総務課

施策の体系



主要施策

(1) 交通安全意識の高揚

- ① 関係機関・団体との連携のもと、交通安全にかかわる行事や広報・啓発活動の充実に努めるとともに、保育所・認定こども園・学校・職場・地域社会などあらゆる機会をとらえた交通安全教育の徹底に努めます。
- ② 交通安全対策協議会の充実に努めるとともに、交通安全協会や交通指導隊、交通安全母の会等の関係団体の組織の充実に促進します。

(2) 交通安全施設の整備充実

- ① 交通量の増加が見込まれる国・県道について、交通安全施設の整備充実を関係機関に要請していきます。
- ② 町道において、区画線やカーブミラー、赤色交通安全灯の設置・修繕など、交通安全施設の整備充実を図ります。

(3) 救済体制の充実

交通事故被害者の救済を図るため、広報・啓発活動等を推進し、交通災害共済制度への加入を促進します。

(4) 防犯意識の高揚

- ① 関係機関・団体との連携のもと、防犯にかかわる行事や広報・啓発活動の充実等を通じて町民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの各種防犯・地域安全活動を促進します。
- ② 防犯協会や防犯指導隊等の関係団体の組織の充実を促進します。

(5) 防犯灯の設置等の支援

夜間における防犯環境の向上に向け、地域におけるＬＥＤ^{※46}防犯灯の新設・更新に対する支援を行います。

(6) 被害者への支援

警察署及び公的機関・団体、民間団体が連携した七戸地区犯罪被害者支援ネットワークの紹介を行うなど、犯罪被害者への支援に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
交通安全体制に関する町民の満足度	%	28.2	35.0
防犯体制に関する町民の満足度	%	24.4	35.0

注) 町民の満足度は、令和元年11月に実施した町民アンケート調査で「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した町民の割合。

※46 発光ダイオード。白熱灯に比べ大幅な省エネルギーが可能。

8. 消費者対策

現状と課題

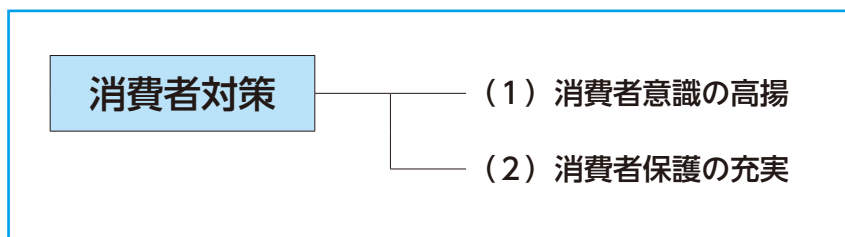
近年、消費者を取り巻く環境は、サービスの多様化やインターネット・スマートフォンの普及などにより大きく変化しており、それに伴い相談件数は年々増加し、内容も複雑かつ多様化しています。

中でも高齢者を狙った訪問販売や電話勧誘による被害が増加傾向にあり、自治体においてもこれらへの対応の強化が求められています。

本町ではこれまで、リーフレットの配布等による消費者への注意喚起や情報提供、計量器検査等を行ってきたほか、平成27年度からは、近隣市町村と連携して三沢市消費生活センターを開設し、消費者の相談に広域的に対応しています。

今後も引き続き、消費者自らがトラブルの防止や消費生活の質的向上を図れるよう、相談体制や啓発活動の維持・強化に努めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 消費者意識の高揚

広報紙やホームページ、リーフレットの活用、消費者生活講座の開催等を通じ、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を行い、消費者意識の高揚と知識の向上を図ります。

(2) 消費者保護の充実

- ① 広域連携のもと、三沢市消費生活センターにおける相談体制の充実に努めます。
- ② 町においても消費者相談窓口を引き続き設置し、身近な相談窓口として対応できるよう、研修等に積極的に参加し、知識の習得に努めます。
- ③ 消費者が不利益を受けることがないように、計量器検査の実施等により、商品の表示や安全性等の適正化を促進します。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
消費者対策の状況に関する町民の満足度	%	17.4	25.0

注) 町民の満足度は、令和元年11月に実施した町民アンケート調査で「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した町民の割合。

1. 土地利用・市街地整備

現状と課題

土地は、現在及び将来にわたって限られた貴重な資源であり、地域の持続的発展のためには、将来を十分に見据えた総合的かつ計画的な土地利用が求められます。

本町は、八甲田連峰の裾野に広がる、県下町村で4番目に広い総面積326.50km²の町で、大部分が山々から続く丘陵地や台地となっており、森林・原野と農用地が総面積の約70%を占めています。

また、本町では、青い森鉄道上北町駅・乙供駅周辺を中心に、総面積の約40%にあたる12,947haが都市計画区域に指定されており、このうちの366haに用途地域指定が行われています。用途地域の内訳をみると、住居系用途が最も多く283ha、次いで工業系用途が51ha、商業系用途が32haとなっています。

本町ではこれまで、平成21年度に策定した国土利用計画や都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用や市街地づくりを進めてきました。しかし、社会環境の変化に伴い、農用地面積が減少傾向にあり、基幹産業である農業の振興に向け、整備された優良農地の保全と有効活用を進めることが必要となっているほか、人々の環境・エネルギーへの意識が一層高まる中、豊かな自然や森林資源の保全に努めることが求められています。

また一方では、人口減少の進行等に伴い、市街地の空洞化や商店街の衰退、未利用地の増加などの問題が深刻化する中、魅力ある市街地づくりなど、町全体の持続的発展を見据えた積極的な土地利用を検討していくことも重要な課題となっています。

このため、今後は、令和元年度に策定した第2次国土利用計画等に基づき、土地利用関連計画の見直しや総合調整を行うとともに、町民の合意形成を進めながら、将来を十分に見据えた計画的な土地利用・市街地整備を推進していく必要があります。

土地利用の状況

(単位：ha)

年 \ 区分	農用地	森 林	原 野	水面・河川・水路	道 路	宅 地	その他	合 計
平成28年	8,384	11,166	3,195	6,595	550	793	1,967	32,650
平成29年	8,354	11,178	3,196	6,595	555	800	1,972	32,650
平成30年	8,312	11,205	3,197	6,595	558	813	1,970	32,650
令和元年	8,258	11,234	3,216	6,595	560	815	1,972	32,650
令和2年	8,209	11,247	3,239	6,595	609	826	1,925	32,650

注) 各年1月1日現在。

資料：税務課

都市計画区域及び用途地域指定状況

(単位：ha)

区 分	面 積
都 市 計 画 区 域	12,947
用 途 地 域	366
第一種中高層住居専用地域	20
第二種中高層住居専用地域	12
第一種住居地域	204
第二種住居地域	47
近隣商業地域	5
商業地域	27
準工業地域	10
工業地域	41
用 途 地 域 外	12,581

注) 令和2年4月1日現在。

資料：企画課

施策の体系

土地利用・
市街地整備

- (1) 土地利用関連計画の見直し・総合調整
- (2) 適正な土地利用への誘導
- (3) 市街地整備の検討・推進

主要施策

(1) 土地利用関連計画の見直し・総合調整

町民との協働のもと、将来を見据えた土地利用・市街地整備の方向性を十分に検討・協議し、第2次国土利用計画等に基づき、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、森林整備計画の見直しや総合調整を行います。

(2) 適正な土地利用への誘導

- ① 広報・啓発活動の推進等により、土地利用関連法・関連計画等についての周知に努めるとともに、これらに基づく規制・誘導に努め、適正な土地利用への誘導を図ります。
- ② 大規模な開発行為に関しては、総合開発審議会等において慎重に審議を行い、適正な土地利用への誘導を図ります。
- ③ 空家問題に関しては、環境・景観の保全と未利用地の発生防止・解消に向け、空家等対策計画に基づき、所有者への適正管理・利活用に関する啓発や改善・除却等の指導・勧告など、適切な措置に努めます。

(3) 市街地整備の検討・推進

重点プロジェクト⑩(総合戦略施策)

青い森鉄道上北町駅・乙供駅周辺を中心とする市街地について、町民との協働のもと、魅力ある市街地の形成について検討・研究し、その実現化に向けた取組を段階的に進めていきます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
土地利用の状況に関する町民の満足度	%	13.8	15.0

注) 町民の満足度は、令和元年11月に実施した町民アンケート調査で「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した町民の割合。

2. 住宅、定住・移住対策

現状と課題

快適で安全・安心な住まいを確保することは、人々が定住するための基本的な条件であり、住宅の量の確保はもとより、質の向上が求められています。

また、地方創生の時代が到来し、住宅施策などと連動した定住・移住促進施策の一層の充実が求められています。

令和2年度において水喰団地が用途廃止され、本町には、朝日・みどりヶ丘・栄・丘ノ上の4団地、合計182戸の町営住宅があります。

本町ではこれまで、平成29年度に改定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存住宅の設備の改修など適正な維持管理を行い、長寿命化に努めてきました。

今後とも、快適・安全・安心な住環境の確保に向け、同計画に基づき、既存住宅の維持管理等に努める必要があります。

また、本町では、地震に備え、民間住宅等の耐震化を支援しているほか、小川原湖をはじめとする公共用水域の水質保全と住環境の改善等に向け、民間住宅のリフォームの支援を行っています。今後とも、安全で住みよい環境づくりのため、これらの取組を積極的に進めていく必要があります。

さらに、これらの住宅施策と連動した定住・移住促進施策として、町内の民間賃貸住宅に入居する新婚夫婦世帯に対して家賃の一部を補助する事業を行っています。

今後は、人口減少の抑制・地方創生に向け、本事業をはじめ、定住・移住を直接的にサポートする施策を積極的に推進する必要があります。

第5章 発展を支える生活基盤が整った

町営住宅の状況

(単位：戸)

団 地 名	戸 数	建設年度
朝日団地	15	平成17年
//	13	平成18年
// (シルバーハウジング)	10	平成16年
みどりヶ丘団地	15	平成11年
//	13	平成12年
//	8	平成13年
// (特公賃)	4	平成13年
栄団地	30	平成3年
//	19	平成4年
//	1	平成9年
丘ノ上団地	12	平成5年
//	12	平成7年
//	12	平成8年
//	18	平成9年
合 計	182	—

注) 令和2年4月1日現在。

資料：建設課

施策の体系

住宅、定住・ 移住対策

- (1) 町営住宅の適正管理等の推進
- (2) 民間住宅の住環境向上の支援
- (3) 新たな住宅地の形成の検討
- (4) 定住・移住促進施策の推進
- (5) 結婚支援施策の推進
- (6) 地域おこし協力隊の導入・活用

主要施策

(1) 町営住宅の適正管理等の推進

重点プロジェクト⑪(総合戦略施策)

快適・安全・安心な住環境づくりに向け、公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存住宅の適正な維持管理等に努めます。

(2) 民間住宅の住環境向上の支援

重点プロジェクト⑪(総合戦略施策)

- ① 地震に備え、耐震改修促進計画に基づき、民間住宅等の耐震診断・耐震改修の支援を行います。
- ② 小川原湖をはじめとする公共用水域の水質保全と住環境の改善等に向け、トイレの水洗化を含む民間住宅のリフォームの支援を行います。

(3) 新たな住宅地の形成の検討

重点プロジェクト⑪(総合戦略施策)

定住・移住の促進に向け、市街地整備の検討に合わせ、新たな住宅地の形成について検討していきます。

(4) 定住・移住促進施策の推進

重点プロジェクト⑪(総合戦略施策)

- ① 定住・移住希望者からの相談に効果的に対応できるよう、移住相談体制の充実を図ります。
- ② 若い夫婦の定住・移住を促進するため、町内の民間賃貸住宅に入居する新婚夫婦世帯に対する家賃補助を引き続き行います。
- ③ 空家の有効活用による定住・移住の促進に向け、町内の空家の情報を収集し、定住・移住希望者に提供する空き家バンク制度の充実を図ります。
- ④ 町民及び移住者の住宅の確保を支援する施策など、新たな支援施策について検討し、その推進に努めます。

(5) 結婚支援施策の推進

重点プロジェクト⑪(総合戦略施策)

- ① 県や広域等で行われる結婚支援に関するイベント等の情報の収集・提供に努めます。
- ② 関係団体等による独身男女の交流会の開催を促進します。

(6) 地域おこし協力隊の導入・活用

重点プロジェクト⑪(総合戦略施策)

地域おこし協力隊の導入・活用を図り、地域振興や定住・移住の促進につながる様々な取組を進めます。

目標指標 (ベンチマーク)

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
新婚世帯定住促進支援事業助成件数	件	27	30
自然にやさしい住宅リフォーム支援事業助成件数	件	37	現状より増加
空き家バンク申請件数	件	2	37



町営住宅・丘ノ上団地



町営住宅・朝日団地

3. 道路・公共交通

現状と課題

道路や公共交通は、住民の日常生活や地域の産業・経済活動を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な社会基盤です。

本町の道路網は、令和2年4月現在、国道4路線（4号・45号・279号・394号）、県道11路線（主要地方道4路線、一般県道7路線）、町道689路線等によって構成されています。

また、本町では、東北縦貫自動車道八戸線とみちのく有料道路を結ぶ上北自動車道の整備が進められ、平成24年度に上北道路、平成29年度に上北天間林道路が開通し、上北IC及び東北ICがそれぞれ設置され、平成22年度に開業した東北新幹線七戸十和田駅をはじめとする高速交通網や県内主要都市へのアクセスが向上しています。さらに今後も、上北自動車道の整備進展等に伴い、広域的アクセスの一層の向上が見込まれ、観光・交流機能の強化や産業振興、市街地の活性化などが期待されています。

本町ではこれまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や高齢化が進む中、一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められているほか、「道路法」の改正による橋梁の定期点検の義務化により、定期点検等の結果を踏まえた維持補修が必要となっています。

今後は、このような状況を踏まえ、広域的な幹線道路から身近な生活道路に至るまで、町内道路網の計画的な整備及び維持補修に取り組む必要があります。

また、本町の公共交通については、青い森鉄道が走り、小川原駅、上北町駅、乙供駅、千曳駅の4つの駅が設置されているほか、民間の路線バスが運行されています。また、町においても町民バスを運行しています。

これらは、広域的な移動手段として、また町民生活における身近な交通手段として、今後とも欠かせないものであることから、利活用に向けた取組を進めながら、その維持・確保、利便性向上等に努める必要があります。

第5章 発展を支える生活基盤が整った

道路の状況

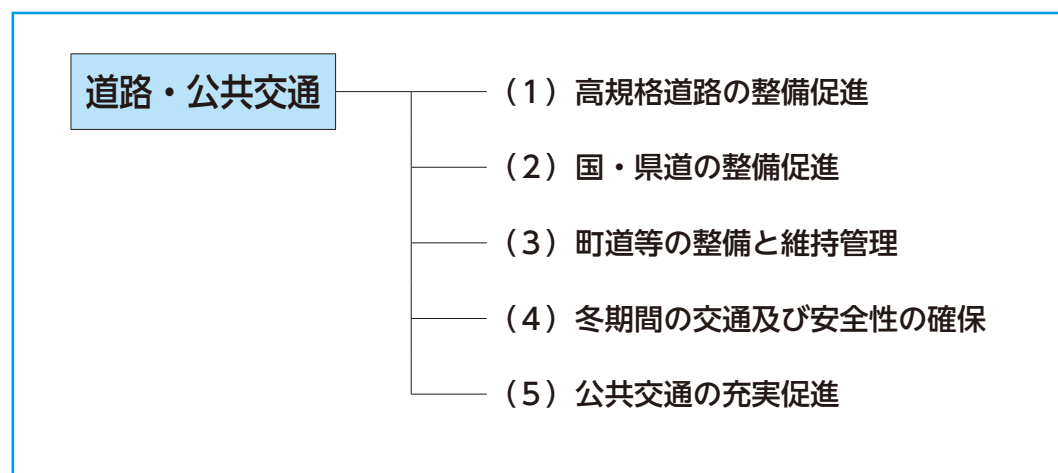
(単位：km・%)

区分 \ 路線数等	路線数	実延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
総数	704	718.96	495.15	68.9	472.06	65.7
国道	4	22.19	22.19	100.0	22.19	100.0
県道	11	92.07	73.52	79.9	81.15	88.1
町道	689	603.9	399.44	66.1	368.72	61.1

注) 令和2年4月1日現在。

資料：建設課・青森県県土整備部道路課

施策の体系



主要施策

(1) 高規格道路の整備促進

立地条件と交通の便の一層の向上、これに伴う町のさらなる発展に向け、上北自動車道及び下北半島縦貫道路の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

(2) 国・県道の整備促進

東北新幹線七戸十和田駅や上北自動車道ⅠＣ、六ヶ所村等へのアクセスの向上に向け、国道394号の整備、東北ⅠＣへのアクセス道路の整備をはじめ、国・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

(3) 町道等の整備と維持管理

国・県道との連携や役割分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、また地域ミニ計画による地域の要望を踏まえながら、幹線町道から身近な生活道路に至るまで、町道網及び橋梁の整備を計画的・効率的に推進するとともに、町民との協働のもと、適正管理、維持補修に努めます。

(4) 冬期間の交通及び安全性の確保

関係機関との連携のもと、除雪体制の充実や凍結防止対策・防雪対策の強化を進め、冬期間の交通及び安全性の確保に努めます。

(5) 公共交通の充実促進

- ① 青い森鉄道の維持・存続に向け、沿線自治体で組織する青い森鉄道線利活用推進協議会の活動に合わせ、利活用に向けた多面的な取組を進めます。
- ② 町民の日常生活に欠かせない身近な交通手段として、路線バスの維持・確保、利便性向上に努めるとともに、町民バスの運行の充実に努めます。
- ③ 広域的連携のもと、公共交通ネットワークの充実に向けた取組を進めます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
町道改良率	%	66.1	68.0
町道舗装率	%	61.1	63.0
コミュニティバスの運行	—	8路線	継続実施

4. 情報化

現状と課題

近年、AIやIoT、RPA^{※47}などによる「仕事や生活環境の自動化」が進んでいます。また、クラウドコンピューティング^{※48}の発展や新たな情報通信技術5G^{※49}の普及などにより、これまでの働き方や住民生活、経済活動が大きく変化することが予想されています。

本町では、光ファイバ整備事業により、町内全世帯・全事業所において超高速インターネットやケーブルテレビ（町の自主放送、地上デジタル放送等の再送信）が利用可能となっているほか、災害時の通信手段の確保等のため、公衆無線LAN^{※50}環境を整備しています。また、こうした通信環境を利用し、ホームページや東北町テレビ、SNSによる情報発信も行っています。

さらに、町民の利便性向上のため、行政に対する申請をインターネット環境からワンストップで行える取組も一部始めるなど、電子自治体のさらなる構築に向けた各種システムの整備・更新を引き続き行っているところです。

一方、課題として、各種制度の多様化・複雑化によってシステムや情報セキュリティ対策^{※51}に要求されるレベルが高まっており、それに比例して、対応する労力や経費が膨らんでいる点があげられます。

今後、情報化は、人口減少・高齢化などによる人手不足や地域経済の停滞などの課題を解決するための重要な柱となることが予想されています。

本町は、光ファイバ環境が整っている利点を生かしたさらなる情報化を推進し、人口減少により歳入や職員数が減少しても行政サービスの質を低下させないための取組としてAI、RPAなどの活用や自治体クラウドなどによるシステムの共同調達を視野に入れながら、行政運営の効率化を進め、新たな社会（Society5.0）に対応できるスマート自治体の構築を進めていく必要があります。

※47 ロボットにより業務を自動化する仕組み。

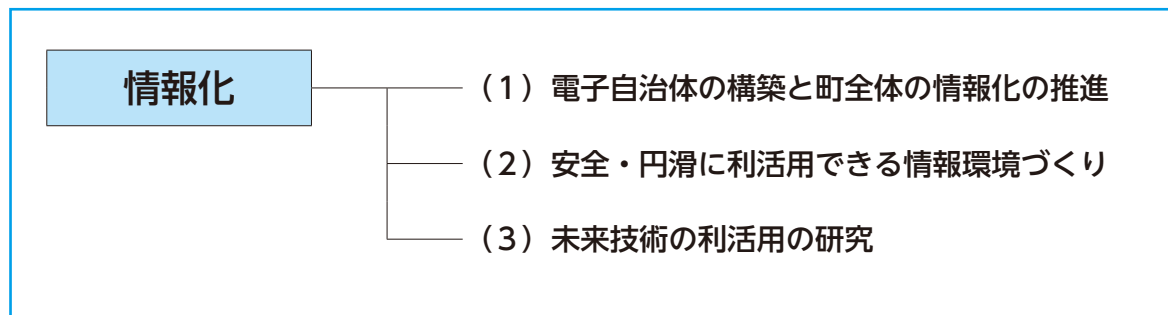
※48 従来は手元のコンピュータで管理・利用していたソフトウェアやデータなどを、インターネットなどを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式。

※49 第5世代移動通信システム。超高速化、超多数同時接続、超低遅延を実現する仕組み。

※50 無線通信システムを利用してインターネットへの接続を提供するサービス。

※51 コンピュータへの不正侵入、データの改ざんや破壊、情報の漏えい、ウイルスの感染などがなされないよう、安全を確保すること。

施策の体系



主要施策

(1) 電子自治体の構築と町全体の情報化の推進

- ① 電子自治体の構築をさらに進めるため、これまで導入した各種システムの維持・更新を行うとともに、国・県等との連携により、システム等を低コストで効率的に共同利用できる自治体クラウドの導入も検討しながら、行政内部のＩＣＴ環境の一層の充実を図ります。
- ② すべての町民が等しく情報サービスを利用することができるよう、通信事業者と連携し、超高速インターネットの利用促進に努めます。
- ③ 町全体の情報化の視点に立ち、町民ニーズを的確に把握しながら、東北町テレビによる行政情報の提供の充実に努めるとともに、５Ｇ等を利活用した町民生活に役立つ新たな情報サービスについて研究し、その実現化を段階的に進めていきます。
- ④ 情報発信の充実はもとより、災害時の通信手段の確保や観光客の利便性向上に向け、必要に応じて公衆無線ＬＡＮ環境の整備を進めます。

(2) 安全・円滑に利活用できる情報環境づくり

- ① 各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策を推進します。
- ② 情報化を支える職員の育成に向け、ＩＣＴに関する教育・研修等を推進します。

第5章 発展を支える生活基盤が 整ったまち

(3) 未来技術の利活用の研究

重点プロジェクト⑩(総合戦略施策)

新たな社会（Society 5.0）づくりに向け、本町のまちづくりにおけるロボット、AI、IoTなどの未来技術の利活用の可能性について研究を進めます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
情報通信環境に関する町民の満足度	%	16.2	25.0

注) 町民の満足度は、令和元年11月に実施した町民アンケート調査で「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した町民の割合。

1. 男女共同参画

現状と課題

わが国では、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に様々な利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき男女共同参画の実現が求められています。

国では、平成11年度に制定した「男女共同参画社会基本法」に基づき、これまで4次にわたる男女共同参画基本計画を策定し、令和2年度には、第5次の計画を策定しました。

本町においても、こうした流れを踏まえ、平成23年度に男女共同参画プランを策定し、「“あきらめ”から“チャレンジ”のステージへ」を目標に、広報紙やチラシなどによる意識啓発の推進、審議会や委員会等への女性の登用をはじめ、男女共同参画社会づくりに向けた各種の取組を進めてきました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担意識がいまだに根強く残っているほか、男女がともに社会参画するための環境整備も十分とはいえません。

また、近年、DV^{*52}などの男女間の暴力や虐待が社会問題化し、これらへの対応も求められています。

このため、これまでの取組の成果と課題、国・県の動向等を踏まえ、男女共同参画プランの見直しを行うとともに、これに基づき、すべての町民の男女平等意識の高揚をはじめ、男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で参画することができる社会の実現に向けた施策を一層積極的に進めていく必要があります。

*52 ドメスティック・バイオレンス。親しい男女間における暴力や虐待。

施策の体系

男女共同参画

- (1) 男女共同参画推進体制の充実
- (2) 男女共同参画社会への意識づくり
- (3) 男女共同参画の社会環境づくり

主要施策

(1) 男女共同参画推進体制の充実

これまでの取組の成果と課題、国や県の動向等を踏まえ、第2次男女共同参画プランを策定し、推進体制の充実を図ります。

(2) 男女共同参画社会への意識づくり

広報・啓発活動や学校教育・社会教育など、様々な場や機会を通じ、ジェンダー^{※53}平等に向けた啓発・教育を推進します。

(3) 男女共同参画の社会環境づくり

- ① DVなどの暴力、ストーカー行為等の被害の防止、被害者に対する相談・支援体制の充実など、男女間のあらゆる暴力等の根絶に努めます。
- ② 町の審議会等の委員への女性の登用拡大や町における女性職員の積極的登用、企業・各種団体等における女性の積極的登用の要請など、政策方針決定過程への女性の参画促進に努めます。
- ③ 男性の家事・育児・介護等への参画促進に向けた取組の推進や、男女がともに地域活動へ参画しやすい環境の整備に向けた取組の推進など、家庭・地域における男女共同参画の促進に努めます。
- ④ 安心して出産・育児ができる職場環境の整備促進や育児・介護休業制度の定着と利用促進に向けた取組の推進など、ワーク・ライフ・バランスの支援に努めます。

※53 社会的性別。社会によってつくり上げられた「男性像」「女性像」などの男女の別。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 （実績値）	令和7年度 （目標値）
男女共同参画の状況に関する町民の満足度	%	14.4	20.0

注）町民の満足度は、令和元年11月に実施した町民アンケート調査で「満足している」と「どちらかといえば満足している」と回答した町民の割合。

2. コミュニティ

現状と課題

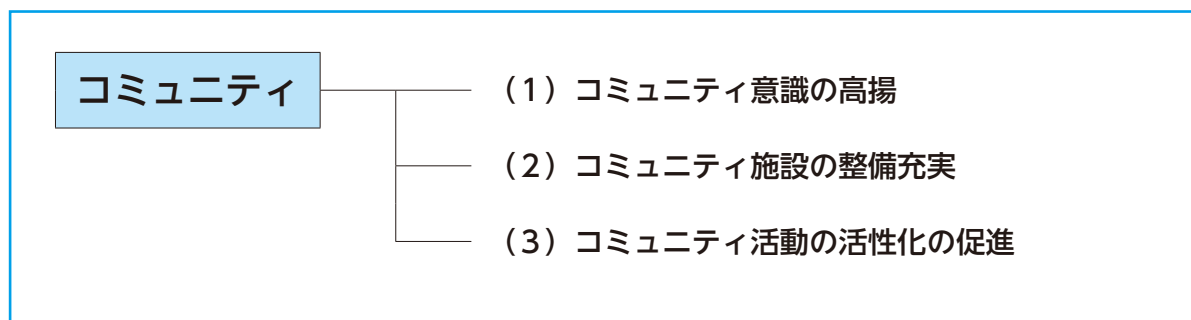
わが国では、少子高齢化・人口減少の急速な進行や価値観の多様化等に伴い、全国的にコミュニティの弱体化、支え合う機能の低下が懸念されており、高齢者の見守り、台風や地震などによる自然災害への対応などを、身近な地域で支え合いながらとに行う、共助の精神に立った地域共生社会づくりが求められています。

本町では、集落ごとに町内会が組織され、自主的な活動が展開されているほか、地域住民と職員が協働して地域ミニ計画を策定するなど、地域の活性化や独自の地域づくりに向けた様々な活動が行われています。

しかし、本町においても、少子高齢化・人口減少の急速な進行等を背景に、コミュニティの弱体化が進みつつあるほか、限界集落^{*54}の発生も懸念されており、持続可能なコミュニティの形成が求められています。

このため、コミュニティ施設の整備充実、地域における自主的なコミュニティ活動への支援、地域ミニ計画の策定・推進に対する支援をはじめ、将来にわたるコミュニティの維持・活性化を促す取組を進めていく必要があります。

施策の体系



^{*54} 住民の50%以上が65歳以上の高齢者となり、社会的共同生活が困難になった集落。

主要施策

(1) コミュニティ意識の高揚

広報紙やホームページ、東北町テレビ等を活用し、コミュニティや住民自治、地域における支え合いの重要性に関する啓発や、実際のコミュニティ活動の紹介などを行い、町民のコミュニティ意識の高揚と町内会への加入促進に努めます。

(2) コミュニティ施設の整備充実

重点プロジェクト⑫(総合戦略施策)

老朽化への対応や利用しやすい環境づくりに向け、集会所等のコミュニティ施設の整備充実を進めます。

(3) コミュニティ活動の活性化の促進

重点プロジェクト⑫(総合戦略施策)

- ① 地域における郷土芸能の保存や環境衛生をはじめ、自主的なコミュニティ活動の活性化に向け、関係機関との連携のもと、助成事業の活用に努めます。
- ② 職員の地域分担制の充実のもと、地域ミニ計画の策定に対する支援を強化するとともに、これを反映した道路整備などの地域環境の整備を積極的に推進します。
- ③ 限界集落の発生への対応も含め、将来にわたって持続可能なコミュニティ体制の確立を図るため、新たな支援制度について検討・研究し、その推進に努めます。

目標指標 (ベンチマーク)

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
地域ミニ計画による道路等の整備件数 (累計)	件	393	412

3. 協働のまちづくり

現状と課題

限られた経営資源^{※55}を有効に活用し、社会環境の変化に伴い増大・多様化する行政ニーズに的確に対応し、自立した自治体をつくり上げ、持続させていくためには、住民や住民団体、民間企業と行政が、希望と危機感を共有しながら、ともに役割と責任を担い、協働してまちづくりを進めていくことが重要です。

本町では、町民等と行政が情報を共有できるよう、広報紙やホームページを中心とする広報活動を推進するとともに、町民等のニーズを把握し町政へ反映させるため、各種アンケート調査の実施などの広聴活動を推進しています。また、情報公開条例に基づき、情報公開を行っているほか、町の各種計画の策定・推進にあたっては、審議会や委員会の開催、パブリックコメント^{※56}の実施などを通じ、町民等の積極的な参画・協働に努めています。

今後は、より多くの分野で町民等と行政が知恵と力を合わせた協働のまちづくり、町民や住民団体、民間企業等の多様な主体がともに公共を担うまちづくりに向け、情報の共有やニーズの把握・反映を一層進めながら、協働体制の確立に向けた多様な取組を総合的・計画的に進めていく必要があります。

施策の体系

協働のまちづくり

- (1) 広報・広聴機能の強化と情報の公開
- (2) まちづくり意識の高揚
- (3) NPO等の活用
- (4) 多様な分野における町民等の参画・協働の促進

※55 人・物・財源。

※56 ホームページ等を活用し、広く公（パブリック）に意見や情報、改善案など（コメント）を求める手続き。

主要施策

(1) 広報・広聴機能の強化と情報の公開

重点プロジェクト⑫(総合戦略施策)

- ① 広報紙の内容充実及び読みやすい紙面づくりを進め、広報機能の強化を図ります。
- ② 各種アンケート調査の充実を図り、広聴機能の強化に努めます。
- ③ ホームページの定期的な内容の更新、意見・質問等への迅速な対応等を図り、広報・広聴機能の強化に努めます。
- ④ 公正で開かれた町政を推進するため、情報公開条例に基づき、情報の公開を図ります。

(2) まちづくり意識の高揚

広報・啓発活動や教育活動など様々な場や機会を通じ、町の現状や課題、今後のまちづくりに関する情報提供や学習機会の提供を図り、町民のまちづくり意識の高揚と知識の向上を促進します。

(3) NPO等の活用

協働のまちづくりの担い手として、NPO等の活用に努めます。

(4) 多様な分野における町民等の参画・協働の促進

重点プロジェクト⑫(総合戦略施策)

- ① 文化行事やイベントの企画・開催への町民等の参画・協働を促進します。
- ② 審議会等の委員の一般公募やパブリックコメントの実施等を通じ、町の各種計画の策定・実施・評価・見直しへの町民等の参画・協働を促進します。
- ③ 公共施設の整備・管理や公共サービスの提供等への町民団体・民間企業等の参入を促進します。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)
ホームページアクセス件数（月平均）	件	23,396	現状より増加

4. 行財政運営

現状と課題

地方の産業・経済の低迷や人口減少の進行等による歳入の減少といった厳しい状況が予想される中、将来にわたって安定的な自治体経営を進めていくためには、地方創生を推進するとともに、行財政改革に引き続き取り組んでいく必要があります。

本町ではこれまで、厳しい財政状況の中で町政の抱える重要課題に対応しつつ、自主自立のまちづくりを進めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるため、平成26年度に策定した第3次行政改革大綱等に基づき、行財政改革を積極的に推進し、着実にその成果を上げてきました。

しかし、今後さらに加速する少子高齢化や人口減少をはじめとする社会環境の変化に伴い、行政ニーズはこれまで以上に増大し、かつ多様化していくことが見込まれ、一方、国では「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」に沿って具体化された改革工程表をもとに、「経済・財政一体改革」を着実に推進するとともに、財政健全化目標の達成を目指すとしており、今後は極めて厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、真に自立可能・持続可能なまちづくりを進めていくためには、民間経営理念・手法導入の視点、町民満足度向上の視点に立ち、行財政運営のあり方自体を常に点検・評価しながら、さらなる改革を進めていく必要があります。

このため、今後は、これまでの取組の成果と課題を踏まえて令和2年度に策定した第4次行政改革大綱等に基づき、さらなる行財政改革を計画的に推進していくことが必要です。

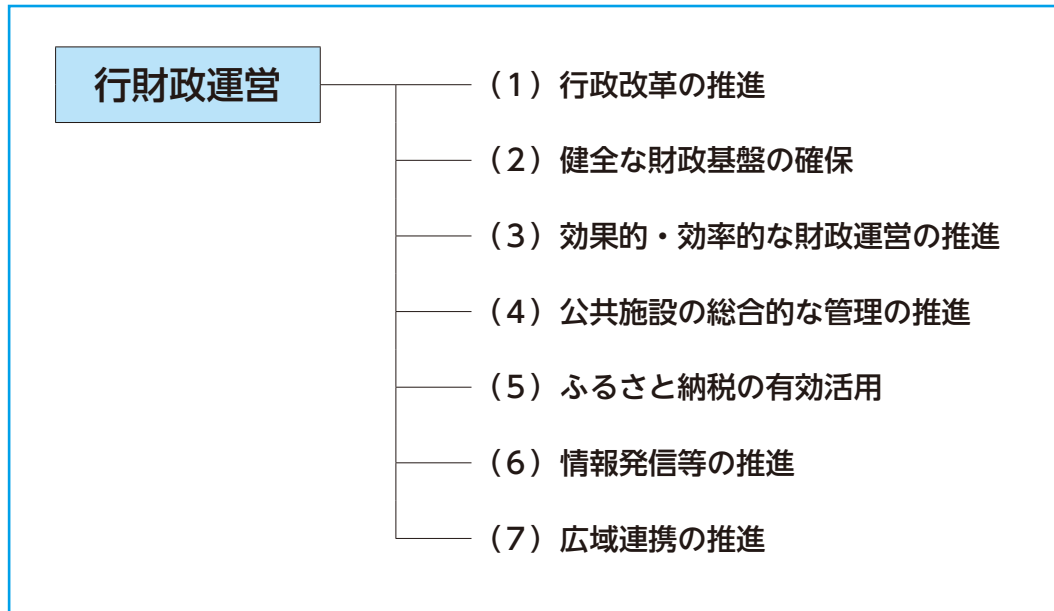
また、財源の確保や財政負担の軽減に向け、公共施設等の総合的な管理やふるさと納税の有効活用を図るほか、町の知名度やイメージを向上させ、様々な分野で活性化を進めるため、戦略的な情報発信・プロモーション活動^{※57}を推進する必要があります。

広域連携については、中部上北広域事業組合や上十三・十和田湖広域定住自立圏による取組を行っていますが、今後とも、効率的な行財政運営の推進、スケールメリット^{※58}の活用に向け、共同事業や連携事業を積極的に推進していく必要があります。

※57 販売促進活動。この場合、町の魅力を広く発信し、町を売り込む活動のこと。

※58 規模を大きくすることによって得られる効果や利益。

施策の体系



主要施策

(1) 行政改革の推進

行政改革大綱等に基づき、事務事業の再編・整理、廃止・統合や民間委託等の推進、定員管理・給与の適正化、職員の能力向上と意識改革など、さらなる行政改革を計画的に推進します。

(2) 健全な財政基盤の確保

- ① 限られた財源を効率的に活用するため、歳出経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。
- ② 課税対象の的確な把握や収納率の向上対策の積極的推進、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し等を図り、自主財源の確保を図るとともに、年々人口減少が進行していく中で、町の状況に見合う有効な国・県の各種補助制度の活用を図ります。

(3) 効果的・効率的な財政運営の推進

財政の見通しを毎年度作成するとともに、財政状況の分析・公表を行いながら、費用対効果や重要度、緊急度等を総合的に勘案して財源配分の重点化を図り、効果的・効率的な財政運営を推進します。

(4) 公共施設の総合的な管理の推進

財政負担の軽減や将来を見据えた最適な配置に向け、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。

(5) ふるさと納税の有効活用

重点プロジェクト⑬(総合戦略施策)

ふるさと納税や企業版ふるさと納税の取組を効果的に推進し、まちづくりの財源として有効活用していくとともに、本町のファンとなり、応援してくれる関係人口の増加につなげていきます。

(6) 情報発信等の推進

重点プロジェクト⑬(総合戦略施策)

町の知名度やイメージを向上させ、観光客はもとより、移住者や関係人口を増やすとともに、町民の町への愛着を高めるため、ホームページやSNS、マスコミ、イベントの活用をはじめ、様々な媒体・機会を活用し、効果的・戦略的な情報発信・プロモーション活動を推進します。

(7) 広域連携の推進

- ① 定住のために必要な生活機能を広域的に確保して圏域全体の活性化を図るため、上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンに基づく連携事業を積極的に推進します。
- ② 効率的な行財政運営の推進に向け、中部上北広域事業組合による共同事業の効果的推進に努めます。
- ③ むつ小川原開発地域において、地域の特性を生かした産業の振興を図り、活力ある豊かな地域社会の形成を進めるため、公益財団法人むつ小川原産業活性化センターによる共同事業の効果的推進に努めます。

目標指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	令和元年度 （実績値）	令和7年度 （目標値）
ふるさと納税申込件数	件	661	現状より増加
実質公債費比率 ^{※59}	%	11.7	11.5以下
将来負担比率 ^{※60}	%	118.2	115.0以下

※59 地方公共団体の借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの。
※60 地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払うことになる可能性のある負担等の、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの。



資料編

東北企画第1086号

令和3年2月24日

東北町総合開発審議会

会 長 笹 倉 健 殿

東北町長 蛭 名 鉦 治

第2次東北町総合振興計画後期基本計画（案） について（諮問）

東北町総合開発審議会条例（平成17年3月条例第27号）に基づき、
第2次東北町総合振興計画後期基本計画（案）について、諮問いたしますので、十分なるご審議のうえ答申して下さるようお願い申し上げます。

令和3年2月25日

東北町長 蛭 名 鉦 治 様

東北町総合開発審議会
会 長 笹 倉 健

**第2次東北町総合振興計画後期基本計画（案）
について（答申）**

令和3年2月24日付け東北企画第1086号で当審議会に諮問のあった、第2次東北町総合振興計画後期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、おおむね適正であると認められるのでここに答申します。

なお、施策の実現については、最大限の努力を払われますよう要望します。

令和3年2月15日

東北町長 蛭 名 鉦 治 様

東北町まちづくり委員会
会 長 山 本 俊
(公印省略)

令和2年度東北町まちづくり委員会報告書

このことについて、東北町まちづくり委員会は、第2次東北町総合振興計画後期基本計画の検討原案について、下記により会議を開催し、別紙のとおり内容を取りまとめましたので報告します。

なお、上記計画等の策定にあたっては、各委員の意見及び提案について配慮されるよう要望します。

記

■第1回会議 令和3年1月20日（水）

■第2回会議 令和3年2月10日（水）



小川原湖畔の桜並木



第2次 東北町総合振興計画 後期基本計画

令和3年3月

発行／東北町

〒039-2492 青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484

TEL: 0176-56-3111 (代表)

FAX: 0176-56-3110

URL: <http://www.town.tohoku.lg.jp/>



町ホームページからご覧になれます。

東北町

